

学 修 要 覧

2 0 2 4 年度



Juntendo University

Graduate School of Health Care and Nursing

順天堂大学大学院医療看護学研究科

目 次

2024年度学年暦	2
順天堂大学大学院医療看護学研究科の趣旨	3
学則・規程.....	9
看護学専攻【博士前期課程】	51
履修指導、研究指導の方法、修了要件、専門看護師及び履修モデル	54
2024年度博士前期課程学位申請の手引き	73
看護学専攻【博士後期課程】	85
履修指導、研究指導の方法、修了要件、履修モデル	88
2024年度博士後期課程学位申請の手引き	93
実習について	119
実習における倫理的行動の指針	121
実習にあたっての心得	122
学生生活について	135
学生生活	137
健康管理と健康相談等	146
施設利用	149

2024年度大学院医療看護学研究科学年暦

(グローバルナーシングコースは別紙)

	日	月	火	水	木	金	土	共通				博士前期課程				博士後期課程			
2024		1	2	3	4	5	6	3	水	入学式		3	水	入学式	M1	3	水	入学式	D1
4月	7	8	9	10	11	12	13	4	木	健康診断(浦安)		4	木	全体オリエンテーション(浦安)	M1	4	水	全体オリエンテーション(浦安)	D1
	14	15	16	17	18	19	20	5	金	履修登録期限				指導教員オリエンテーション	M12			指導教員オリエンテーション	D123
	21	22	23	24	25	26	27	8	月	前期授業開始									
	28	29	30					12	金	履修変更期限									
5月				1	2	3	4												
	5	6	7	8	9	10	11												
	12	13	14	15	16	17	18	15	水	創立記念日		14	火	研究計画書提出期限	M2	14	火	研究計画書提出期限	D2
	19	20	21	22	23	24	25					25	土	研究計画発表会	M2	25	土	研究経過発表会	D2
	26	27	28	29	30	31													
6月							1												
	2	3	4	5	6	7	8					5	水	論文審査委員希望届提出期限	M2	5	水	論文形式・審査委員希望締切	D3
	9	10	11	12	13	14	15					19	水	*論文審査委員決定	M2	19	水	*論文審査委員決定	D3
	16	17	18	19	20	21	22												
	23	24	25	26	27	28	29												
	30																		
7月		1	2	3	4	5	6									1	月	研究計画書審査受付開始	D1
	7	8	9	10	11	12	13									3	水	予備審査希望受付締切	D3
	14	15	16	17	18	19	20												
	21	22	23	24	25	26	27												
	28	29	30	31															
8月					1	2	3												
	4	5	6	7	8	9	10	6	火	夏季休業	～9/3					1	木	予備審査期間	～8/31
	11	12	13	14	15	16	17												
	18	19	20	21	22	23	24												
	25	26	27	28	29	30	31												
9月	1	2	3	4	5	6	7	9	月	授業再開									
	8	9	10	11	12	13	14	9	月	前期補講期間	～9/15								
	15	16	17	18	19	20	21	13	金	履修変更期限	～9/28								
	22	23	24	25	26	27	28	21	土	前期試験週間						18	水	*予備審査報告	D3
	29	30						28	土	前期終了									
								30	月	後期授業開始									
10月			1	2	3	4	5					1	月	研究計画書審査受付開始	M1				
	6	7	8	9	10	11	12												
	13	14	15	16	17	18	19												
	20	21	22	23	24	25	26												
	27	28	29	30	31														
11月						1	2									6	水	第1次論文提出期限	D3
	3	4	5	6	7	8	9												
	10	11	12	13	14	15	16												
	17	18	19	20	21	22	23												
	24	25	26	27	28	29	30												
12月	1	2	3	4	5	6	7												
	8	9	10	11	12	13	14												
	15	16	17	18	19	20	21												
	22	23	24	25	26	27	28	28	土	冬季休業	～1/3								
	29	30	31																
2025				1	2	3	4	4	土	授業再開									
1月	5	6	7	8	9	10	11					6	月	第1次論文提出期限	M2	6	月	最終論文提出期限	D3
	12	13	14	15	16	17	18									7	火	最終試験(口頭試問)期間	D3
	19	20	21	22	23	24	25											(～1/31)	
	26	27	28	29	30	31													
2月							1	1	土	後期補講期間	～2/7								
	2	3	4	5	6	7	8					3	月	最終論文提出期限	M2				
	9	10	11	12	13	14	15	10	月	後期試験週間	～2/21	4	火	口頭試問期間(～2/28)	M2				
	16	17	18	19	20	21	22									19	水	*博士論文最終審査	D3
	23	24	25	26	27	28		24	月	春季休業						22	土	博士論文発表会	D3
3月							1												
	2	3	4	5	6	7	8					5	水	*修士論文最終審査	M2				
	9	10	11	12	13	14	15					6	木	修士論文発表会	M2				
	16	17	18	19	20	21	22					未		修了式	M2	未		修了式	D3
	23	24	25	26	27	28	29												
	30	31						31	月	後期終了		31	月	研究進捗報告書・	M1	31	月	研究進捗報告書・	D12
														次年度研究指導計画書提出期限				次年度研究指導計画書提出期限	

*は研究科委員会、または研究指導教員が該当

※上記日程は変更となる場合があります。

※研究計画書の可否については、研究科委員会の審査により決定する。

※研究計画書受付 <研究科委員会>

原則、開催日(毎月第2or第3水曜日)の1週間前までの提出:当月審査。毎月それ以降の提出:翌月審査。

合格となったものから随時倫理委員会に申請。

順天堂大学大学院医療看護学研究科の趣旨

順天堂大学は、学祖佐藤泰然が 1838 年（天保 9 年）に江戸薬研堀にオランダ医学塾を開設し、日本最古の西洋医学塾として始まった。順天堂大学は、大学院医学研究科（修士課程・博士課程）、スポーツ健康科学研究科（博士前期課程・後期課程）、医療看護学研究科（博士前期課程・後期課程）、学部として医学部および 6 附属病院、スポーツ健康科学部、医療看護学部、保健看護学部、国際教養学部、保健医療学部から構成されている。本学は他者を思い、慈しむ心「仁」を学是とし、わが国有数の「健康総合大学」として、人々の健康の維持・増進・回復に寄与するとともに、自らも常に健康を意識し、健康を維持・増進できる医療人や健康維持管理・健康予防に携わる者、スポーツ教育者を育成することを目的として発展してきた。

1. 順天堂における看護教育の沿革

順天堂における看護教育は、明治 29 年、順天堂医院における看護婦養成をもって始まり、平成 8 年には、看護教育 100 周年を迎え、すでに 1 世紀を越える歴史と伝統をもっている。これまでに、七千数百人に及ぶ看護職者を養成し、世に送り出してきた。卒業生は、看護職者として医療機関をはじめとするさまざまな分野において「仁」の精神を理念として、質の高い保健・医療サービスを提供してきた。さらに順天堂の卒業生は常に“患者中心”を信条に、患者のもつ自然治癒力を支える『身心を癒す看護』を実践し、順天堂の歴史と伝統を培ってきた。

平成 16 年 4 月、順天堂医療短期大学を改組して、順天堂大学医療看護学部を開設し、看護教育の 4 年制化を図った。平成 19 年 4 月には、大学院医療看護学研究科を開設し、看護の専門分野における指導的役割を果たす人材の育成を図ってきた。そして平成 26 年 4 月、看護学を探究できる能力を有し、研究成果に基づいた質の高い医療・看護を人々に提供できる判断力と実践能力を身に付けた看護専門職者の教育を行うための教育者・研究者及び科学的視点を持った高度実践看護職者を育成するため、博士後期課程を開設した。

2. 医療看護学研究科の教育理念

我が国は、他の国に見られないスピードで少子高齢社会が進み、医療をめぐる環境はめまぐるしく変化している。超高齢社会を迎えた現在では、国民の健康に対する関心が高まると同時に、さまざまなライフステージにおいて何らかの疾患や障害を持ちながら生活する人々が増加している。また、近年の医療技術の進歩は医療現場や在宅ケアの高度化・多様化・複雑化をもたらしている。このような状況を背景に保健・医療・福祉の分野における統合が進むとともに、わが国の施策は予防的視点を重視する方向に転換されつつある。

人々にとって「健康であること」は共通の願いであるが、個々の生活の質に対する価値観は多様化している。こうした社会的ニーズの変化に対応するには、一人ひとりが尊厳を持って人生を送ることができる権利や価値観を尊重し、幸福追求と生活の質（Quality of Life：QOL）を確保する支援が必要である。そのためには、個人と集団の健康のニーズを的確に把握し、それぞれに必要な情報、教育、管理、技術という適切なサービスを提供することが求められる。看護職者がその職務を遂行するには、科学的根拠に基づいた的確な判断力と柔軟性のある応用力や調整力を備え高度な看護専門職者が必要とされる。

本研究科では、「仁」の精神を教育研究の理念とし、幸福と質の高い生活に必要な「健康」の概念を基盤に多様な価値観を持ち、さまざまな健康レベルの人々の幸福追求と QOL の向上を支援することのできる高度な実践能力をもつ看護職者、および、看護学のあり方を探究する教育者・研究者の養成を図る。また、看護職者のキャリア発達を支援し、国内外を問わず多様な場で社会貢献できる看護職者の育成を目指す。

3. 本研究科における人材の育成

本研究科では、学是である「仁」の精神に基づき、高度な実践能力をもつ看護専門職者、および、看護学のあり方を探求する教育者・研究者を養成することを目的としている。

① 日々変貌する保健・医療・福祉の場で、科学的根拠に基づいた高度な看護実践能力を発揮できる看護職者の育成

少子高齢社会を背景に、予防活動を重視する方向性が施策面において出されているのみならず、健康維持増進、疾病予防、介護予防、精神保健や健康な子を産み育てる過程などを専門的に支援する活動があらゆる年代層で求められている。また、高度医療は、施設内にとどまらず、在宅医療・セルフケアへと急速に移行し、急性期医療から長期にわたるセルフケアが必要な患者とその家族に対する専門的な支援と個々に応じた教育的働きかけを創造的に実践できる看護専門職者の育成が求められている。これらの要求に応じるべく本研究科では、日々変化・発展を遂げている看護実践の現場で理論的裏付けを持ち、時代のニーズに見合う高度な看護実践能力を発揮できる専門職者の育成を図る。

この一環として本研究科では、日本看護協会の専門看護師受験資格が得られる〔慢性看護〕〔がん看護〕〔感染看護〕〔小児看護〕〔老年看護〕〔精神看護〕〔母性看護〕〔在宅看護〕〔クリティカルケア看護〕における全9分野の教育課程を、日本看護系大学協議会から認定され教育を実施している。その他に、一定の実務経験を有する看護職者には大学院修了後、日本看護協会認定されている認定看護管理者の認定審査受験資格が得られる科目も開講をしている。

② 看護学の成立基盤を基に看護学分野の新たな方法論の開発や展開ができる教育者・研究者の育成

看護学は自然科学と人間科学、社会科学を統合させた学問領域といえる。そのため、現状の看護学分野には、新たな方法論の開発や展開の可能性があると期待されている。さらに、保健・医療・福祉サービスを統合した高度な看護実践力を持ち、教育的な調整能力をあわせ持つ指導的役割を果たす人材を育てる必要がある。これに応えられるよう、大学院教育を通して、高度専門職業人としての豊かな学識・技術を持つ人材を育成するとともに、時代の要請を果敢に先取りする医療看護のあり方を探求する教育者・研究者の育成を図る。

③ 医学研究科およびスポーツ健康科学研究科と連携して看護職者のキャリア発達を支援し、国内外を問わず多様な場で社会貢献できる看護職者の育成

本研究科は、わが国有数の「健康総合大学」として、他を思い、慈しむ心「仁」を学是とし、医学研究科およびスポーツ健康科学研究科と連携し不断前進の精神で発展してきた。日本の社会においてはあらゆる面で国際化が進められ、地域社会においても国際化は急速に進み、看護職者の実践に当って国際化の必要性が高まっている。このような国際化の進展のなかでニーズに応えるべく、本研究科では、医学研究科およびスポーツ健康科学研究科と連携して看護職者の生涯発達を支援し、保健・医療・福祉を統合した広い視野と豊かな学識・技術を持ち国内外を問わず多様な場で社会貢献できる看護職者の育成を目指す。

アドミッションポリシー(入学者受入方針)

[看護学専攻(博士前期課程)]

入学者受入れ方針

本専攻は、看護学を実践的・創造的に発展させる能力を身に付け、あらゆる健康レベルにある人々の健康支援に貢献できる人材育成を目的としています。さらに、人間の存在と生命の尊厳について深く理解し、保健・医療・福祉環境の変化に対応できる高度な実践能力及び看護学分野における教育研究能力を有する人材の育成を目指しています。

求める学生像

1. 豊かな人間性を兼ね備え大学院で学修・研究する明確な意志と、そのために必要な学力を持つ人
2. 保健・医療・福祉の臨床・教育分野で活躍しており、看護専門職として向上心のある人
3. 看護学あるいは看護実践に高い関心を持ち、入学後の学修活動に積極的に取り組もうとする意欲を持つ人
4. 高度看護実践者、看護学教育者・看護学研究者として社会に貢献しようとする意欲のある人

[看護学専攻(博士後期課程)]

入学者受入れ方針

本専攻は、看護学を実践的・創造的に発展させる能力を身に付け、あらゆる健康レベルにある人々の健康支援に貢献できる人材育成を目的としている。さらに、豊かな学識を有し、自立して看護学分野における学術研究を推進でき、より良い医療環境の提供と健康の維持向上に貢献し、国際的に活躍できる能力を有する人材の育成を目指しています。

求める学生像

1. 豊かな人間性を兼ね備え探求心旺盛で、看護学の視点から自立して研究に取り組む姿勢がある人
2. 看護学分野について高い知的関心を持ち、世界レベルの研究に目を向け、研究をやり遂げようとする意欲がある人
3. 修得した高度な教育研究能力を活用し、高度看護実践者、看護学教育者、看護学研究者として看護学の発展及び看護ケアの質の向上に貢献しようとする意欲を持つ人

カリキュラムポリシー(教育課程の編成・実施の方針)

[看護学専攻(博士前期課程)]

博士前期課程では、各専門専攻分野の高度な看護実践者、看護学教育者、看護学研究者、国際的に活躍できる人材を育成するために特別研究コース、グローバルナーシングコース、専門看護師コースを置きます。特別研究コースでは看護学の理論とその構築に必要な研究能力を、グローバルナーシングコースではグローバルヘルスの課題に貢献するために必要な研究能力を、専門看護師コースでは高度な実践能力と実践の場における研究能力が探求できる教育課程を編成します。研究・学修成果の評価は、予め明示した評価基準に基づき、総合的な評価を行います。それらの評価結果の活用を通じて、教育方法の改善につなげていきます。

1. 共通科目

特別研究コース、グローバルナーシングコースと専門看護師コースにおける研究法、倫理観、学修の基盤となる広範な知識を修得する授業科目を設けます。

2. 専門科目

各専門専攻分野の高度看護実践者、看護学教育者、看護学研究者、国際的に活躍できる人材を育成するために必要な授業科目を設けます。

3. 演習・研究指導

特別研究コース、グローバルナーシングコースでは特別研究、専門看護師コースでは課題研究を置き、特定の課題を見極めるための演習指導を行い、高度な専門的研究法を修得させ、学問的成果を論理的にまとめる能力の醸成のため修士論文を課します。

[看護学専攻(博士後期課程)]

博士後期課程では、個人及び個人を支える家族や地域で生活する人々の看護支援、看護職者の教育支援の開発や看護提供システムの構築などについて、新たな分野を切り拓く研究能力の養成を目指す研究開発コース、世界の国や地域、多様な文化において質の高い看護の提供するためのリーダーシップを担える人材の養成を目指すグローバルナーシングリーダーシップコースを置きます。研究開発コース、グローバルナーシングリーダーシップコースともそれぞれの専門性を高める共通科目、専門科目、演習・研究指導から編成します。研究・学修成果の評価は、予め明示した評価基準に基づき、総合的な評価を行います。それらの評価結果の活用を通じて、教育方法の改善につなげていきます。

1. 共通科目

看護学の本質を探究できる能力に基づいた質の高い研究成果と高い倫理観・責任感に結びつくことを目的とします。

2. 専門科目

広範な健康問題や看護課題について実践的な研究が行えることを目的とし、看護学の知識や技術の検証、新たな理論や方法論の創設等、より高度な研究能力、リーダーシップ能力を身に付け、自らの研究テーマに関わる看護問題とその研究的アプローチを複数の専門領域の視座を通して学修し、学問的基盤を涵養します。博士前期課程(修士課程)の13分野をベースとして、個人及び個人を支える家族や世界の国・地域で生活する人々の看護支援開発、管理システム及び教育支援、リーダーシップについて高度な専門知識・学問的視座の修得を目指し13科目を設定します。研究開発コースでは、専門科目は2科目以上履修することとします。

3. 演習・研究指導

国内外の看護系大学、研究機関及び保健医療機関において教育・研究活動を担える指導者・研究者・管理者及び保健・医療・福祉の場で科学的視点を持ち、教育・研究能力が発揮できる高度専門職業人に必要な研究の先鋭化と深化が図れる研究能力の修得を目指し、「看護学演習」「看護学特別研究」を設定します。

ディプロマポリシー(卒業認定・学位授与に関する方針)

[看護学専攻(博士前期課程)]

標準修業年限（2年）在籍し、修了要件となる単位を取得し、次の資質・能力を身に付けるとともに、修士論文又は課題研究論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、学位(修士(看護学))を授与します。

1. 看護学の専門分野に関する研究に高い倫理観をもって取り組む研究能力
2. 高度な専門性を発揮するために必要な広範な知識を体系化し、質の高い看護ケアが実践できる能力
3. 高度な看護実践、研究・教育活動を通して国際的・社会的に貢献できる能力

[看護学専攻(博士後期課程)]

標準修業年限（3年）在籍し、修了要件となる単位を取得し、次の資質・能力を身に付けるとともに、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、学位(博士(看護学))を授与します。

1. 高い学識及び高度な専門知識・実践能力に基づき、新たな理論構築や看護ケアの開発ができる研究能力
2. 卓越した専門性と倫理観、責任感を有し、指導者、管理者、教育者、研究者として学際的・国際的に、学術交流、保健医療活動に貢献できる能力

学則・規程

学則・規程

- 順天堂大学大学院学則
- 順天堂大学学位規程
- 順天堂大学大学院医療看護学研究科規程
- 順天堂大学看護系大学院研究科及び学部に係る研究等に関する 倫理委員会規程
- 順天堂大学大学院研究スタッフに関する規程
- 順天堂大学大学院協力研究員規程
- 順天堂大学大学院医療看護学研究科 博士前期課程科目等履修生規程

※掲載しているのは令和6年3月時点のものとなります。

最新版は順天堂大学学内専用ページに掲載しておりますのでご確認ください。

順天堂大学大学院学則

[昭和34年4月1日 規第34—1号]
改正 令和5年4月1日

第1節 総則

第1条 順天堂大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、医学、スポーツ健康科学、医療看護学、理学療法学及び診療放射線学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的及び使命とする。

2 本大学院は、研究科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を別に定める。

第1条の2 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び使命を達成するため、内部質保証について必要な体制をとり、本大学院における教育研究活動等の状況について、自己点検・評価を行い、改善・向上に努めるものとする。

2 本大学院の内部質保証に関し必要な体制については、別に定める。

第2条 本大学院に博士課程、前期課程と後期課程を含む博士課程及び修士課程を置く。

2 博士課程及び博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3 博士前期課程及び修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

第2節 組織

第3条 本大学院に、医学研究科、スポーツ健康科学研究科、医療看護学研究科及び保健医療学研究科を置く。

2 医学研究科長は医学部長が、スポーツ健康科学研究科長はスポーツ健康科学部長が、医療看護学研究科長は医療看護学部長が、また保健医療学研究科長は保健医療学部長が兼ねるものとし、場合によりこれを分けることができるものとする。

第4条 各研究科には、それぞれ次の課程及び専攻を置く。

研究科	課程	専攻
医学研究科	修士課程	医科学専攻
	博士課程	医学専攻
スポーツ健康科学研究科	博士前期課程（修士課程）	スポーツ健康科学専攻
	博士後期課程（博士課程）	
医療看護学研究科	博士前期課程	看護学専攻
	博士後期課程	
保健医療学研究科	修士課程	理学療法学専攻
		診療放射線学専攻

第3節 入学定員及び収容定員

第5条 本大学院の入学定員及び収容定員は、次の通りとする。

研究科		専攻	入学定員	収容定員
医学研究科	修士課程	医科学専攻	60名	120名
	博士課程	医学専攻	180名	720名
	合計		240名	840名
スポーツ健康科学研究科	博士前期課程	スポーツ健康科学専攻	61名	122名
	博士後期課程		10名	30名
	合計		71名	152名
医療看護学研究科	博士前期課程	看護学専攻	29名	58名
	博士後期課程		12名	36名
	合計		41名	94名
保健医療学研究科	修士課程	理学療法学専攻	5名	10名
		診療放射線学専攻	5名	10名
	合計		10名	20名

第4節 在学年限及び在学期間

第6条 本大学院の在学年限は、次の通りとする。ただし、主科目担当教授又は研究指導教員を経て研究科長に願い出て学長の許可を得た場合には、次の通り在学年限を延長することができる。

研究科		在学年限	延長許可時の在学年限
医学研究科	修士課程	2年	4年
	博士課程	4年	8年
スポーツ健康科学研究科	博士前期課程	2年	4年
	博士後期課程	3年	6年
医療看護学研究科	博士前期課程	2年	4年
	博士後期課程	3年	6年
保健医療学研究科	修士課程	2年	4年

- 医学研究科修士課程の在学年限は、前項にかかわらず、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 医学研究科博士課程の在学年限は、第1項にかかわらず、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。
- 博士前期課程における在学年限は、第1項にかかわらず、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 博士後期課程における在学年限は、第1項にかかわらず、優れた研究業績を上げた者については、2年以上在学すれば足りるものとする。
- 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。ただし、学長は本大学院において必要と認めるときは、学年の始期及び終期を変更することができる。

- 7 学年を次の学期に区分する。ただし、学長は本大学院において必要と認めるときは、各学期の始期及び終期を変更することができる。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

第5節 授業科目・系及び履修方法

第7条 医学研究科修士課程医科学専攻における授業科目は、順天堂大学大学院医学研究科規程の定めるところによる。

- 2 医学研究科博士課程医学専攻における専攻系は次の通りとし、授業科目は、順天堂大学大学院医学研究科規程の定めるところによる。

専攻	系
医学専攻	環境と人間 人体の生命機能 人体の再生・再建 寄付講座

- 3 スポーツ健康科学研究科及び医療看護学研究科における授業科目は、順天堂大学大学院各研究科規程の定めるところによる。

第8条 授業科目・系の履修方法及び修了要件は、次の通りとする。

- (1) 医学研究科修士課程においては、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。科目の選択については、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。
 - (2) 医学研究科博士課程においては、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、独創的研究に基づく学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。副科目及び選択科目の履修については、あらかじめ主科目担当教授の指導を受けなければならない。
 - (3) スポーツ健康科学研究科博士前期課程においては、必修科目12単位、選択科目18単位以上、合計30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。科目の選択については、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。
 - (4) スポーツ健康科学研究科博士後期課程においては、必修科目8単位、選択科目2単位以上、合計10単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。科目の選択については、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。
 - (5) 医療看護学研究科博士前期課程においては、共通科目から必修4単位を含み8単位以上、専門科目から10単位以上及び演習・研究指導から必修4単位を含み8単位以上、合計30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文又は課題研究論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。科目の選択については、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。
 - (6) 医療看護学研究科博士後期課程においては、必修14単位、専門科目から4単位以上、合計18単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。科目の選択については、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。
 - (7) 保健医療学研究科修士課程においては、30単位以上を修得し、かつ必要な研究を受けた上、修士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。科目の選択については、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。
- 2 その他履修方法の細目は、別に定める。
- 3 研究科において教育上有益と認めるときは、本学大学院の他研究科又は他の大学院の許可を得て、学生に当該研究科又は他の大学院の授業科目を履修させることができる。

- 4 研究科において教育上有益と認めるときは、研究科の定めるところにより、学生が休学することなく外国の大学の大学院において授業科目を履修し、単位を取得することを許可することがある。外国の大学において修学する期間は原則1年を限度とし、在学年数に算入する。ただし、医学研究科博士課程については原則2年間を上限として在学年数に算入することがある。
- 5 研究科において教育上有益と認めるときは、研究科の定めるところにより、学生に、外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することを許可することがある。
- 6 第4項に定めるもののほか、研究科が教育上有益と認めるときは、研究科の定めるところにより、学生が休学期間中に外国の大学の大学院において授業科目を履修し取得した単位を、研究科における相当する授業科目の履修により修得したものと見なすことができる。
- 7 第3項から前項の規定により履修した科目について修得した単位は、研究科の定めるところにより、研究科における科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。
- 8 他の大学院の授業科目履修に関する細目は、各研究科において定める。

第8条の2 研究科において教育上有益と認めるときは、研究科の定めるところにより、学生が本学大学院に入学する前に本学又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条で準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。
- 3 前項及び前条第7項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位のうち、本学大学院において修得した単位以外のものについては、合わせて20単位を超えないものとする。
- 4 第1項の規定により本学大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本学大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本学大学院の修士課程又は博士課程（博士後期課程を除く。）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

第9条 教育職員免許法第5条第1項別表第1の定めによる中学校教諭の専修免許状又は高等学校教諭の専修免許状授与申請に必要な単位の修得については、別に定める。

第6節 課程修了の認定

第10条 各授業科目履修の認定は、筆答又は口頭試問あるいは研究報告等により、学期〔前期・後期〕末又は学年末に、担当教員が行うものとする。ただし、病気その他やむを得ない事由により、正規の試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。

第11条 各授業科目の成績は、合格及び不合格の2種とする。ただし、不合格の授業科目については、事情により、次の試験期に受験することができる。

第12条 （削除）

第13条 博士又は修士の学位論文の審査及び最終試験に関しては、別に定める。

第7節 学位

第14条 本大学院の各研究科において各課程の所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者には、その課程に応じ次の学位を授与する。

医学研究科	修士課程	医科学専攻	修士（医科学）
			修士（公衆衛生学）
	博士課程	医学専攻	博士（医学）
スポーツ健康科学研究科	博士前期課程	スポーツ健康科学専攻	修士（スポーツ健康科学）
	博士後期課程		博士（スポーツ健康科学）
医療看護学研究科	博士前期課程	看護学専攻	修士（看護学）
	博士後期課程		博士（看護学）
保健医療学研究科	修士課程	理学療法学専攻	修士（理学療法学）
		診療放射線学専攻	修士（診療放射線学）

第15条 前条の規定により博士の学位を授与される者と同等以上の内容を有する論文を提出して、その審査及び試験に合格し、かつ専攻学術に関し同様に広い学識を有することを試問により各研究科委員会において確認された者に対しても、博士の学位を授与することができる。

第16条 学位に関する必要事項は、別に定める。

第8節 入学、休学、復学、退学、除籍、転学及び賞罰

第17条 入学の時期は、学年の始めとする。

第18条 医学研究科修士課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法に定める大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第7項により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 本大学院が学校教育法に定める大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 医学研究科博士課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 学校教育法に定める大学の医学、歯学又は獣医学の課程を卒業した者
 - (2) 外国において学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学又は獣医学）を修了した者
 - (3) 文部科学大臣の指定した者
 - (4) 大学（医学、歯学又は獣医学を履修する課程に限る。）に4年以上在学し、又は外国において学校教育における16年の課程（医学、歯学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了し、本大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
 - (5) 本大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者
- 3 スポーツ健康科学研究科博士前期課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 学校教育法に定める大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第4項により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者

- (5) 本大学院が学校教育法に定める大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 4 スポーツ健康科学研究科博士後期課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位を有する者
 - (2) 学校教育法施行規則第156条により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者は、次のとおりである。
 - ア 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
 - イ 文部科学大臣の指定した者
 - ウ 本大学院が修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- 5 医療看護学研究科博士前期課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 学校教育法に定める大学の看護学又は保健学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第4項により学士（看護学又は保健学）の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者（最終の課程は看護学又は保健学）
 - (4) 文部科学大臣の指定した者（最終の課程は看護学又は保健学）
 - (5) 本大学院が学校教育法に定める大学の看護学又は保健学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 6 医療看護学研究科博士後期課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位を有する者
 - (2) 学校教育法第104条第4項により修士の学位を授与された者
 - (3) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 本大学院が個別の入学資格審査により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で24歳に達した者
- 7 保健医療学研究科修士課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 学校教育法に定める大学の理学療法学又は診療放射線学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第7項により学士（理学療法学又は診療放射線学）の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者（最終の課程は理学療法学又は診療放射線学）
 - (4) 文部科学大臣の指定した者（最終の課程は理学療法学又は診療放射線学）
 - (5) 本大学院が学校教育法に定める大学の理学療法学又は診療放射線学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第19条 学長は、入学志願者に対しては、学力試験等を行い、選考の上、研究科委員会の意見を聞いた上で、入学を許可する。

2 前項の選抜方法時期等については、その都度定める。

第20条 入学を許可された者は、指定期日までに本学所定の書類を提出し、入学金及び第9節に定める学費を納めなければならない。この手続きを行わないときは、入学許可を取り消すことがある。

第20条の2 保証人は、父又は母、若しくは父母が保証人となることができない場合は学費を支弁する者とし、学生の在学中その一身に関する事項について一切の責任を負うとともに、第30条に定める学費及び手数料の納入責任を連帯して引き受けるものとする。

2 保証人の変更、転居など異動が生じたときは直ちに届出なければならない。

第21条 病気その他やむを得ない事由により、学習することができない場合は、その事由を具し、保証人連署の上、主科目担当教授又は研究指導教員を経て研究科長に願い出て学長の許可を得た場合は、当該学期又は学年の終りまで休学することができる。

第22条 休学期間が満了した場合、又は休学期間中であっても、その事由が消滅した場合には、保証人連署の願書を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

第23条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、更に1年以内を限って、その期間を延長することができる。休学期間は、在学年数に算入しない。

第24条 学長は、特に必要と認めた者には、休学を命ずることがある。

第25条 学生が退学しようとするときは、その事由を具し、保証人連署の上、主科目担当教授又は研究指導教員を経て研究科長に願い出て、学長の許可を受けなければならない。

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、研究科の審議を経て学長が除籍する。

- (1) 死亡又は行方不明の者
- (2) 病気その他の理由により成業の見込のないと認められる者
- (3) 第6条による在学年限を超えた者
- (4) 第23条による休学期間を超え、(3)項の在学期間を超えた者
- (5) 学費その他の納入金の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

第27条 学生が、他の大学院に転学しようとするときは、その事由を具し、主科目担当教授又は研究指導教員を経て研究科長に転学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

第28条 他の大学の大学院学生が、本大学院に転学しようとするときは、当該学長の紹介状を付し、転学願を提出しなければならない。

2 前項の場合は、欠員あるときに限り、選考の上許可することがある。

第29条 病気による休学、復学又は退学の願いでの際は、原則として、本学教員（医師）の作成した診断書を添付しなければならない。

第29条の2 学生で、他の範とするに足る者があるときは、これを表彰することができる。

第29条の3 学生で、学生の本分にもとり、本学則その他学生に関する諸規則に反し、または本学の秩序を乱し、あるいは本学の名誉を傷つける言動ある者は、これを懲戒に処する。

第29条の4 懲戒は、これを分けて譴責、停学及び退学の3種とする。ただし、懲戒による退学は、次の各号の一に該当する者に対してのみ命ずるものとする。

- (1) 操行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その学生としての本分に反した者

第9節 学費及び手数料

第30条 学生は、授業料を4月1日から4月30日までに納入しなければならない。ただし、事情により次のとおり分納することができる。

第1期 4月1日から4月30日までに半額以上

第2期 9月1日から9月30日までに残額

2 本大学院における学費及び手数料は、次のとおりとする。

区 分	医学研究科	スポーツ健康科学研究科	医療看護学研究科	保健医療学研究科	備 考
1 入学検定料	20,000円	30,000円	30,000円	30,000円	
2 入学金	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	
3 授業料	400,000円	550,000円	550,000円	550,000円	年額。事情により減免する。医学研究科医科学専攻修士課程データサイエンスコースは、1,050,000円とする。
4 実験実習費	150,000円	50,000円	50,000円	50,000円	年額（医学研究科医科学専攻及び保健医療学研究科修士課程は施設設備費とする。）
5 論文審査手数料	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	第14条該当論文の手数料
6 論文審査料	200,000円	200,000円	200,000円	—	第15条該当論文の審査料
7 諸証明手数料	別に定める。				

3 第1項の規定にかかわらず、学長が第6条第6項に基づき学年の始期及び終期を変更した場合は、納入時期を必要に応じて適宜変更することができる。

4 入学年度の授業料については、第1項及び第3項の規定にかかわらず、入学を許可されたときに納めることができる。

第10節 特別聴講学生（大学院）、科目等履修生、特別研究学生（大学院）及び外国学生

第31条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本大学院の特定の授業科目の履修を志願する者があるときは、研究科委員会の議を経て、特別聴講学生（大学院）として許可することがある。

2 特別聴講学生（大学院）については、聴講登録料は徴収しない。

3 特別聴講学生（大学院）は、次の聴講料を前納しなければならない。ただし、本学と当該他の大学又は外国の大学との間において特段の定めがある場合、その定めに従う。

(1) 講義・演習科目は、1単位につき 金3,000円

(2) 実習・実技科目は、1単位につき 金8,000円

4 特別聴講学生（大学院）の取扱に関する細目は、各研究科において定める。

第32条 医学研究科修士課程若しくは博士課程、スポーツ健康科学研究科博士前期課程、医療看護学研究科博士前期課程又は保健医療学研究科修士課程の授業科目中、一科目又は数科目を選んで単位修得（但し、年間15単位を限度とする。）を志望する者があるときは、選考の上、科目等履修生としてこれを許可することがある。

2 科目等履修生は次のとおり入学検定料、入学金及び授業料を前納しなければならない。但し、本学学部在学学生は全額免除とする。

(1) 入学検定料 出願時に 金30,000円

(2) 入学金 入学時に 金50,000円（但し、本学卒業生は半額免除）

(3) 授業料 1単位につき 金20,000円

3 科目等履修生の細目については別に定めるところによる。

第33条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、当該他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、研究科委員会の議を経て、特別研究学生（大学院）として許可することがある。

2 特別研究学生（大学院）は所定の授業料を納入しなければならない。ただし、本学と当該他の大学又は外国の大学との間において特段の定めがある場合、その定めに従う。

3 特別研究学生（大学院）の取扱に関する細目は、各研究科において定める。

第33条の2 外国人で第19条によらないで本学に入学を志願する者があるときは、当該研究科の定めるところにより、外国学生としてこれを許可することがある。

2 前条の規定により入学を志願する者は、所定の書類を提出しなければならない。

3 第20条及び第30条の規定にかかわらず国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づき入学する外国学生については、第30条に定める入学検定料、入学金、授業料、実験実習費及び論文審査手数料を徴収しない。

第11節 教員組織

第34条 研究科における授業及び指導は、本大学院の教授、准教授、講師及び助教がこれを担当する。ただし、必要に応じ名誉教授、特任教授、客員教授、客員准教授及び非常勤講師を委嘱することができる。

第12節 運営組織

第35条 本大学院の管理運営に関する重要事項を審議するため、大学院委員会を、研究科に属する学事管理を行うため、それぞれに研究科委員会をおく。

2 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) その他、教育研究に関する重要な事項で学長が定めるもの

3 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、当該研究科の教育研究に関する事項について審議し、学長に意見を述べることができる。

第36条 大学院委員会は、学長、研究科長及び研究科委員若干名をもって組織する。

第37条 大学院委員会は、次の事項を審議する。

(1) 本大学院の組織運営に関する事項

(2) 学長からの諮問事項

(3) その他本大学院に関する重要事項

第38条 研究科委員会は、研究科長及び研究科の主科目を担当する教授をもって組織する。ただし、研究科委員会の議を経て、他の教授を特に加えることができる。

第39条 研究科委員会は、次の事項を審議する。

(1) 入学・休学・復学・退学・除籍・転学及び賞罰に関する事項

(2) 試験に関する事項

(3) 学位論文審査に関する事項

(4) 学科課程に関する事項

(5) その他研究科の学事に関する事項

第40条 研究科長は研究科委員会で審議された事項を学長に報告し、学長の決裁を経て必要な事項を公表する。

第41条 本節に定める事項の細目については、別に定める。

第13節 学則の改廃

第42条 この学則の改廃は、学長においてあらかじめ関係研究科の研究科委員会及び大学院委員会の意見を聴き、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 この学則に定めるもののほか、大学院学生に関して必要な事項は、順天堂大学学則を準用する。
- 2 この学則は、昭和34年4月1日から施行する。

＜中略＞

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

順天堂大学学位規程

〔 昭和35年12月1日 規第34—13号 〕

改正 令和5年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)並びに順天堂大学(以下「本学」という。)学則第5条及び順天堂大学大学院(以下「本大学院」という。)学則第16条の規定に基づき、本学において授与する学位、論文審査及び試験の方法その他学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

(学位授与の要件)

第3条 本学の各学部において、学則各学部規定に定める基準に合格した者に対し、次の学位を授与する。

医学部	学士(医学)
スポーツ健康科学部	学士(スポーツ健康科学)
医療看護学部	学士(看護学)
保健看護学部	学士(看護学)
国際教養学部	学士(国際教養学)
保健医療学部	学士(理学療法学、放射線技術学)
医療科学部	
健康データサイエンス学部	学士(臨床検査学、臨床工学)

2 本大学院の各研究科において、各課程の所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、その課程に応じ、次の学位を授与する。

医学研究科	修士課程	修士(医科学)
	博士課程	博士(医学)
スポーツ健康科学研究科	博士前期課程	修士(スポーツ健康科学)
	博士後期課程	博士(スポーツ健康科学)
医療看護学研究科	博士前期課程	修士(看護学)
	博士後期課程	博士(看護学)
保健医療学研究科	修士課程	修士(理学療法学)

3 前項に規定するもののほか、本学に学位論文を提出して、その審査及び試験に合格し、かつ前項の課程による所定の専攻科目について所定の単位以上を修得した者と同等以上の学力を有することが試問により確認された者に、各研究科に係る博士の学位を授与する。

(博士課程・博士後期課程における学位論文の提出)

第4条 医学研究科に3年以上在学し、所定の専攻科目について30単位以上取得した者は、学位論文を提出することができる。

2 スポーツ健康科学研究科又は医療看護学研究科博士後期課程に2年以上在学し、所定の専攻科目についてスポーツ健康科学研究科は10単位以上、医療看護学研究科は18単位以上修得した者は、学位論文を提出することができる。

3 学位論文は、在学期間中に提出するものとし、その期日は各研究科委員会において定める。

4 学位論文は、論文審査願に論文目録、論文要旨、履歴書及び別に定める審査手数料を添えて、

各研究科長に提出するものとする。

- 5 学位論文は、原則として1篇とする。この場合、Ⅰ報、Ⅱ報等のように分けて掲載されたものを併せて提出することができる。また、参考として他の論文を添付することができる。

(修士課程及び博士前期課程による者の学位論文の提出)

第5条 学位論文は、論文審査願に論文要旨及び別に定める審査手数料を添えて、各研究科長に提出するものとする。

- 2 学位論文は、在学期間中に提出するものとし、その期日は各研究科委員会において定める。

(学位論文及び審査手数料の返付)

第6条 一旦受理した学位論文及び審査手数料は、いかなる事由があっても返付しない。

(学位論文の審査)

第7条 研究科長は、学位論文を受理したときは、研究科委員会に、その審査を付託するものとする。

(審査委員)

第8条 研究科委員会は、学位論文ごとに研究科委員会委員から学位論文審査委員（以下「審査委員」という。）3人以上を定める。

- 2 審査委員には、必要に応じ、前項に定める者のほか、研究科委員会委員以外の本学大学院専任教員、又は他の大学の大学院、若しくは研究所等の教員等をあてることができる。

(審査委員の職責)

第9条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験を行う。ただし、論文審査の結果、著しく不備なる場合には、最終試験を行わないことがある。

(最終試験)

第10条 本大学院の課程による者の最終試験は、所定の単位を修得し、学位論文の審査を終了した者に対し、学位論文を中心としてこれに関連ある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

(審査期間)

第11条 学位論文の審査及び最終試験は、論文を受理した後、当該学年末までに終了しなければならない。ただし、博士論文の場合は、1年以内とすることができる。

(審査委員の報告)

第12条 審査委員は、学位論文審査及び最終試験を終了したときは、論文審査の要旨及び最終試験の成績を文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の議決)

第13条 研究科委員会は前条の報告に基づき、学位を授与すべきか否かを議決する。

- 2 前項の議決を行うには、研究科委員会委員（海外出張中及び休職中の者を除く。）の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

- 3 前項の議決は、無記名投票により行う。

- 4 研究科委員会は、必要に応じ、第8条第2項の規定により委嘱した審査委員を出席させ、その意見を徴することができる。

(研究科長の報告)

第14条 研究科委員会が前条の議決を行ったときは、研究科長は学位論文に論文審査の要旨、最終試験の成績及び議決の結果を添えて、学長に報告しなければならない。

(課程を経ない者の学位授与の申請及び受理)

第15条 第3条第3項の規定により学位論文を提出して博士の学位を請求しようとする者は、学位申請書に学位論文、論文目録、論文要旨、履歴書、研究歴証明書及び別に定める審査手数料を添え、学長に提出するものとする。

- 2 本大学院の博士課程を退学した者が論文を提出しようとするときは、前項の規定によるものとする。

- 3 学位論文の受理は、各研究科委員会に付託し、その議に従って学長が決定する。

(課程を経ない者の論文審査)

第16条 受理された学位論文の審査、試験及び試問等は、各研究科委員会に付託するものとする。

(課程を経ない者の試験)

第17条 第3条第3項に規定する試験は、学位論文を中心としてこれに関連ある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

(課程を経ない者の試問)

第18条 第3条第3項に規定する試問は、口頭又は筆答によるものとし、専攻学術に関し、博士課程を終えて学位を授与される者と同等以上の学識を有し、かつ、研究を指導する能力を有するかどうかについて行う。この場合、外国語については、各研究科委員会において特別の理由があると認めた場合を除き、英語を課するものとする。ただし、英語を母国語としない外国人については英語又は日本語を、英語を母国語とする外国人については日本語をそれぞれ課すものとする。

2 前項の試問は、第8条に定める審査委員が行う。

3 課程を経ない者が論文提出の前に各研究科委員会が行う外国語試験に合格している場合は、本条第1項の試験のうち、その外国語に関する試問を免除することができる。

(課程を経ない者の審査等準用規定)

第19条 第3条第3項による学位授与の申請、審査及び試験に関しては、第4条第4項、第6条、第8条、第9条及び第11条から第14条までの規定を準用する。

2 本条の準用規定において、「最終試験」とあるのは「試験」と読み替えるものとする。

3 試験又は試問を経ないで、学位を授与できない者と決定したときは、第14条の規定にかかわらず、試験の成績又は試問の成績を添付することを要しない。

(学位の授与)

第20条 学長は第14条の報告に基づいて、第3条第2項による者については、課程の修了の可否を、第3条第3項による者については、その論文の可否を決定し、学位を授与すべき者に所定の学位記を交付し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(報告及び審査要旨の公表)

第21条 学長は前条により博士の学位を授与したときは、3月以内に文部科学大臣に所定の報告書を提出すると共に、学位を授与した日から3月以内に、その学位論文の要旨及び論文審査の結果の要旨を「順天堂大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）」に登録し公表するものとする。

(学位論文の公表)

第22条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文をリポジトリに登録し公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に、すでに公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合には、研究科委員会の議を経た後、研究科長の承認を得て、当該学位論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合、当該研究科は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により公表する場合は、その学位論文に「順天堂大学審査学位論文（博士）」と明記しなければならない。

(学位の名称)

第23条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは次の通り明記する。

修士（医科学）（順天堂大学）

修士（公衆衛生学）（順天堂大学）

博士（医学）（順天堂大学）

修士（スポーツ健康科学）（順天堂大学）

博士（スポーツ健康科学）（順天堂大学）

修士（看護学）（順天堂大学）

博士（看護学）（順天堂大学）

修士（理学療法学）（順天堂大学）

修士（診療放射線学）（順天堂大学）

(学位の取消)

第24条 本学の博士又は修士の学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、学長は研

究科委員会の議決を経て、すでに授与した学位を取消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為を行ったとき。

2 研究科委員会において、前項の議決を行う場合は、第13条第2項の規定を準用する。

(学位記及び書類)

第25条 学位記及び学位授与申請関係書類の様式は、別に定める。

(規程の改廃)

第26条 この規程の改廃は、学長においてあらかじめ関係学部の教授会及び大学協議会、又は関係研究科の研究科委員会及び大学院委員会の意見を聴き、理事会の承認を得るものとする。

附 則

1 この規程は、昭和36年4月1日から施行する。

<中略>

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

順天堂大学大学院医療看護学研究科規程

[平成19年12月1日 規第平19-16号]
改正 令和5年4月1日

(目 的)

- 第1条 この規程は、順天堂大学大学院学則（以下「学則」という。）の規定に基づき、医療看護学研究科（以下「研究科」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 研究科では、学是である「仁」の精神に基づき、国内外を問わず多様な場で社会貢献できる高度な看護実践能力をもち、看護学のあり方を探求することのできる人材の養成を目的とする。
- (1) 博士前期課程では、環境の変化に対応でき科学的根拠に基づいた高度な看護実践能力を発揮できる看護専門職者、看護学の成立基盤を基に看護学分野の新たな方法論の開発や展開ができる教育者・研究者を志向する人材を育成する。
- (2) 博士後期課程では、看護学を探究できる能力を有し、研究成果に基づいた質の高い医療・看護を人々に提供できる判断力と実践能力を身に付けた看護専門職者の教育を行うための教育者・研究者及び科学的視点を持った高度実践看護職者を育成する。
- 3 研究科の課程、専攻及びコースは次のとおりとする。

課程	専攻	コース
博士前期課程	看護学専攻	特別研究コース
		専門看護師（CNS）コース
		Global Nursing Course
博士後期課程	看護学専攻	研究開発コース
		Global Nursing Leadership Course

(入学試験等)

- 第2条 入学試験の選抜方法及び時期については、医療看護学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）において定め、あらかじめ発表する。

(入学手続等)

- 第3条 入学を許可された者の行う入学手続の細目は、研究科委員会において定める。

(領域、授業科目等及び履修方法)

- 第4条 研究科における領域及び授業科目は、別表1（博士前期課程）及び別表2（博士後期課程）のとおりとする。
- 2 授業科目の履修は、単位制による。1単位とは、半年間15週を標準として、講義及び演習については毎週1時間、実習については毎週3時間の学習・研究を行うことをいう。
- 3 前項の規定にかかわらず、博士前期課程における特別研究及び課題研究については別表1、博士後期課程における看護学特別研究については別表2にそれぞれ定める単位を与える。
- 4 学生は、入学後2週間以内に、専攻する分野一つを定め、その研究指導教員の指導を受けて、研究方針及び選択する授業科目を決定し、別に定める様式をもって医療看護学研究科長（以下「研究科長」という。）に届けなければならない。
- 5 研究指導教員は、学生が履修した科目の単位認定を、各授業科目担当教員の報告に基づき実施し、認定単位数及びその成績を別に定める様式により研究科長に報告しなければならない。
- 6 試験は、授業の完了した授業科目について、学期末又は学年末に行う。ただし、授業科目担当教員は、平素の成績又は報告書をもって試験に代えることができる。

(学期等)

第5条 学年の始期及び終期は大学院学則第6条第6項により定められるところによる。

2 学年を2学期に分ける。なお、各学期の始期及び終期は大学院学則第6条第7項により定められるところによる。

3 定期休業日及び臨時休業日については、本学学則の規定を準用する。

(学位論文等学位審査)

第6条 本学において授与する学

位の種類、論文審査及び試験の方法その他学位に関する事項は、本学学位規程による。

(再入学)

第7条 学則第25条の規定により退学を許可された者が、再入学を希望して申請するときは、学長は、研究科委員会の議を経てこれを許可することがある。

(休学中の学費の減免)

第8条 学則第21条又は第24条の規定により、休学を許可され、あるいは命じられた期間の授業料、実験実習費については、本人からの願い出により、研究科委員会の審議を経て、学長において減免することがある。

(諸証明手数料)

第9条 諸証明手数料については、別に定める本学証明書等交付手数料規程を準用する。

附 則

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

<中略>

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規程は、令和4年度入学者から適用し、令和3年度以前の入学者に対しては従前の規程による。

別表1(博士前期課程)

特別研究コース・専門看護師 (CNS) コース

科目 区分	授業科目	配当 年次	単位数		授業形態			備考
			必修	選択	講義	演習	実習	
共通科目	看護学研究方法論	1	2		○			
	応用統計学	1	2		○			
	看護理論特論	1・2		2	○			
	看護倫理特論	1・2		2	○			
	コンサルテーション論	1・2		2	○			
	家族関係論	1・2		2	○			
	看護行政政策論	1・2		2	○			
	国際保健論	1・2		2	○			
	高度先端医療・医科学特論	1・2		2	○			
	保健医療連携特論	1・2		2	○			
	福祉特論	1・2		2	○			
	医療情報論	1・2		2	○			
	機能病態学特論	1・2		2	○			
	健康科学特論	1・2		2	○			
	医療経済特論	1・2		2	○			
	臨床薬理学	1・2		2	○			
	グローバルメディカルコミュニケーション	1・2		2	○			
	医療看護学特別講義※	1・2		2	○			
	リサーチ トピックス - M	1・2		2		○		
専門科目	看護教育学特論Ⅰ(基礎・継続教育)	1・2		2	○			
	看護教育学特論Ⅱ(CNS)	1・2		2	○			
	看護技術開発学特論	1・2		2	○			
	看護管理学特論Ⅰ(看護管理論)	1・2		2	○			
	看護管理学特論Ⅱ(人的資源管理論)	1・2		2	○			
	フィジカルアセスメント特論	1・2		2	○			
	慢性看護学特論Ⅰ(慢性病看護論)	1・2		2	○			
	慢性看護学特論Ⅱ(慢性病療養支援論A)	1・2		2	○			
	慢性看護学特論Ⅲ(慢性病療養支援論B)	1・2		2	○			
	慢性看護学特論Ⅳ(慢性病療養システム論)	1・2		2	○			
	慢性看護学特論Ⅴ(慢性病病態・治療論)	1・2		2	○			
	慢性看護学実習Ⅰ(CNS役割実習)	1		2			○	
	慢性看護学実習Ⅱ(診断・治療実習)	2		2			○	
	慢性看護学実習Ⅲ(統合実習)	2		6			○	
	ウィメンズヘルス看護学特論Ⅰ(ウィメンズヘルス概論)	1・2		2	○			
	ウィメンズヘルス看護学特論Ⅱ(周産期ケア概論)	1・2		2	○			
	ウィメンズヘルス看護学特論Ⅲ(ウィメンズヘルスケア概論)	1・2		2	○			
	ウィメンズヘルス看護学特論Ⅳ(女性のヘルスプロモーション)	1・2		2	○			
	ウィメンズヘルス看護学特論Ⅴ(ウィメンズヘルスケアシステム論)	1・2		2	○			
	ウィメンズヘルス看護学実習Ⅰ(CNS役割実習)	2		2			○	
	ウィメンズヘルス看護学実習Ⅱ(女性の健康問題支援実習)	2		4			○	
	ウィメンズヘルス看護学実習Ⅲ(統合実習)	2		4			○	
	小児看護学特論Ⅰ(小児看護対象論)	1・2		2	○			
	小児看護学特論Ⅱ(小児サポートシステム論)	1・2		2	○			
	小児看護学特論Ⅲ(小児援助方法論)	1・2		2	○			
	小児看護学特論Ⅳ(小児高度看護実践論)	1・2		2	○			
	小児看護学特論Ⅴ(小児疾病病態論)	1・2		2	○			
	小児看護学実習Ⅰ(CNS役割・機能実習)	1		2			○	
	小児看護学実習Ⅱ(小児診断・治療実習)	2		2			○	
	小児看護学実習Ⅲ(統合実習)	2		6			○	
	地域看護学特論Ⅰ(公衆衛生看護学原論)	1・2		2	○			
	地域看護学特論Ⅱ(公衆衛生看護学活動論)	1・2		2	○			
	在宅看護学特論Ⅰ(在宅ケアマネジメント論)	1・2		2	○			
	在宅看護学特論Ⅱ(在宅看護アセスメント論)	1・2		2	○			
	在宅看護学特論Ⅲ(在宅看護援助論)	1・2		2	○			
	在宅看護学特論Ⅳ(在宅医療ケア論)	1・2		2	○			
	在宅看護学特論Ⅴ(訪問看護管理論)	1・2		2	○			
	在宅看護学実習Ⅰ(在宅ケアマネジメント実習)	2		2			○	
	在宅看護学実習Ⅱ(在宅高度実践看護実習)	2		6			○	
	在宅看護学実習Ⅲ(訪問看護管理実習)	2		2			○	
	精神看護学特論Ⅰ(精神医療福祉論)	1・2		2	○			
	精神看護学特論Ⅱ(精神評価方法論)	1・2		2	○			
	精神看護学特論Ⅲ(治療方法論)	1・2		2	○			
	精神看護学特論Ⅳ(援助支援論)	1・2		2	○			
	精神看護学特論Ⅴ(リエゾン精神看護論)	1・2		2	○			
	精神看護学実習Ⅰ(役割実習)	2		1			○	
	精神看護学実習Ⅱ(診断・治療実習)	2		2			○	
	精神看護学実習Ⅲ(統合実習)	2		7			○	
	がん看護学特論Ⅰ(がん病態看護論)	1・2		2	○			
	がん看護学特論Ⅱ(がん看護理論)	1・2		2	○			

	がん看護学特論Ⅲ(がん看護援助論)	1・2		2	○			
	がん看護学特論Ⅳ(がん薬物療法看護論)	1・2		2	○			
	がん看護学特論Ⅴ(がん緩和ケア論)	1・2		2	○			
	がん看護学実習Ⅰ(CNS役割実習)	1		2			○	
	がん看護学実習Ⅱ(診断・治療実習)	2		2			○	
	がん看護学実習Ⅲ(統合実習)	2		6			○	
	感染看護学特論Ⅰ(感染症制御論)	1・2		2	○			
	感染看護学特論Ⅱ(感染予防・マネジメント論)	1・2		2	○			
	感染看護学特論Ⅲ(感染症診断・病態論)	1・2		2	○			
	感染看護学特論Ⅳ(感染症看護支援論)	1・2		2	○			
	感染看護学特論Ⅴ(感染症制御システム論)	1・2		2	○			
	感染看護学実習Ⅰ(感染看護高度実践/感染対策実習)	2		6			○	
	感染看護学実習Ⅱ(感染症診断実習)	2		2			○	
	感染看護学実習Ⅲ(地域感染予防実習)	2		2			○	
	高齢者看護学特論Ⅰ(高齢者看護学原論)	1・2		2	○			
	高齢者看護学特論Ⅱ(アセスメント論)	1・2		2	○			
	高齢者看護学特論Ⅲ(支援システム論)	1・2		2	○			
	高齢者看護学特論Ⅳ(急性期ケア論)	1・2		2	○			
	高齢者看護学特論Ⅴ(認知症看護論)	1・2		2	○			
	高齢者看護学実習Ⅰ(認知症看護実習)	2		6			○	
	高齢者看護学実習Ⅱ(急性期看護実習)	2		4			○	
	クリティカルケア看護学特論Ⅰ(対象論)	1・2		2	○			
	クリティカルケア看護学特論Ⅱ(アセスメント論)	1・2		2	○			
	クリティカルケア看護学特論Ⅲ(治療管理論)	1・2		2	○			
	クリティカルケア看護学特論Ⅳ(看護援助論A)	1・2		2	○			
	クリティカルケア看護学特論Ⅴ(看護援助論B)	1・2		2	○			
	クリティカルケア看護学実習Ⅰ(実践演習)	1		2			○	
	クリティカルケア看護学実習Ⅱ(統合実習)	2		8			○	
	シミュレーション看護学特論	1・2		2	○			
研究 指導	演習	1	4			○		
	特別研究	1-2		6		○		
	課題研究	1-2		4		○		

※衛生・公衆衛生合同ゼミナール等、特に指定する他の研究科での開講科目

履修方法

次の条件を満たして、合計 30 単位以上を修得すること。

- 1) 共通科目から必修 4 単位、選択 4 単位以上を修得しなければならない。
- 2) 専門科目から 10 単位以上を修得しなければならない。
- 3) 演習・研究指導から必修 4 単位、選択 4 単位以上を修得しなければならない。なお、専門看護師（CNS）コースにあつては、特定の課題についての研究（課題研究）の成果をもって、修士論文に代えることができる。

Global Nursing Course

科目 区分	授業科目	配当 年次	単位数		授業形態			備考
			必修	選択	講義	演習	実習	
共通 科目	Nursing Research Methodology	1	2		○			
	Applied Statistics	1	2		○			
	Global Medical Communication	1・2		2	○			
	Research Topics—M	1-2		2		○		
専門 科目	Global Nursing I	1・2		2	○			
	Global Nursing II	1・2		2	○			
	Global Nursing III	1・2		2	○			
	Global Nursing IV	1・2		2	○			
	Global Nursing V	1・2		2	○			
	Global Nursing Practice	1・2		2			○	
研究 指導	Seminar	1	4			○		
	Special Research	1-2	6			○		

履修方法

次の条件を満たして、合計30単位以上を修得すること。

- 1) 共通科目から必修 4 単位、選択 4 単位以上を修得しなければならない。
- 2) 専門科目から10単位以上を修得しなければならない。
- 3) 演習・研究指導から必修 4 単位、選択 4 単位以上を修得しなければならない。

別表2(博士後期課程)

研究開発コース

科目 区分	授業科目	配当 年次	単位数		授業形態			備考
			必修	選択	講義	演習	実習	
共通 科目	看護学研究論	1前	2		○			
	国際コミュニケーション	1・2後		2	○			
	看護と医学・スポーツ健康科学	1・2通		2	○			
	リサーチ トピックス -D	1-2通		2		○		
専門 科目	看護教育学特論	1・2前		2	○			
	看護管理システム特論	1・2前		2	○			
	感染制御看護学特論	1・2前		2	○			
	臨床病態看護支援特論	1・2前		2	○			
	小児看護支援開発特論	1・2前		2	○			
	慢性看護支援開発特論	1・2前		2	○			
	高齢者看護支援開発特論	1・2前		2	○			
	ウィメンズヘルス看護支援開発特論	1・2前		2	○			
	地域看護システム特論	1・2前		2	○			
	メンタルヘルス看護支援開発特論	1・2前		2	○			
	在宅看護支援開発特論	1・2前		2	○			
	がん・クリティカルケア看護支援開発特論	1・2前		2	○			
	シミュレーション看護支援開発特論	1・2前		2	○			
研究 指導	看護学演習	1後	2			○		
	看護学特別研究	1-3通	10			○		

履修方法

次の条件を満たして、合計18単位以上を修得すること。

1) 専門科目から4単位以上を修得しなければならない。

Global Nursing Leadership Course

科目 区分	授業科目	配当 年次	単位数		授業形態			備考
			必修	選択	講義	演習	実習	
共通 科目	Nursing Research Theory	1前	2		○			
	Research Topics-D	1-2		2		○		
専門 科目	Global Nursing Theory	1・2前		2	○			
	Advanced Global Nursing	1・2前		2	○			
研究 指導	Nursing Seminar	1後	2			○		
	Nursing Special Research	1-3通	10			○		

履修方法

次の条件を満たして、合計18単位以上を修得すること。

1) 専門科目から4単位以上を修得しなければならない。

順天堂大学看護系大学院研究科及び学部に係る研究等に関する 倫理委員会規程

〔平成16年11月1日 規第平16—7号〕

改正 令和3年6月30日

(趣旨)

第1条 看護学等研究は、人間としての尊厳を維持し健康で幸福であることを願う人間の普遍的なニーズに応え、人々の健康な生活の実現に貢献することを使命としている。この使命達成のための順天堂大学大学院医療看護学研究科、医療看護学部及び保健看護学部（以下「看護系大学院・学部」という。）における研究は、看護学、医学その他いかなる分野の研究においても人間の尊厳に十分配慮し、安全性と人権の擁護を慎重かつ厳重に確認しなければならない。看護系大学院・学部の研究者が行う「人を直接対象とした研究等」については、「ヘルシンキ宣言」、「看護研究のための倫理指針」、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に則るとともに、この規程に基づいて行うものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において「研究者」とは、「順天堂大学における学術研究活動に係る行動規範」第1条（研究者の定義）に定めるものをいう。

2 この規程において「研究等」とは、研究者が行う看護学、医学その他の分野の研究であって、個人の基本的権利を侵害するおそれのある研究もしくは調査または成果の公表をいう。

(研究等の申請)

第3条 看護系大学院・学部の研究者が研究等を行うときは、あらかじめ別に定める申請書を第5条に定める委員会に提出しなければならない。

(勧告)

第4条 看護系大学院・学部の長（以下「部門長」という。）は、前条によらず研究等を行う研究者があると認めたときは、当該研究者に対し、この規程に基づき実施するように勧告することができる。

2 前項の勧告にかかわらず、研究等を行う研究者があるときは、部門長は、当該研究者に対し、これを停止するよう命ずることができる。

(研究等倫理委員会)

第5条 部門長は、研究者から申請（以下「申請」という。）される研究等の内容について、審査する機関として医療看護学研究科及び医療看護学部においては医療看護学研究科・医療看護学部研究等倫理委員会、保健看護学部においては保健看護学部研究等倫理委員会（以下これらを「委員会」という。）を置く。

(委員会組織)

第6条 各委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者 1名以上

(2) 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者 1名以上

(3) 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者 1名以上

2 委員は5名以上であり、複数名の学外委員及び男女両性を含むものとし、部門長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときは補充し、補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。その職を辞した後も同様とする。

5 委員会に委員長を置き、第1項に定める委員のうちから互選する。

6 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員会の開催)

第7条 委員会は、部門長からの諮問に応じ、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席し、かつ、前条第1項第3号の委員のうちから少なくとも1人の出席がなければ開催することができない。

3 研究等の申請を行った者（以下「申請者」という。）は、委員長が必要と認めたときは、当該委員会に出席し、申請内容について説明し、意見を述べることができる。ただし、申請者が委員の場合は、当該審査に加わることはできない。

（審査上の観点）

第8条 委員会は、申請内容を審査するに当たっては、次の各号に掲げる事項について、特に留意して審査を行わなければならない。

- (1) 研究等の対象となる個人及び必要な場合には、その家族等関係者の人権の保護
- (2) 研究等の対象となる個人及び必要な場合には、その家族等関係者に対し、当該研究等を行うことについて十分な理解を求め、同意を得る方法
- (3) 研究等によって個人及びその家族等関係者に生じる不利益並びに学問の進歩に対する貢献の度合

（審査の判定）

第9条 委員会の申請内容の審査の判定は、出席委員全員の合意をもって決定するように努めなければならない。十分審議を尽くしたうえで全会一致が困難な場合は、出席委員の3分の2以上の賛成によることができるものとする。

2 審査の判定結果は、次の各号に掲げるもののいずれかとし、速やかに文書をもって研究者の所属する部門長へ答申するものとする。

- (1) 申請は、この規程に定める研究等に該当しない。
- (2) 申請を承認する。
- (3) 申請は継続審査とする。
- (4) 申請内容について変更を勧告する。
- (5) 申請は、不承認とする。

3 審査の判定結果には、前項第1号又は第2号に該当する場合を除き、その理由を付さなければならない。

4 審査の経過及び判定結果は、文書をもって10年間記録・保存するものとする。

（専門委員）

第10条 申請の内容審査に当たっては、専門の事項を調査・検討するために、委員会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する学識経験者のうちから、委員長の上申に基づき、部門長が委嘱する。

3 専門委員の任期は、専門の事項の調査・検討の終了時までとする。ただし、中途において委嘱を解くことができる。

4 専門委員は、委員会が必要と認めたときは、委員会に出席し、調査・検討事項について説明・報告し、委員会の協議に加わることはできる。ただし、専門委員は、審査の判定に加わることはできない。

（迅速審査手続）

第11条 委員長は、申請書の内容が次の各号の一に該当する場合は、迅速審査により判定を行うことができるものとする。

- (1) 研究計画の軽微な変更であると判断したもの
- (2) 既に委員会において承認されている研究と典型的に同視できるとみなされるもの
- (3) 共同研究であって、すでに主たる研究機関において倫理審査委員会の承認を受けた研究を分担研究機関として実施するもの

2 前項の迅速審査は、委員長及び委員長が指名する1人の委員により行う。

3 委員長は、迅速審査による判定をしたときは、その旨を委員に通知するものとする。

4 委員長は、委員から異議の申出があった場合、迅速審査を行った委員と申出の扱いについて協議を行うものとする。

5 委員長は、前項の協議の結果、異議申出に相当の理由があると認めるときは、速やかに委員会を開催して審査するものとする。

（審査結果の通知）

第12条 委員会は、第9条による審査の判定結果に基づき、別に定める通知書をもって申請者に審査結果を通知するものとする。

2 前項の通知内容に対して異議のある申請者は、「異議申立書」を部門長に提出できるものとする。その際には異議申立ての根拠となる資料を添付するものとする。

(研究等の記録及び報告)

第13条 研究者は、前条の通知に基づき研究等を行うときは、当該研究等の目的、方法、結果及び第8条第1号から第3号までの事項について文書をもって記録するものとする。

(研究等の変更)

第14条 研究者は、第12条の通知に基づく研究等の内容を変更するときは、別に定める変更申請書をもって、あらかじめ委員会に申請するものとする。

(研究等実施状況報告)

第15条 申請者は、承認された研究の実施状況について、部門長に年1回以上「看護研究等実施状況報告書」以下「報告書」という。)を提出し報告するものとする。

2 部門長は、申請者から報告書を受領したときは、その写しを委員会に送付するものとする。

(実施中の研究に対する意見等)

第16条 委員会は、部門長に対し、前条に規定する実施状況報告書に基づき実施中の研究に関して、その研究計画の変更、中止、その他必要と認める意見を述べるができるものとする。

(研究計画の変更又は中止命令等)

第17条 部門長は、第15条第1項の報告に基づき、研究が適切に実施されていないと認められるときは、委員会の意見を聞いた上で、当該申請者に対し、研究計画の変更又は中止、その他必要な措置を命ずることができる。

(研究の終了)

第18条 申請者は、研究が終了したときは、別に定める「看護研究等終了報告書」を委員会及び部門長に提出するものとする。

(公開に関する事項)

第19条 部門長は、委員会組織に関する事項並びに審査の経過及び判定結果に関する議事の内容について公開するものとする。ただし、個人のプライバシー、研究の独創性及び知的財産権の保護等に支障が生じる恐れのある場合はその事由を付して非公開とすることができる。

(庶務)

第20条 委員会の庶務は、医療看護学研究科及び医療看護学部においては浦安キャンパス事務室、保健看護学部においては三島キャンパス事務室が行う。

(細則)

第21条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に際し必要な事項は、部門長が別に定める。

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、研究科委員会及び教授会に諮り、理事会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月30日から施行する。

	健康状態	☐ 健康 ☐ 健康障害あり ()
	年齢	☐ 小 児 年 齢 () ☐ 成 人 年 齢 () ☐ 高 齢 者 年 齢 () ☐ その他・特定できない場合など ()
	判断能力 自己決定力	☐ あり ☐ なし ☐ 不明 ()
研 究 方 法	データ収集方法と データの種類	☐ 質問紙調査 () ☐ インタビュー () ☐ 参加観察 () ☐ 身体的計測 () ☐ 診療録等の閲覧 ☐ その他 ()
	データ収集場所	☐ 病院・施設 ☐ 研究対象者の自宅 ☐ その他 () ☐ 非該当
	研究期間	年月日～年月日
	データ収集予定期間	年月日～年月日
	身体的侵襲の有無	☐ あり () ☐ なし ありの場合 () 内に具体的な内容を記載すること
	精神的負担の有無	☐ あり () ☐ なし ありの場合 () 内に具体的な内容を記載すること
	対象者の 拘束時間	
4. 倫理的配慮		
研 究 へ の 理 解 と 同 意 を 得 る 手 続 き	研究協力施設の許可を得る手続き	
	研究対象者の同意を得る手続き	
安 全 性 の 保 障	研究協力に伴うリスクと対応（身体的・精神的・社会的・経済的・時間的負担・臨床研究保険の加入等）	

	研究者の研究遂行能力	
	対象者の問い合わせ方法と対応	
任意性の保障	対象者の選定方法と研究協力の依頼方法	
	強制力が働かないようにするための配慮	
	途中辞退の保障	
プライバシー・匿名性・個人情報の保護	データ収集時の配慮	
	データ分析時の配慮	
	データの管理方法 (保管, 情報流出防止, 破棄等における配慮)	
	研究成果公表時の配慮	
謝礼の有無と内容		☐ あり () ☐ なし
研究資金		
利益相反の有無		☐ あり () ☐ なし
対象への研究成果還元方法と配慮		
その他倫理的配慮 (上記以外にこの研究において特に倫理的配慮を必要とすることがあれば記載すること)		
承認の際の証明書の要否		☐ 必要 ☐ 不要

別紙○

20**年**月**日

施設名(例:順天堂○○病院)
施設長(例:院長 ○○○殿)

順天堂大学大学院医療看護学研究科
研究科長 植木 純

研究協力について(依頼)

(前文 例:)

拝啓 時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃、当大学院の教育研究にあたりましては、ご高配、ご協力賜り感謝申し上げます。

今年度、貴○○病院におきまして、下記大学院生が研究実施を希望しておりますので、ご許可くださいますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 研究課題

「・・・・・・・・・・・・・・・・」

2. 研究者氏名

研究者 △△△△ (順天堂大学大学院医療看護学研究科)

指導教員 □□□□ (順天堂大学大学院医療看護学研究科・職位)

3. 研究目的・方法

(例)

1) 調査1：既存資料からのデータ化と分析

・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・

2) 調査2：インタビュー

・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・

調査1～2を整理し、・・・・・・・・・・により分析する。

4. 研究期間(調査期間)

○年○月○日～○年○月○日 (○年○月○日～○年○月○日)

5. 倫理的配慮

順天堂大学大学院医療看護学研究科研究等倫理委員会の審査(○年○月○日)により承認を得た。(別添)

添付資料：研究計画書・研究等倫理審査結果通知書

【お問い合わせ先】

研究者：△△△△

所属：順天堂大学大学院医療看護学研究科 看護学専攻 博士○○課程 ○○○分野

住所：〒279-0023 千葉県浦安市高洲 2-5-1

e-mail：●●●@juntendo.ac.jp

（電話番号は研究専用の携帯電話番号等がある場合は記載をしてください。）

指導教員：□□□□

所属：順天堂大学大学院医療看護学研究科 ○○○分野 職位

住所：〒279-0023 千葉県浦安市高洲 2-5-1

電話番号：指導教員の研究室直通番号を記載してください。

e-mail：●●●@juntendo.ac.jp

注意

*上記の項目は必ず明記の上、例は参考にとどめ研究デザインに応じて記入してください。

別紙○

年 月 日

施設名(例:○○病院)

施設長 (例:院長 ○○○殿)

順天堂大学大学院医療看護学研究科

博士○○課程 ○年 大学院生氏名

研究依頼および説明書

(前文 例:)

拝啓

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

私は順天堂大学大学院医療看護学研究科 博士○○課程で○○看護学を学んでいる○○と申します。今回「研究課題名を書く」という研究へご協力いただきたくご連絡いたしました。本研究は、(簡潔に研究の意義を述べる)。具体的な内容は、下記のとおりです。

ご多用中恐れ入りますが、なにとぞご高配くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 研究課題

「・・・・・・・・・・」

2. 研究者氏名

研究者 △△△△ (順天堂大学大学院医療看護学研究科)

指導教員 □□□□ (順天堂大学大学院医療看護学研究科・職位)

3. ご依頼内容

- 1) 本研究は、貴施設の○○患者様へのインタビューを○○外来において実施させていただきたく、ご許可のほどお願いいたします。
- 2) 調査にあたって、○○外来にポスターを掲示させていただきたくお願いいたします。
- 3) 研究対象者のプライバシーを配慮するために、インタビュー場所は、貴施設の○○室をお借りしたいと思います。また、どなたが協力してくださったかは、お伝えすることができませんので、よろしくお願いいたします。
- 4) 研究に同意していただける場合は、同意書にご署名頂き、○月○日までに研究者へご返送をお願いいたします。また、○月○日までであれば、一度同意された後でも撤回可能です。
- 5) その他、・・・・。

4. 研究期間 (データ収集期間)

○年○月○日～○年○月○日 (○年○月○日～○年○月○日)

5. 調査方法

- 1) 研究対象者は、全部で○名ですが、貴施設には○名の方にご協力をお願いいたします。
- 2) インタビュー内容
○○の治療を受けておられる方に、○○の関わりについて語っていただきます。
- 3) 分析方法
○○の方法に基づいて分析します。

- 4) 研究対象者の方から研究者へ、メールまたは電話でご連絡をいただきます。
- 5) インタビュー当日は、研究の趣旨説明を行い、・・・同意書にサインをいただきます。
インタビューは、〇分程度の半構造化インタビューを行います。

6. 倫理的配慮

順天堂大学大学院医療看護学研究科研究等倫理委員会の審査（〇年〇月〇日）により承認を得ております。（別添）

- 1) 本研究への協力は、貴院・研究対象者の自由意思によるものです。ご協力頂けない場合でも、貴院にご迷惑や不利益が生じることはございません。
- 2) データの保存は、鍵のかかる保管庫で厳重に管理します。なお、研究データは10年間保存し、その後・・・・・・・・・・破棄します。
- 3) 結果公表について、学位論文として発表させていただきます。また、学会発表、学会誌への発表を計画しています。その際には、個人が特定されるような情報は使用しないことを約束します。
- 4) その他に貴施設のご希望される方法がございましたら、その方法に従います。

7. その他

- ・研究協力いただいた研究対象者には謝礼として1000円のクオカードを進呈します。

添付資料：研究計画書・研究等倫理審査結果通知書

なおご不明なことがございましたら、下記までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

研究者：△△△△

所属：順天堂大学大学院医療看護学研究科 看護学専攻 博士〇〇課程 〇〇〇分野

住所：〒279-0023 千葉県浦安市高洲2-5-1

e-mail：●●●●@juntendo.ac.jp

（電話番号は研究専用の携帯電話番号等がある場合のみ記載可）

指導教員：□□□□

所属：順天堂大学大学院医療看護学研究科 〇〇〇分野 職位

住所：〒279-0023 千葉県浦安市高洲2-5-1

電話番号：指導教員の研究室直通番号を記載してください。

e-mail：●●●●@juntendo.ac.jp

注意

*上記の項目は必ず明記の上、例は参考にとどめ研究デザインに応じて記入してください。

順天堂大学大学院医療看護学研究科
(研究者名) 殿

同 意 書

私は「・・・病棟における・・・」について、研究者より文書および口頭で説明を受け、
下記の内容について理解し、この研究に参加・協力することに同意します。

記

1. 研究の目的
2. 協力の内容
3. 協力しない場合に不利益を受けないこと
4. 同意した場合でもこれを撤回できること
5. 個人情報の保護について
6. 結果の公表について
7. その他 () ※追記する項目がない場合は削除してください。
(必要に応じて項目の文言の変更・追加・削除をしてください。
説明書と同意書の項目順番を対応させてください。)

年 月 日

署名 _____

(下記は、必要に応じて追加してください)
説明者

署名 _____

順天堂大学医療看護学研究科

(研究者名) 殿

(調査対象者の所属長宛に同意書が必要な場合)

同 意 書

私共は「・・・病棟における・・・」について、研究者より文書および口頭で説明を受け、下記の内容について理解し、この研究に参加・協力することに同意します。

記

1. 研究の目的
2. 協力の内容
3. 協力しない場合に不利益を受けないこと
4. 同意した場合でもこれを撤回できること
5. 個人情報の保護について
6. 結果の公表について
7. その他 () ※追記する項目がない場合は削除してください。
(必要に応じて項目の文言の変更・追加・削除をしてください。
依頼説明書と同意書の項目順番を対応させてください。)

年 月 日

施設長署名 _____

(下記は、必要に応じて追加してください)
説明者

署 名 _____

順天堂大学大学院医療看護学研究科
(研究者名) 殿

撤回書

研究課題名
「・・・・・・・・・・病棟における・・・・・・・・」

私は上記研究への参加に同意しましたが撤回します。
私に関する全てのデータは使用しないようお願いします。

同意撤回日： 年 月 日

本人署名： _____

順天堂大学大学院医療看護学研究科

(研究者名) 殿

(調査対象者の所属長からの撤回書が必要な場合)

撤 回 書

研究課題名

「・・・・・・・・病棟における・・・・・・・・」

私共は上記研究への参加に同意しましたが撤回します。

私共に関する全てのデータは使用しないようお願いします。

同意撤回日： 年 月 日

施設長署名： _____

〔規程第 12 条第 2 項に定める報告書：A 4 縦〕

研究等終了報告書

年 月 日

順天堂大学大学院医療看護学研究科長 殿

主任研究者氏名

㊟

下記の通り研究等が終了しましたのでご報告いたします。

受付番号 _____

課題名 _____

分担研究者名 _____

研究等の概要

順天堂大学大学院研究スタッフに関する規程

〔平成26年7月1日 規第平26—1号〕

（目的）

第1条 この規程は、本学大学院（以下「本大学院」という。）における研究プロジェクト等の学術研究活動を一層活発に推進させるために採用するポストドクトラル・フェロー（以下「PD」という。）及びリサーチ・アシスタント（以下「RA」という。）等の研究スタッフについて、必要な事項を定める。

（研究プロジェクト等）

第2条 研究プロジェクト等とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 本学及び本大学院の研究センター・研究所で行う研究プロジェクト
- (2) 公的資金等による研究プロジェクト・共同研究事業
- (3) 寄付（講座）による研究プロジェクト
- (4) その他学長が必要と認めた研究プロジェクト

（研究スタッフの資格）

第3条 この規程に定める研究スタッフは、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) PD：博士の学位を有する者で、採用年度の4月1日現在で35歳未満の者
- (2) RA：本大学院博士課程又は博士後期課程に在学する者
- (3) 前号の他、研究科長が必要と認める者

（業務）

第4条 研究スタッフは、研究プロジェクト等の責任者の指示・監督のもとに、一定の業務を分担し、あるいは必要な補助業務を行う研究補助者として研究に従事する。

（採用）

第5条 研究スタッフの採用は、研究プロジェクト等の責任者の申請に基づき研究科長の推薦により学長が決定する。

（採用期間）

第6条 研究スタッフの採用期間は、採用年度末までとする。ただし、研究プロジェクト等が終了するまでの間は、学長の承認に基づき年度毎に更新することができる。

（手当）

第7条 研究スタッフに採用された者には、別に定める手当を支給する。

（採用の取消）

第8条 研究スタッフが次の各号の一に該当するときは、学長は採用を取消することができる。

- (1) 研究プロジェクト等の責任者の指示に従わず、研究業務を怠ったとき。
- (2) RAが長期欠席、休学又は退学したとき。
- (3) 研究スタッフが辞退を申し出たとき。

（規程の改廃）

第9条 この規程の改廃は、大学院各研究科委員会の議を経、理事会の承認を得て学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 この規程の制定に伴い、順天堂大学医学部研究スタッフに関する規程及び順天堂大学大学院スポーツ健康科学研究科研究スタッフに関する規程は、廃止する。

順天堂大学大学院協力研究員規程

〔平成26年7月1日 規第平26—2号〕

改正 平成28年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、本学大学院（以下「本大学院」という。）研究科の研究活動を一層活発に推進することを目的として、他の研究機関との交流及び当該研究科以外の専門家の協力を得るために配置する協力研究員について必要な事項を定める。

(協力研究員の定義)

第2条 協力研究員は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 他の研究機関又は大学等に本務を持つ者で、本大学院の教室、講座又は研究室（以下「教室等」という。）の責任者の要請により、一定の期間本大学院において研究を行う者
- (2) 本学専任教職員で、その所属する学部又は研究科以外の研究科の教室等の責任者からの要請により、一定の期間要請した教室等の責任者の研究科において研究を行う者

(任用手続)

第3条 教室等の責任者は、協力研究員の任用を希望するときは、所定の申請手続きにより、所属する研究科の長（以下「研究科長」という。）に願い出て許可を受けなければならない。ただし、前条第2号の場合には、当該専任教職員の所属する学部又は研究科の長の同意を得るものとする。

(任用期間)

第4条 協力研究員の任用期間は1年間とする。ただし年度途中で任用する場合は、許可のあった日から年度末までとする。期間延長の必要があるときは、年度末においてあらためて期間の更新を研究科長に願い出て許可を受けなければならない。

(研究報告)

第5条 協力研究員は、研究科長からその研究成果について報告を求められたときは、教室等の責任者を経て、すみやかに報告しなければならない。

(施設の利用)

第6条 第2条第1号に定める協力研究員は、本学学術メディアセンター及び研究施設の利用について、学内諸規則を遵守して教員に準ずる便宜の供与を受けることができる。ただし、福利については、適用を受けられない。

(任用の取消し)

第7条 協力研究員が本学の名誉を傷つけるなど、協力研究員として不適当であると研究科委員会において認められたときは、期間中であっても任用を取り消すことがある。

(給与)

第8条 第2条第1号に定める協力研究員は、すべて無給とする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学院各研究科委員会の議を経、理事会の承認を得て学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 この規程の制定に伴い、順天堂大学大学院医学研究科協力研究員規程は廃止する。

順天堂大学大学院医療看護学研究科 博士前期課程科目等履修生規程

〔平成21年4月1日 規第平20—7号 〕

改正 令和4年4月1日

（目的）

第1条 この規程は、順天堂大学(以下「本学」という。)大学院学則(昭和34年規第34—1号)第29条の3第3項及び順天堂大学大学院医療看護学研究科規程第4条の規定に基づき、医療看護学研究科(以下「本研究科」という。)博士前期課程における科目等履修生(以下「履修生」という。)について必要な事項を定めるものとする。

（入学資格）

第2条 履修生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 本大学院が学校教育法に定める大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（出願手続）

第3条 履修生を志願する者は、次の各号に掲げる書類に入学検定料を添えて、所定期間内に提出しなければならない。

- (1) 入学願書(本研究科所定のもの)
- (2) 健康診断書
- (3) 最終出身学校の成績証明書及び卒業証明書
- (4) 履修科目計画書
- (5) その他必要と認める書類

（出願の期間）

第4条 出願期間は、入学を希望する時期により、次の各号に掲げる期間とする。

- (1) 前期 前年度の2月1日から2月末日まで
- (2) 後期 当該年度の8月1日から8月末日まで

（入学者の選考）

第5条 入学者の選考は、書類審査及び面接結果を総合的に判定して行い、本研究科委員会の議を経て、学長が合否を決定する。

（入学手続及び入学許可）

第6条 合格の通知を受けた者は、所定期日までに本研究科所定の書類を提出し、入学金及び授業料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（入学時期）

第7条 履修生の入学の時期は、原則として学年又は学期の始めとする。

（履修期間）

第8条 履修期間は、1年間(履修を許可された授業科目の開講期間)とする。

(単位の授与)

第9条 履修を許可された授業科目について、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 履修生として修得できる単位は、15単位を上限とする。

(単位取得証明書)

第10条 履修生の単位は、その請求により単位取得証明書を交付する。

(検定料、入学金及び授業料)

第11条 入学検定料、入学金及び授業料は別に定める額とする。

2 一旦納付された入学検定料、入学金及び授業料は、一切返還しない。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、履修生に関し必要な事項は、大学院学則及び医療看護学研究科規程を準用するものとする。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て学長に諮り、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

看護学専攻
【博士前期課程】

履修・学位
博士前期課程

1. 履修指導の概要

本研究科に入学する学生は、出願の段階で専攻分野と研究指導教員を選択する。研究指導教員は、学生 1 人ひとりの志望動機、関心分野、実務経験、学問的知識など学生本人と協議検討し、専攻分野ごとあるいは個別に履修指導を行う。研究指導教員は、個々の学生に対して研究指導の責任を負い、学生の研究課題を解明する過程を指導し、研究の実施、修士論文の作成、発表を支援する。

他のすべての科目担当教員は、学生の研究課題解明に必要とされる相談に応じる。また、教員はそれぞれの専門性を生かしたシラバスを準備し、学生が自己の研究課題解明につなげられ、選択できるようにする。さらに、学生の研究への興味や関心を喚起できるような授業形態をとりいれる。これらにより学生への医療看護学への学問好奇心を涵養し、研究の進展に資することを可能とする。

2. 研究指導方法・学位論文審査体制

研究指導教員は学生が修士の学位を円滑に取得できるよう、次の通り論文作成指導を行う。

- (1) 学生は、研究指導教員の指導を受けて修士論文のテーマを決定し、大学院修了予定年度の 5 月上旬までに「修士論文研究計画書」を提出する。研究計画書は、問題の起案とそれに至った根拠、研究方法等を所定の用紙 3 枚程度にまとめ、表紙をつけたものとする。
- (2) 論文テーマは研究科委員会によって審査承認される。
- (3) 学生は論文（特別研究及び課題研究）を修了予定年度の 1 月上旬の指定日までに、提出する必要がある。論文を提出し学位を受けようと希望するものは、所定の単位を取得していることが条件となる。
- (4) 提出された論文は、論文審査委員 3 名の審査を受け、2 月上旬に最終論文として提出する。主査は、研究科委員会あてに所定の修士論文審査報告書を提出する。最終試験（口頭試問）は公開とし、発表者は所定の時間内で論文の内容を説明した後、質問を受ける。なお論文審査委員は研究科内外から 3 名を人選し（主査は研究指導教員以外）、研究科委員会にて決定する。
- (5) 審査委員は最終試験終了後、論文審査報告書を研究科委員会において研究科長へ提出する。主査は審査内容を報告し、研究科委員会構成員及び該当する学位論文の主査・副査による可否投票により、出席者の 3 分の 2 以上の「可」票を持って合格と認定する。

3. 単位修得・修了要件

修了の要件は、本研究科に 2 年以上在学し、30 単位以上修得することとする。

単位修得の認定は、各授業回において課される試験・レポート・討議・プレゼンテーション・研究報告等により行う。評価に際しての項目の比重はシラバスにおいて定める。成績評価は原則として S（秀：100－90 点）、A（優：89－80 点）、B（良：79－70 点）、C（可：69－60 点）、D（不可：59－0 点）の 5 段階で評価し研究科委員会で可否を認定する。

- (1) 共通科目の中で、看護学研究方法論 2 単位、応用統計学 2 単位の必修 4 単位を含み 8 単位以上を履修する。
- (2) 専門科目の中から専攻分野を中心に 10 単位以上を履修する。
- (3) 演習・研究指導から演習 4 単位・特別研究 6 単位（または課題研究 4 単位）の 8 単位以上を履修する。
- (4) 専門看護師の認定を目標にしている学生は、該当分野に最低限必要な単位数を履修する。
- (5) 修士の学位を取得するためには、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。研究科委員会は学位授与を可とした者について、学長に報告し、学長は「修士（看護学）」の学位を大学院修了式において授与する。

4. 学位論文審査基準

＜特別研究論文＞

- ①先行研究に関するレビューは適切か。
- ②問題意識が明確でテーマ設定は適切か。
- ③テーマに見合った方法論が選択されているか。
- ④与えられた情報や仮定から、適切に結論が導かれているか。
- ⑤明解性・一貫性・論理性のある論旨が展開されているか。
- ⑥文章力・読解力・自己表現力、探究心、批判的思考力等はあるか。
- ⑦自身の論文について、テーマ設定・データ収集・推論・結論の導出の過程を説明できるか。

＜課題研究論文＞

- ①問題意識が明確でテーマ設定は適切か。
- ②テーマに見合った方法論が選択されているか。
- ③与えられた情報や仮定から、結論を導き出す過程に問題点は見られないか。
- ④明解性・一貫性・論理性のある論旨が展開されているか。
- ⑤文章力・読解力・自己表現力があるか。

5. 成績評価の確認及び成績に対する異議申し立て

履修科目に係わる成績評価について以下に該当すると判断した場合は、成績評価の確認及び異議を申し立てることができる。

- (1) 成績の誤記入等、授業担当教員の評価誤りと思われるもの
- (2) シラバス又は授業評価教員の説明等により周知している成績評価の方法から逸脱した評価であると思われるもの
- (3) その他合理的又は客観的な根拠があるもの

成績評価の確認を行う場合は、定められた期間内に手続きを行うものとする。手続きの詳細については別途示す。

履修及び論文作成のプロセス

学年	時期		学生	研究指導教員 論文審査委員	研究科委員会
1年	4月	上旬	研究指導教員に履修計画相談	履修指導	
		中旬	履修登録		
		下旬			履修登録状況報告
	10月	上旬	研究指導教員に研究テーマ・論文作成方法相談	研究指導	
		上旬	修士論文研究計画書受付開始		
2年	4月	中旬	履修登録	履修指導 研究指導	
	5月	上旬	修士論文研究計画書最終提出期限		計画書審査最終
		中旬 ～下旬	研究計画発表会		
	6月	上旬		論文審査委員 希望届提出	
		中旬			論文審査委員決定
	1月	上旬	学位論文審査願及び修士論文第一次提出		
		上旬 ～中旬		論文審査・指導	
	2月	上旬	修士論文最終提出		
		上旬 ～中旬	口頭試問期間	口頭試問	
	3月	上旬		論文審査報告書提出	最終審査会
		上旬 ～中旬	修士論文発表会		
		中旬	修了式（学位授与式）		

履修モデル－特別研究コース－

区分	科目名	配当 年次	看護学 教育学分 分野	看護学 管理学分 分野	臨床病 態学分 分野	慢性 看護学 分野	小児 看護学 分野	高齢 看護学 分野	地域 看護学 分野	精神 看護学 分野	看護学 分野 感染制 御	ウイメンズ ヘルス 看護学 分野	在宅 看護学 分野	がん・クリ ティカル ケア 看護学 分野	がん クリ ティ カル ケア	看護学 分野 シミュ レーシ ョン	単位 数
共通科目	1010 看護学研究方法論	1前	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	2
	1020 応用統計学	1前	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	2
	1030 看護理論特論	1・2後	○				○			○	○	○				○	2
	1040 看護倫理特論	1・2前	○		○		○	○		○	○	○		○	○	○	2
	1050 コンサルテーション論	1・2後	○	○		○				○	○			○	○		2
	1060 家族関係論	1・2後					○					○	○	○	○		2
	1070 看護行政政策論	1・2後		○		○			○	○							2
	1080 国際保健論	1・2前															2
	1090 高度先端医療・医科学特論	1・2前															2
	1100 保健医療連携特論	1・2後				○		○	◎				○				2
	1110 福祉特論	1・2前															2
	1120 医療情報論	1・2後														○	2
	1130 機能病態学特論	1・2後															2
	1140 健康科学特論	1・2前															2
	1150 医療経済特論	1・2後		◎													2
	1160 臨床薬理学	1・2後			○												2
	1170 グローバルメディカルコミュニケーション	1・2後															2
	1180 医療看護学特別講義	1・2通							○			○					2
	1190 リサーチトピックス－M	1～2															2
	2011 看護教育学特論Ⅰ(基礎・継続教育)	1・2前	◎	○	○		○			○	○	○		○	○	○	2
	2012 看護教育学特論Ⅱ(CNS)	1・2後															2
	2013 看護技術開発学特論	1・2後	○	○							○					○	2
	2021 看護管理学特論Ⅰ(看護管理論)	1・2前	○	◎	○	○		○								○	2
	2022 看護管理学特論Ⅱ(人的資源管理論)	1・2後	○	◎													2
	2030 フィジカルアセスメント特論	1・2前	○	○	◎						○	○	○	○		○	2
	2151 慢性看護学特論Ⅰ(慢性病看護論)	1・2前			○	◎			○				○				2
	2152 慢性看護学特論Ⅱ(慢性病療養支援論A)	1・2前				◎											2
	2153 慢性看護学特論Ⅲ(慢性病療養支援論B)	1・2後				○			○								2
	2154 慢性看護学特論Ⅳ(慢性病療養システム論)	1・2前				○											2
	2155 慢性看護学特論Ⅴ(慢性病病態・治療論)	1・2後															2
	2046 慢性看護学実習Ⅰ(CNS役割実習)	1後															2
	2047 慢性看護学実習Ⅱ(診断・治療実習)	2前															2
	2048 慢性看護学実習Ⅲ(統合実習)	2前															6
	2051 ウイメンズヘルス看護学特論Ⅰ(ウイメンズヘルス概論)	1・2前					○					◎					2
	2052 ウイメンズヘルス看護学特論Ⅱ(周産期ケア概論)	1・2前										◎					2
	2053 ウイメンズヘルス看護学特論Ⅲ(ウイメンズヘルスケア概論)	1・2前															2
	2054 ウイメンズヘルス看護学特論Ⅳ(女性のヘルスプロモーション)	1・2後															2
	2055 ウイメンズヘルス看護学特論Ⅴ(ウイメンズヘルスケアシステム論)	1・2後															2
	2056 ウイメンズヘルス看護学実習Ⅰ(CNS役割実習)	2前															2
	2057 ウイメンズヘルス看護学実習Ⅱ(女性の健康問題支援実習)	2前															4
	2058 ウイメンズヘルス看護学実習Ⅲ(統合実習)	2通															4
	2061 小児看護学特論Ⅰ(小児看護対象論)	1・2前					◎										2
	2062 小児看護学特論Ⅱ(小児サポートシステム論)	1・2前					◎										2
	2063 小児看護学特論Ⅲ(小児援助方法論)	1・2前					◎										2
	2064 小児看護学特論Ⅳ(小児高度看護実践論)	1・2後															2
	2065 小児看護学特論Ⅴ(小児疾病病態論)	1・2後															2
	2066 小児看護学実習Ⅰ(CNS役割・機能実習)	1後															2
	2067 小児看護学実習Ⅱ(小児診断・治療実習)	2前															2
	2068 小児看護学実習Ⅲ(統合実習)	2前															6
	2071 地域看護学特論Ⅰ(公衆衛生看護学原論)	1・2前							◎				○				2
	2072 地域看護学特論Ⅱ(公衆衛生看護学活動論)	1・2後							◎								2

区分	科目名	配当 年次	看護教育 学分分野	看護管理 学分分野	臨床病態 学分分野	慢性看護 学分分野	小児看護 学分分野	高齢者看護 学分分野	地域看護 学分分野	精神看護 学分分野	看護学 学分分野	感染制御 看護学 学分分野	ウイメンズヘルス 看護学 学分分野	在宅看護 学分分野	がん・クリ ティカルケア 看護学 学分分野		シミュレーション 看護学 学分分野	単位数
															がん	クリ ティ カル ケ ア		
専門科目	2081 在宅看護学特論Ⅰ(在宅ケアマネジメント論)	1・2前												◎	○			2
	2082 在宅看護学特論Ⅱ(在宅看護アセスメント論)	1・2前												◎				2
	2083 在宅看護学特論Ⅲ(在宅看護援助論)	1・2前																2
	2084 在宅看護学特論Ⅳ(在宅医療ケア論)	1・2後																2
	2085 在宅看護学特論Ⅴ(訪問看護管理論)	1・2後																2
	2086 在宅看護学実習Ⅰ(在宅ケアマネジメント実習)	1・2通																2
	2087 在宅看護学実習Ⅱ(在宅高度実践看護実習)	1・2通																6
	2088 在宅看護学実習Ⅲ(訪問看護管理実習)	2通																2
	2091 精神看護学特論Ⅰ(精神医療福祉論)	1・2前								◎								2
	2092 精神看護学特論Ⅱ(精神評価方法論)	1・2前								◎								2
	2093 精神看護学特論Ⅲ(治療方法論)	1・2前								◎								2
	2094 精神看護学特論Ⅳ(援助支援論)	1・2後								◎								2
	2095 精神看護学特論Ⅴ(リエゾン精神看護論)	1・2後																2
	2096 精神看護学実習Ⅰ(役割実習)	2前																1
	2097 精神看護学実習Ⅱ(診断・治療実習)	2前																2
	2098 精神看護学実習Ⅲ(統合実習)	2通																7
	2101 がん看護学特論Ⅰ(がん病態看護論)	1・2前			○										◎			2
	2102 がん看護学特論Ⅱ(がん看護理論)	1・2前													◎			2
	2103 がん看護学特論Ⅲ(がん看護援助論)	1・2前													◎			2
	2104 がん看護学特論Ⅳ(がん薬物療法看護論)	1・2後																2
	2105 がん看護学特論Ⅴ(がん緩和ケア論)	1・2後																2
	2106 がん看護学実習Ⅰ(CNS役割実習)	2前																2
	2107 がん看護学実習Ⅱ(診断・治療実習)	2通																2
	2108 がん看護学実習Ⅲ(統合実習)	2通																6
	2111 感染看護学特論Ⅰ(感染症制御論)	1・2前			○						◎							2
	2112 感染看護学特論Ⅱ(感染予防・マネジメント論)	1・2前									◎							2
	2113 感染看護学特論Ⅲ(感染症診断・病態論)	1・2前																2
	2114 感染看護学特論Ⅳ(感染症看護支援論)	1・2後																2
	2115 感染看護学特論Ⅴ(感染症制御システム論)	1・2後																2
	2116 感染看護学実習Ⅰ(感染看護高度実践/感染対策実習)	2通																6
	2117 感染看護学実習Ⅱ(感染症診断実習)	2通																2
	2118 感染看護学実習Ⅲ(地域感染予防実習)	2通																2
	2121 高齢者看護学特論Ⅰ(高齢者看護学原論)	1・2前						◎	○					○				2
	2122 高齢者看護学特論Ⅱ(アセスメント論)	1・2前						◎										2
	2123 高齢者看護学特論Ⅲ(支援システム論)	1・2前						○										2
	2124 高齢者看護学特論Ⅳ(急性期ケア論)	1・2後						○										2
	2125 高齢者看護学特論Ⅴ(認知症看護論)	1・2後						○										2
	2126 高齢者看護学実習Ⅰ(認知症看護実習)	2通																6
	2127 高齢者看護学実習Ⅱ(急性期看護実習)	2通																4
	2141 クリティカルケア看護学特論Ⅰ(対象論)	1・2前														◎		2
	2142 クリティカルケア看護学特論Ⅱ(アセスメント論)	1・2前														○		2
	2143 クリティカルケア看護学特論Ⅲ(治療管理論)	1・2前														○		2
	2144 クリティカルケア看護学特論Ⅳ(看護援助論A)	1・2前														○		2
	2145 クリティカルケア看護学特論Ⅴ(看護援助論B)	1・2後														○		2
	2146 クリティカルケア看護実習Ⅰ(実践実習)	1後																2
	2147 クリティカルケア看護実習Ⅱ(統合実習)	2通																8
	2171 シミュレーション看護学特論	1・2後															◎	2
研究 指導・ 演習	3000 演習	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	4
	4000 特別研究	1～2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	6
	課題研究	1～2																4
	単位数		30	30	30	30	30	30	30	32	30	30	30	32	32	30		

◎:必修・選択必修(主専攻分野必修) ○:選択推奨

共通科目から必修4単位を含み8単位以上、専門科目から10単位以上、演習・研究指導から必修10単位、合計30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、修士の学位論文または課題研究論文を提出して、その審査及び最終試験に合格すること。

履 修 モ デ ル -高度実践看護師（専門看護師）コース-

区分		科目名	配当 年次	専 攻 慢 性 教 育 課 程	専 攻 母 性 教 育 課 程	専 攻 小 児 教 育 課 程	専 攻 在宅 教 育 課 程	専 攻 精神 科 教 育 課 程	専 攻 がん 教 育 課 程	専 攻 感染 病 教 育 課 程	専 攻 老年 病 教 育 課 程	看護 専 攻 クリ ティ カル ケア 教 育 課 程	CNS		単 位 数
													共通	単位	
共通科目	1010	看護学研究方法論	1前	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	共A	2	2
	1020	応用統計学	1前	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			2
	1030	看護理論特論	1・2後	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	共A	2	2
	1040	看護倫理特論	1・2前	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	共A	2	2
	1050	コンサルテーション論	1・2後	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	共A	2	2
	1060	家族関係論	1・2後												2
	1070	看護行政政策論	1・2後	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	共A	2	2
	1080	国際保健論	1・2前												2
	1090	高度先端医療・医科学特論	1・2前												2
	1100	保健医療連携特論	1・2後												2
	1110	福祉特論	1・2前												2
	1120	医療情報論	1・2後												2
	1130	機能病態学特論	1・2後	●	●	●	●	●	●	●	●	●	共B	2	2
	1140	健康科学特論	1・2前												2
	1150	医療経済特論	1・2後												2
	1160	臨床薬理学	1・2後	●	●	●	●	●	●	●	●	●	共B	2	2
	1170	グローバルメディカルコミュニケーション	1・2後												2
	1180	医療看護学特別講義	1・2通												2
	1190	リサーチトピックス-M	1～2												2
	2011	看護教育学特論Ⅰ(基礎・継続教育)	1・2前												2
	2012	看護教育学特論Ⅱ(CNS)	1・2後	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	共A	2	2
	2013	看護技術開発学特論	1・2後												2
	2021	看護管理学特論Ⅰ(看護管理論)	1・2前	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	共A	2	2
	2022	看護管理学特論Ⅱ(人的資源管理論)	1・2後												2
	2030	フィジカルアセスメント特論	1・2前	●	●	●	●	●	●	●	●	●	共B	2	2
	2151	慢性看護学特論Ⅰ(慢性病看護論)	1・2前	●										2	2
	2152	慢性看護学特論Ⅱ(慢性病療養支援論A)	1・2前	●										2	2
	2153	慢性看護学特論Ⅲ(慢性病療養支援論B)	1・2後	●										2	2
	2154	慢性看護学特論Ⅳ(慢性病療養システム論)	1・2前	●										2	2
	2155	慢性看護学特論Ⅴ(慢性病病態・治療論)	1・2後	●										2	2
	2046	慢性看護学実習Ⅰ(CNS役割実習)	1後	●										2	2
	2047	慢性看護学実習Ⅱ(診断・治療実習)	2前	●										2	2
	2048	慢性看護学実習Ⅲ(統合実習)	2前	●										6	6
	2051	ウィメンズヘルス看護学特論Ⅰ(ウィメンズヘルス概論)	1・2前		●									2	2
	2052	ウィメンズヘルス看護学特論Ⅱ(周産期ケア概論)	1・2前		●									2	2
	2053	ウィメンズヘルス看護学特論Ⅲ(ウィメンズヘルスケア概論)	1・2前		●									2	2
	2054	ウィメンズヘルス看護学特論Ⅳ(女性のヘルスプロモーション)	1・2後		●									2	2
	2055	ウィメンズヘルス看護学特論Ⅴ(ウィメンズヘルスケアシステム論)	1・2後		●									2	2
	2056	ウィメンズヘルス看護学実習Ⅰ(CNS役割実習)	2前		●									2	2
	2057	ウィメンズヘルス看護学実習Ⅱ(女性の健康問題支援実習)	2前		●									4	4
	2058	ウィメンズヘルス看護学実習Ⅲ(統合実習)	2通		●									4	4
	2061	小児看護学特論Ⅰ(小児看護対象論)	1・2前			●								2	2
	2062	小児看護学特論Ⅱ(小児サポートシステム論)	1・2前			●								2	2
	2063	小児看護学特論Ⅲ(小児援助方法論)	1・2前			●								2	2
	2064	小児看護学特論Ⅳ(小児高度看護実践論)	1・2後			●								2	2
	2065	小児看護学特論Ⅴ(小児疾病病態論)	1・2後			●								2	2
	2066	小児看護学実習Ⅰ(CNS役割・機能実習)	1後			●								2	2
	2067	小児看護学実習Ⅱ(小児診断・治療実習)	2前			●								2	2
	2068	小児看護学実習Ⅲ(統合実習)	2前			●								6	6
	2071	地域看護学特論Ⅰ(公衆衛生看護学原論)	1・2前												2
	2072	地域看護学特論Ⅱ(公衆衛生看護学活動論)	1・2後												2

区分		科目名	配当 年次	専 攻 教 育 課 程	慢 性 看 護 課 程	母 性 看 護 課 程	専 攻 小 児 看 護 課 程	専 攻 在宅 看 護 課 程	専 攻 精神 看 護 課 程	専 攻 がん 看 護 課 程	専 攻 感染 看 護 課 程	専 攻 老年 看 護 課 程	クリ ティ カル ケ ア 看 護 専 攻 教育 課程	CNS		単 位 数
														共通	単位	
専 門 科 目	2081	在宅看護学特論Ⅰ(在宅ケアマネジメント論)	1・2前				●								2	2
	2082	在宅看護学特論Ⅱ(在宅看護アセスメント論)	1・2前				●								2	2
	2083	在宅看護学特論Ⅲ(在宅看護援助論)	1・2前				●								2	2
	2084	在宅看護学特論Ⅳ(在宅医療ケア論)	1・2後				●								2	2
	2085	在宅看護学特論Ⅴ(訪問看護管理論)	1・2後				●								2	2
	2086	在宅看護学実習Ⅰ(在宅ケアマネジメント実習)	1・2通				●								2	2
	2087	在宅看護学実習Ⅱ(在宅高度実践看護実習)	1・2通				●								6	6
	2088	在宅看護学実習Ⅲ(訪問看護管理実習)	2通				●								2	2
	2091	精神看護学特論Ⅰ(精神医療福祉論)	1・2前						●						2	2
	2092	精神看護学特論Ⅱ(精神評価方法論)	1・2前						●						2	2
	2093	精神看護学特論Ⅲ(治療方法論)	1・2前						●						2	2
	2094	精神看護学特論Ⅳ(援助支援論)	1・2後						●						2	2
	2095	精神看護学特論Ⅴ(リエゾン精神看護論)	1・2後						●						2	2
	2096	精神看護学実習Ⅰ(役割実習)	2前						●						1	1
	2097	精神看護学実習Ⅱ(診断・治療実習)	2前						●						2	2
	2098	精神看護学実習Ⅲ(統合実習)	2通						●						7	7
	2101	がん看護学特論Ⅰ(がん病態看護論)	1・2前							●					2	2
	2102	がん看護学特論Ⅱ(がん看護理論)	1・2前							●					2	2
	2103	がん看護学特論Ⅲ(がん看護援助論)	1・2前							●					2	2
	2104	がん看護学特論Ⅳ(がん薬物療法看護論)	1・2後							●					2	2
	2105	がん看護学特論Ⅴ(がん緩和ケア論)	1・2後							●					2	2
	2106	がん看護学実習Ⅰ(CNS役割実習)	2前							●					2	2
	2107	がん看護学実習Ⅱ(診断・治療実習)	2通							●					2	2
	2108	がん看護学実習Ⅲ(統合実習)	2通							●					6	6
	2111	感染看護学特論Ⅰ(感染症制御論)	1・2前								●				2	2
	2112	感染看護学特論Ⅱ(感染予防・マネジメント論)	1・2前								●				2	2
	2113	感染看護学特論Ⅲ(感染症診断・病態論)	1・2前								●				2	2
	2114	感染看護学特論Ⅳ(感染症看護支援論)	1・2後								●				2	2
	2115	感染看護学特論Ⅴ(感染症制御システム論)	1・2後								●				2	2
	2116	感染看護学実習Ⅰ(感染看護高度実践/感染対策実習)	2通								●				6	6
	2117	感染看護学実習Ⅱ(感染症診断実習)	2通								●				2	2
	2118	感染看護学実習Ⅲ(地域感染予防実習)	2通								●				2	2
	2121	高齢者看護学特論Ⅰ(高齢者看護学原論)	1・2前									●			2	2
	2122	高齢者看護学特論Ⅱ(アセスメント論)	1・2前									●			2	2
	2123	高齢者看護学特論Ⅲ(支援システム論)	1・2前									●			2	2
	2124	高齢者看護学特論Ⅳ(急性期ケア論)	1・2後									●			2	2
	2125	高齢者看護学特論Ⅴ(認知症看護論)	1・2後									●			2	2
	2126	高齢者看護学実習Ⅰ(認知症看護実習)	2通									●			6	6
	2127	高齢者看護学実習Ⅱ(急性期看護実習)	2通									●			4	4
研 究 指 導	2141	クリティカルケア看護学特論Ⅰ(対象論)	1・2前										●		2	2
	2142	クリティカルケア看護学特論Ⅱ(アセスメント論)	1・2前										●		2	2
	2143	クリティカルケア看護学特論Ⅲ(治療管理論)	1・2前										●		2	2
	2144	クリティカルケア看護学特論Ⅳ(看護援助論A)	1・2前										●		2	2
	2145	クリティカルケア看護学特論Ⅴ(看護援助論B)	1・2後										●		2	2
	2146	クリティカルケア看護学実習Ⅰ(実践実習)	1後										●		2	2
	2147	クリティカルケア看護学実習Ⅱ(統合実習)	2通										●		8	8
	2171	シミュレーション看護学特論	1・2後													2
	3000	演習	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		4	4
	4000	特別研究	1～2													6
		課題研究	1～2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			4
		単位数		44	44	44	44	44	44	44	44	44	44			
		CNS単位数		38	38	38	38	38	38	38	38	38	38			

◎:必修・選択必修(主専攻分野必修) ○:選択、●:CNS必修、☆:CNS選択必修(3科目以上選択) CNS単位数は予定

共通科目から必修4単位を含み8単位以上、専門科目から10単位以上、演習・研究指導から必修4単位を含み8単位以上、合計30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、修士の学位論文または課題研究論文を提出して、その審査及び最終試験に合格すること。

医療看護学研究科 博士前期課程 ディプロマポリシーと各授業科目との関連

コード	授業科目	特に該当するディプロマポリシー		
		1.看護学の専門分野に関する研究に高い倫理観をもって取り組む研究能力	2.高度な専門性を発揮するために必要な広範な知識を体系化し、質の高い看護ケアが実践できる能力	3.高度な看護実践、研究・教育活動を通して国際的・社会的に貢献できる能力
1010	看護学研究方法論	○		
1020	応用統計学	○		
1030	看護理論特論	○		
1040	看護倫理特論	○		
1050	コンサルテーション論	○		
1060	家族関係論	○		
1070	看護行政政策論	○		
1080	国際保健論	○		
1090	高度先端医療・医科学特論	○		
1100	保健医療連携特論	○		
1110	福祉特論	○		
1120	医療情報論	○		
1130	機能病態学特論	○		
1140	健康科学特論	○		
1150	医療経済特論	○		
1160	臨床薬理学	○		
1170	グローバルメディカルコミュニケーション	○		○
1180	医療看護学特別講義	○		
1190	リサーチトピックス - M	○	○	○
2011	看護教育学特論Ⅰ(基礎・継続教育)		○	
2012	看護教育学特論Ⅱ(CNS)		○	
2013	看護技術開発学特論		○	
2021	看護管理学特論Ⅰ(看護管理論)		○	
2022	看護管理学特論Ⅱ(人的資源管理論)		○	
2030	フィジカルアセスメント特論		○	
2151	慢性看護学特論Ⅰ(慢性病看護論)		○	
2152	慢性看護学特論Ⅱ(慢性病療養支援論A)		○	
2153	慢性看護学特論Ⅲ(慢性病療養支援論B)		○	
2154	慢性看護学特論Ⅳ(慢性病療養システム論)		○	
2155	慢性看護学特論Ⅴ(慢性病病態・治療論)		○	
2046	慢性看護学実習Ⅰ(CNS役割実習)		○	○
2047	慢性看護学実習Ⅱ(診断・治療実習)		○	○
2048	慢性看護学実習Ⅲ(統合実習)		○	○
2051	ウイメンズヘルス看護学特論Ⅰ(ウイメンズヘルス概論)		○	
2052	ウイメンズヘルス看護学特論Ⅱ(周産期ケア概論)		○	
2053	ウイメンズヘルス看護学特論Ⅲ(ウイメンズヘルスケア概論)		○	
2054	ウイメンズヘルス看護学特論Ⅳ(女性のヘルスプロモーション)		○	
2055	ウイメンズヘルス看護学特論Ⅴ(ウイメンズヘルスケアシステム論)		○	
2056	ウイメンズヘルス看護学実習Ⅰ(CNS役割実習)		○	○
2057	ウイメンズヘルス看護学実習Ⅱ(女性の健康問題支援実習)		○	○
2058	ウイメンズヘルス看護学実習Ⅲ(統合実習)		○	○
2061	小児看護学特論Ⅰ(小児看護対象論)		○	
2062	小児看護学特論Ⅱ(小児サポートシステム論)		○	
2063	小児看護学特論Ⅲ(小児援助方法論)		○	
2064	小児看護学特論Ⅳ(小児高度看護実践論)		○	
2065	小児看護学特論Ⅴ(小児疾病病態論)		○	
2066	小児看護学実習Ⅰ(CNS役割・機能実習)		○	○
2067	小児看護学実習Ⅱ(小児診断・治療実習)		○	○
2068	小児看護学実習Ⅲ(統合実習)		○	○

コード	授業科目	特に該当するディプロマポリシー		
		1.看護学の専門分野に関する研究に高い倫理観をもって取り組む研究能力	2.高度な専門性を発揮するために必要な広範な知識を体系化し、質の高い看護ケアが実践できる能力	3.高度な看護実践、研究・教育活動を通して国際的・社会的に貢献できる能力
2071	地域看護学特論Ⅰ(公衆衛生看護学原論)		○	
2072	地域看護学特論Ⅱ(公衆衛生看護学活動論)		○	
2081	在宅看護学特論Ⅰ(在宅ケアマネジメント論)		○	
2082	在宅看護学特論Ⅱ(在宅看護アセスメント論)		○	
2083	在宅看護学特論Ⅲ(在宅看護援助論)		○	
2084	在宅看護学特論Ⅳ(在宅医療ケア論)		○	
2085	在宅看護学特論Ⅴ(訪問看護管理論)		○	
2086	在宅看護学実習Ⅰ(在宅ケアマネジメント実習)		○	○
2087	在宅看護学実習Ⅱ(在宅高度実践看護実習)		○	○
2088	在宅看護学実習Ⅲ(訪問看護管理実習)		○	○
2091	精神看護学特論Ⅰ(精神医療福祉論)		○	
2092	精神看護学特論Ⅱ(精神評価方法論)		○	
2093	精神看護学特論Ⅲ(治療方法論)		○	
2094	精神看護学特論Ⅳ(援助支援論)		○	
2095	精神看護学特論Ⅴ(リエゾン精神看護論)		○	
2096	精神看護学実習Ⅰ(役割実習)		○	○
2097	精神看護学実習Ⅱ(診断・治療実習)		○	○
2098	精神看護学実習Ⅲ(統合実習)		○	○
2101	がん看護学特論Ⅰ(がん病態看護論)		○	
2102	がん看護学特論Ⅱ(がん看護理論)		○	
2103	がん看護学特論Ⅲ(がん看護援助論)		○	
2104	がん看護学特論Ⅳ(がん薬物療法看護論)		○	
2105	がん看護学特論Ⅴ(がん緩和ケア論)		○	
2106	がん看護学実習Ⅰ(CNS役割実習)		○	○
2107	がん看護学実習Ⅱ(診断・治療実習)		○	○
2108	がん看護学実習Ⅲ(統合実習)		○	○
2111	感染看護学特論Ⅰ(感染症制御論)		○	
2112	感染看護学特論Ⅱ(感染予防・マネジメント論)		○	
2113	感染看護学特論Ⅲ(感染症診断・病態論)		○	
2114	感染看護学特論Ⅳ(感染症看護支援論)		○	
2115	感染看護学特論Ⅴ(感染症制御システム論)		○	
2116	感染看護学実習Ⅰ(感染看護高度実践/感染対策実習)		○	○
2117	感染看護学実習Ⅱ(感染症診断実習)		○	○
2118	感染看護学実習Ⅲ(地域感染予防実習)		○	○
2121	高齢者看護学特論Ⅰ(高齢者看護学原論)		○	
2122	高齢者看護学特論Ⅱ(アセスメント論)		○	
2123	高齢者看護学特論Ⅲ(支援システム論)		○	
2124	高齢者看護学特論Ⅳ(急性期ケア論)		○	
2125	高齢者看護学特論Ⅴ(認知症看護論)		○	
2126	高齢者看護学実習Ⅰ(認知症看護実習)		○	○
2127	高齢者看護学実習Ⅱ(急性期看護実習)		○	○
2141	クリティカルケア看護学特論Ⅰ(対象論)		○	
2142	クリティカルケア看護学特論Ⅱ(アセスメント論)		○	
2143	クリティカルケア看護学特論Ⅲ(治療管理論)		○	
2144	クリティカルケア看護学特論Ⅳ(看護援助論A)		○	
2145	クリティカルケア看護学特論Ⅴ(看護援助論B)		○	
2146	クリティカルケア看護実習Ⅰ(実践実習)		○	○
2147	クリティカルケア看護実習Ⅱ(統合実習)		○	○
2171	シミュレーション看護学特論		○	
3000～3130	演習			○
4000	特別研究	○		○
4040～4130	課題研究	○		○

高度実践看護師（専門看護師）認定試験受験を希望する者の履修について

1. 履修する科目

本課程修了後、専門看護師認定試験受験を希望する者は、本課程の修了要件を満たすとともに、以下の所定科目を修得しなければならない。（履修モデル参照、（ ）内の単位数は日本看護系大学協議会専門看護師教育課程認定委員会による認定単位数）

(1) 共通科目 A（計 8 単位）

- ① 看護学研究方法論
- ② コンサルテーション論、看護行政政策論、看護理論特論、看護倫理特論、看護教育学特論Ⅱ（CNS）、看護管理学特論Ⅰ（看護管理論）のうちから 3 科目以上

(2) 共通科目 B（計 6 単位）

- ① 機能病態学特論 ② 臨床薬理学 ③ フィジカルアセスメント特論

(3) 専攻教育課程（計 24 単位）

- ・ 慢性看護
慢性看護学特論Ⅰ～Ⅴ、慢性看護学実習Ⅰ～Ⅲ、演習（慢性看護 CNS）
- ・ がん看護
がん看護学特論Ⅰ～Ⅴ、がん看護学実習Ⅰ～Ⅲ、演習（がん看護 CNS）
- ・ 感染看護
感染看護学特論Ⅰ～Ⅴ、感染看護学実習Ⅰ～Ⅲ、演習（感染看護 CNS）
- ・ 小児看護
小児看護学特論Ⅰ～Ⅴ、小児看護学実習Ⅰ～Ⅲ、演習（小児看護 CNS）
- ・ 精神看護
精神看護学特論Ⅰ～Ⅴ、精神看護学実習Ⅰ～Ⅲ、演習（精神看護 CNS）
- ・ 老年看護
高齢者看護学特論Ⅰ～Ⅴ、高齢者看護学実習Ⅰ・Ⅱ、演習（高齢者看護 CNS）
- ・ 母性看護
ウィメンズヘルス看護学特論Ⅰ～Ⅴ、ウィメンズヘルス看護学実習Ⅰ～Ⅲ、演習（ウィメンズヘルス看護 CNS）
- ・ 在宅看護
在宅看護学特論Ⅰ～Ⅴ、在宅看護学実習Ⅰ～Ⅲ、演習（在宅看護 CNS）
- ・ クリティカルケア看護
クリティカルケア看護学特論Ⅰ～Ⅴ、クリティカルケア看護学実習Ⅰ・Ⅱ、演習（急性・重症患者看護 CNS）

2. 履修指導の方針

特別研究にかえて課題研究を行う場合にも、研究指導は修士論文の指導に準ずる。課題研究指導教員は学生の研究課題を解明する過程を導く代わりに、主に実践フィールドを通して、研究課題を選び出す過程を導くことになり、課題の水準及び課題を追求するための研究方法等については、修士論文と同水準であることを指導のポイントにおく。

3. 単位修得証明書

専門看護師教育課程に相当する必修科目を履修した者に対しては、「専門看護師教育課程として認定された科目の履修証明書」を、申請により発行する。

専門看護師教育課程基準単位取得証明書(慢性疾患看護 38 単位)

氏 名: _____

教育課程の番号: 7-12

教育機関名: 順天堂大学大学院医療看護学研究科

教育課程名: 慢性看護 CNS コース

入学年度: XXXX 年度

修了年度: XXXX 年度

	日本看護系大学協議会 専門看護師教育課程基準の科目名	大学院該当科目名	取得 単位数	取得 年度
共通科目 A	1. 看護教育論	看護教育学特論Ⅱ (CNS)	2	
	2. 看護管理論	看護管理学特論Ⅰ (看護管理論)	2	
	3. 看護理論	看護理論特論	2	
	4. 看護研究	看護学研究方法論	2	
	5. コンサルテーション論	コンサルテーション論	2	
	6. 看護倫理	看護倫理特論	2	
	7. 看護政策論	看護行政政策論	2	
	共通科目 A 単位数計			
共通科目 B	1. 臨床薬理学	臨床薬理学	2	
	2. フィジカルアセスメント	フィジカルアセスメント特論	2	
	3. 病態生理学	機能病態学特論	2	
	共通科目 B 単位数計			
専攻分野共通科目	1. 慢性病者の理解に関する科目	慢性看護学特論Ⅰ (慢性病看護論)	2	
	2. 慢性病者の査定に関する科目	演習 (慢性看護 CNS)	2	
		慢性看護学特論Ⅴ (慢性病病態・治療論)	1	
	3. 慢性病患者への支援技術に関する科目	慢性看護学特論Ⅱ (慢性病療養支援論 A)	2	
		慢性看護学特論Ⅴ (慢性病病態・治療論)	1	
		演習 (慢性看護 CNS)	2	
	4. 制度や体制に関する科目	慢性看護学特論Ⅳ (慢性病療養システム論)	2	
	5. 治療や療養を支える環境整備に関する科目	慢性看護学特論Ⅲ (慢性病療養支援論 B)	2	
	専攻分野共通科目単位数計			
実習科目	実習	慢性看護学実習Ⅰ (CNS 役割実習)	2	
		慢性看護学実習Ⅱ (診断・治療実習)	2	
		慢性看護学実習Ⅲ (統合実習)	6	
	実習単位数計			
取得単位数合計				

上記のとおり専門看護師教育課程の所定の単位を取得したことを証明します。

XXXX 年 XX 月 XX 日

教育機関名: 順天堂大学大学院医療看護学研究科

職 位: 研 究 科 長

氏 名: _____ 印

専門看護師教育課程基準単位取得証明書(がん看護 38 単位)

氏 名: _____

教育課程の番号: 1-31

教育機関名: 順天堂大学大学院医療看護学研究科

教育課程名: がん看護 CNS コース

入学年度: XXXX 年度

修了年度: XXXX 年度

	日本看護系大学協議会 専門看護師教育課程基準の科目名	大学院該当科目名	取得 単位数	取得 年度
共通科目 A	1. 看護教育論	看護教育学特論Ⅱ (CNS)	2	
	2. 看護管理論	看護管理学特論Ⅰ (看護管理論)	2	
	3. 看護理論	看護理論特論	2	
	4. 看護研究	看護学研究方法論	2	
	5. コンサルテーション論	コンサルテーション論	2	
	6. 看護倫理	看護倫理特論	2	
	7. 看護政策論	看護行政政策論	2	
	共通科目 A 単位数計			
共通科目 B	1. 臨床薬理学	臨床薬理学	2	
	2. フィジカルアセスメント	フィジカルアセスメント特論	2	
	3. 病態生理学	機能病態学特論	2	
	共通科目 B 単位数計			
専攻分野共通科	1. がん看護に関する病態生理学	がん看護学特論Ⅰ (がん病態看護論)	2	
	2. がん看護に関する理論	がん看護学特論Ⅱ (がん看護理論)	2	
	3. がん看護に関する看護援助論	がん看護学特論Ⅲ (がん看護援助論)	2	
	専攻分野共通科目単位数計			
専攻分野専門科目	1. がん薬物療法看護	がん看護学特論Ⅳ (がん薬物療法看護論)	2	
		演習 (がん看護 CNS)	2	
	2. 放射線療法看護			
	3. 幹細胞移植看護			
	4. がんリハビリテーション看護			
	5. 緩和ケア	がん看護学特論Ⅴ (がん緩和ケア論)	2	
		演習 (がん看護 CNS)	2	
	6. がん予防・早期発見			
	専攻分野専門科目単位数計			
実習科目	実習	がん看護学実習Ⅰ (CNS 役割実習)	2	
		がん看護学実習Ⅱ (診断・治療実習)	2	
		がん看護学実習Ⅲ (統合実習)	6	
	実習単位数計			
取得単位数合計				

上記のとおり専門看護師教育課程の所定の単位を取得したことを証明します。

XXXX 年 XX 月 XX 日

教育機関名: 順天堂大学大学院医療看護学研究科

職 位: 研 究 科 長

氏 名:

印

専門看護師教育課程基準単位取得証明書(感染症看護 38 単位)

氏 名: _____

教育課程の番号: 9-10

教育機関名: 順天堂大学大学院医療看護学研究科

教育課程名: 感染看護 CNS コース

入学年度: XXXX 年度

修了年度: XXXX 年度

	日本看護系大学協議会 専門看護師教育課程基準の科目名	大学院該当科目名	取得 単位数	取得 年度
共通科目 A	1. 看護教育論	看護教育学特論Ⅱ(CNS)	2	
	2. 看護管理論	看護管理学特論Ⅰ(看護管理論)	2	
	3. 看護理論	看護理論特論	2	
	4. 看護研究	看護学研究方法論	2	
	5. コンサルテーション論	コンサルテーション論	2	
	6. 看護倫理	看護倫理特論	2	
	7. 看護政策論	看護行政政策論	2	
	共通科目 A 単位数計			
共通科目 B	1. 臨床薬理学	臨床薬理学	2	
	2. フィジカルアセスメント	フィジカルアセスメント特論	2	
	3. 病態生理学	機能病態学特論	2	
	共通科目 B 単位数計			
専攻分野専門科目	1. 感染基礎に関する科目	感染看護学特論Ⅰ(感染症制御論)	1	
		演習(感染看護 CNS) ※感染看護学演習Ⅰ	1	
	2. 応用無菌法に関する科目	感染看護学特論Ⅱ(感染予防・マネジメント論)	1	
		演習(感染看護 CNS) ※感染看護学演習Ⅱ	1	
	3. 感染症の診断・医療処置に関する科目	感染看護学特論Ⅲ(感染症診断・病態論)	2	
	4. 感染症看護に関する科目	感染看護学特論Ⅳ(感染症看護支援論)	2	
		演習(感染看護 CNS) ※感染看護学演習Ⅱ	1	
	5. 感染防止法に関する科目	感染看護学特論Ⅰ(感染症制御論)	1	
		感染看護学特論Ⅱ(感染予防・マネジメント論)	1	
		感染看護学特論Ⅴ(感染症制御システム論)	2	
		演習(感染看護 CNS) ※感染看護学演習Ⅰ	1	
	専攻分野専門科目単位数計			
実習科目	実習	感染看護学実習Ⅰ(感染看護高度実践/感染対策室実習)	6	
		感染看護学実習Ⅱ(感染症診断実習)	2	
		感染看護学実習Ⅲ(地域感染予防実習)	2	
	実習単位数計			
取得単位数合計				

上記のとおり専門看護師教育課程の所定の単位を取得したことを証明します。

XXXX 年 XX 月 XX 日

教育機関名: 順天堂大学大学院医療看護学研究科

職 位: 研 究 科 長

氏 名: _____ 印

専門看護師教育課程基準単位取得証明書(小児看護 38 単位)

氏 名: _____

教育課程の番号: 5-26

教育機関名: 順天堂大学大学院医療看護学研究科

教育課程名: 小児看護 CNS コース

入学年度: XXXX 年度

修了年度: XXXX 年度

	日本看護系大学協議会 専門看護師教育課程基準の科目名	大学院該当科目名	取得 単位数	取得 年度
共通科目 A	1. 看護教育論	看護教育学特論Ⅱ (CNS)	2	
	2. 看護管理論	看護管理学特論Ⅰ (看護管理論)	2	
	3. 看護理論	看護理論特論	2	
	4. 看護研究	看護学研究方法論	2	
	5. コンサルテーション論	コンサルテーション論	2	
	6. 看護倫理	看護倫理特論	2	
	7. 看護政策論	看護行政政策論	2	
	共通科目 A 単位数計			
共通科目 B	1. 臨床薬理学	臨床薬理学	2	
	2. フィジカルアセスメント	フィジカルアセスメント特論	2	
	3. 病態生理学	機能病態学特論	2	
	共通科目 B 単位数計			
専攻分野共通科目	1. 小児・家族の成長・発達／健康生活に関する科目	小児看護学特論Ⅰ (小児看護対象論)	2	
	2. 小児看護対象の査定に関する科目	演習 (小児看護 CNS)	2	
	3. 小児の病態・治療に関する科目	小児看護学特論Ⅴ (小児疾病病態論)	2	
		演習 (小児看護 CNS)	2	
	4. 小児看護援助の方法に関する科目	小児看護学特論Ⅲ (小児援助方法論)	2	
		小児看護学特論Ⅳ (小児高度看護実践論)	2	
	5. 小児の保健／医療環境／制度に関する科目	小児看護学特論Ⅱ (小児サポートシステム論)	2	
	専攻分野共通科目 単位数計			
専攻分野専門科目	1. 専門領域に関する科目 ＜各大学で専門領域を提示する＞			
	専攻分野専門科目 単位数計			
実習科目	実習	小児看護学実習Ⅰ (CNS 役割・機能実習)	2	
	1. 小児の診断・治療に関わる実習科目	小児看護学実習Ⅱ (小児診断・治療実習)	2	
	2. 高度実践者としての役割に関する実習科目	小児看護学実習Ⅲ (統合実習)	6	
	実習単位数計			
取得単位数合計				

上記のとおり専門看護師教育課程の所定の単位を取得したことを証明します。

XXXX 年 XX 月 XX 日

教育機関名: 順天堂大学大学院医療看護学研究科

職 位: 研 究 科 長

氏 名:

印

専門看護師教育課程基準単位取得証明書(精神看護 38 単位)

氏 名: _____

教育課程の番号: 2-25

教育機関名: 順天堂大学大学院医療看護学研究科

教育課程名: 精神看護 CNS コース

入学年度: XXXX 年度

修了年度: XXXX 年度

	日本看護系大学協議会 専門看護師教育課程基準の科目名	大学院該当科目名	取得 単位数	取得 年度
共通科目 A	1. 看護教育論	看護教育学特論Ⅱ (CNS)	2	
	2. 看護管理論	看護管理学特論Ⅰ (看護管理論)	2	
	3. 看護理論	看護理論特論	2	
	4. 看護研究	看護学研究方法論	2	
	5. コンサルテーション論	コンサルテーション論	2	
	6. 看護倫理	看護倫理特論	2	
	7. 看護政策論	看護行政政策論	2	
	共通科目 A 単位数計			
共通科目 B	1. 臨床薬理学	臨床薬理学	2	
	2. フィジカルアセスメント	フィジカルアセスメント特論	2	
	3. 病態生理学	機能病態学特論	2	
	共通科目 B 単位数計			
専攻分野共通科目	1. 歴史・法制度に関する科目	精神看護学特論Ⅰ (精神医療福祉論)	2	
	2. 精神・身体状態の評価に関する科目	精神看護学特論Ⅱ (精神評価方法論)	2	
	3. 精神科治療技法に関する科目	精神看護学特論Ⅲ (治療方法論)	2	
		演習 (精神看護 CNS)	2	
	4. 精神看護理論、援助技法に関する科目	精神看護学特論Ⅳ (援助支援論)	2	
		演習 (精神看護 CNS)	2	
	専攻分野共通科目 単位数計			
専攻分野専門科目	1. 救急・急性期精神看護			
	2. 慢性期精神看護			
	3. 依存症看護			
	4. 児童・思春期精神看護			
	5. 精神訪問看護			
	6. 地域精神看護			
	7. 認知症看護			
	8. リエゾン精神看護	精神看護学特論Ⅴ (リエゾン精神看護論)	2	
	9. その他の精神看護			
	専攻分野専門科目 単位数計			
実習科目	実習	精神看護学実習Ⅰ (役割実習)	1	
		精神看護学実習Ⅱ (診断・治療実習)	2	
		精神看護学実習Ⅲ (統合実習)	7	
	実習単位数計			
取得単位数合計				

上記のとおり専門看護師教育課程の所定の単位を取得したことを証明します。

XXXX 年 XX 月 XX 日

教育機関名: 順天堂大学大学院医療看護学研究科

職 位: 研 究 科 長

氏 名:

印

専門看護師教育課程基準単位取得証明書(老人看護 38 単位)

氏 名: _____

教育課程の番号: 4-26

教育機関名: 順天堂大学大学院医療看護学研究科

教育課程名: 老年看護 CNS コース

入学年度: XXXX 年度

修了年度: XXXX 年度

	日本看護系大学協議会 専門看護師教育課程基準の科目名	大学院該当科目名	取得 単位数	取得 年度
共通科目 A	1. 看護教育論	看護教育学特論Ⅱ (CNS)	2	
	2. 看護管理論	看護管理学特論Ⅰ (看護管理論)	2	
	3. 看護理論	看護理論特論	2	
	4. 看護研究	看護学研究方法論	2	
	5. コンサルテーション論	コンサルテーション論	2	
	6. 看護倫理	看護倫理特論	2	
	7. 看護政策論	看護行政政策論	2	
	共通科目 A 単位数計			
共通科目 B	1. 臨床薬理学	臨床薬理学	2	
	2. フィジカルアセスメント	フィジカルアセスメント特論	2	
	3. 病態生理学	機能病態学特論	2	
	共通科目 B 単位数計			
専攻分野共通科目	1. 老年看護の基盤となる科目	高齢者看護学特論Ⅰ (高齢者看護学原論)	2	
	2. 高齢者の健康生活評価に関する科目	高齢者看護学特論Ⅱ (アセスメント論)	2	
	3. 老年期の疾患と検査、治療に関する科目	演習 (高齢者看護 CNS)	2	
	4. 高齢者と家族への看護実践に関する科目	演習 (高齢者看護 CNS)	2	
	5. 高齢者保健医療福祉政策とサポートシステムに関する科目	高齢者看護学特論Ⅲ (支援システム論)	2	
	専攻分野共通科目単位数計			
専攻分野専門科目	1. 急性期における老年看護に関する科目	高齢者看護学特論Ⅳ (急性期ケア論)	2	
	2. 慢性期における老年看護に関する科目			
	3. 在宅における老年看護に関する科目			
	4. 高齢者ケア施設における老年看護に関する科目			
	5. 認知症老年看護に関する科目	高齢者看護学特論Ⅴ (認知症看護論)	2	
	6. 終末期における老年看護に関する科目			
	専攻分野専門科目単位数計			
実習科目	実習	高齢者看護学実習Ⅰ (認知症看護実習)	6	
		高齢者看護学実習Ⅱ (急性期看護実習)	4	
	実習単位数計			
取得単位数合計				

上記のとおり専門看護師教育課程の所定の単位を取得したことを証明します。

XXXX 年 XX 月 XX 日

教育機関名: 順天堂大学大学院医療看護学研究科

職 位: 研 究 科 長

氏 名:

印

専門看護師教育課程基準単位取得証明書(母性看護 38 単位)

氏 名: _____

教育課程の番号: 6-21

教育機関名: 順天堂大学大学院医療看護学研究科

教育課程名: 母性看護 CNS コース

入学年度: XXXX 年度

修了年度: XXXX 年度

	日本看護系大学協議会 専門看護師教育課程基準の科目名	大学院該当科目名	取得 単位数	取得 年度
共通科目 A	1. 看護教育論	看護教育学特論Ⅱ (CNS)	2	
	2. 看護管理論	看護管理学特論Ⅰ (看護管理論)	2	
	3. 看護理論	看護理論特論	2	
	4. 看護研究	看護学研究方法論	2	
	5. コンサルテーション論	コンサルテーション論	2	
	6. 看護倫理	看護倫理特論	2	
	7. 看護政策論	看護行政政策論	2	
	共通科目 A 単位数計			
共通科目 B	1. 臨床薬理学	臨床薬理学	2	
	2. フィジカルアセスメント	フィジカルアセスメント特論	2	
	3. 病態生理学	機能病態学特論	2	
	共通科目 B 単位数計			
専攻分野共通科目	1. 対象理解に関する科目	ウィメンズヘルス看護学特論Ⅰ (ウィメンズヘルス概論)	2	
	2. 周産期にある母子の援助に関する科目	ウィメンズヘルス看護学特論Ⅱ (周産期ケア概論)	2	
	3. 女性のライフサイクル全般にわたる援助に関する科目	ウィメンズヘルス看護学特論Ⅲ (ウィメンズヘルスケア概論)	2	
	専攻分野共通科目 単位数計			
専攻分野専門科目	1. 周産期母子援助に関する科目			
	2. 女性の健康への援助に関する科目	ウィメンズヘルス看護学特論Ⅳ (女性のヘルスプロモーション)	2	
		ウィメンズヘルス看護学特論Ⅴ (ウィメンズヘルスケアシステム論)	2	
		演習 (ウィメンズヘルス看護 CNS)	4	
	専攻分野専門科目 単位数計			
実習科目	実習	ウィメンズヘルス看護学実習Ⅰ (CNS 役割実習)	2	
		ウィメンズヘルス看護学実習Ⅱ (女性の健康問題支援実習)	4	
		ウィメンズヘルス看護学実習Ⅲ (統合実習)	4	
	実習単位数計			
取得単位数合計				

上記のとおり専門看護師教育課程の所定の単位を取得したことを証明します。

XXXX 年 XX 月 XX 日

教育機関名: 順天堂大学大学院医療看護学研究科

職 位: 研 究 科 長

氏 名:

印

専門看護師教育課程基準単位取得証明書(在宅看護 38 単位)

氏 名: _____

教育課程の番号: 11-13 教育機関名: 順天堂大学大学院医療看護学研究科

教育課程名: 在宅看護 CNS コース

入学年度: XXXX 年度 修了年度: XXXX 年度

	日本看護系大学協議会 専門看護師教育課程基準の科目名	大学院該当科目名	取得 単位数	取得 年度
共通科目 A	1. 看護教育論	看護教育学特論Ⅱ (CNS)	2	
	2. 看護管理論	看護管理学特論Ⅰ (看護管理論)	2	
	3. 看護理論	看護理論特論	2	
	4. 看護研究	看護学研究方法論	2	
	5. コンサルテーション論	コンサルテーション論	2	
	6. 看護倫理	看護倫理特論	2	
	7. 看護政策論	看護行政政策論	2	
	共通科目 A 単位数計			
共通科目 B	1. 臨床薬理学	臨床薬理学	2	
	2. フィジカルアセスメント	フィジカルアセスメント特論	2	
	3. 病態生理学	機能病態学特論	2	
	共通科目 B 単位数計			
専攻分野共通科目	1. 保健医療福祉の制度・体制および ケアマネジメントに関する科目	在宅看護学特論Ⅰ (在宅ケアマネジメント論)	2	
	2. 在宅療養者・家族の健康と生活の アセスメントに関する科目	在宅看護学特論Ⅱ (在宅看護アセスメント論)	2	
	3. 在宅看護援助方法に関する科目	在宅看護学特論Ⅲ (在宅看護援助論)	2	
	4. 在宅療養者の疾患と検査、治療に関する科目	在宅看護学特論Ⅳ (在宅医療ケア論)	2	
	5. 訪問看護ステーション等の開設、管理・運営、 ケアの質改善に関する科目	在宅看護学特論Ⅴ (訪問看護管理論)	2	
	専攻分野共通科目単位数計			
専攻分野専門科目	1. 自立促進に関する看護			
	2. 医療的ケアに関する看護	演習 (在宅看護 CNS)	2	
	3. 多問題・困難課題に関する看護			
	4. 終末期ケアに関する看護	演習 (在宅看護 CNS)	2	
	専攻分野専門科目単位数計			
実習科目	実習	在宅看護学実習Ⅰ (在宅ケアマネジメント実習)	2	
		在宅看護学実習Ⅱ (在宅高度実践看護実習)	6	
		在宅看護学実習Ⅲ (訪問看護管理実習)	2	
	実習単位数計			
取得単位数合計				

上記のとおり専門看護師教育課程の所定の単位を取得したことを証明します。

XXXX 年 XX 月 XX 日

教育機関名: 順天堂大学大学院医療看護学研究科

職 位: 研 究 科 長

氏 名: _____ 印

専門看護師教育課程基準単位取得証明書(急性・重症患者看護 38 単位)

氏 名: _____

教育課程の番号: 8-35 教育機関名: 順天堂大学大学院医療看護学研究科

教育課程名: クリティカルケア看護 CNS コース

入学年度: XXXX 年度 修了年度: XXXX 年度

	日本看護系大学協議会 専門看護師教育課程基準の科目名	大学院該当科目名	取得 単位数	取得 年度
共通科目 A	1. 看護教育論	看護教育学特論Ⅱ (CNS)	2	
	2. 看護管理論	看護管理学特論Ⅰ (看護管理論)	2	
	3. 看護理論	看護理論特論	2	
	4. 看護研究	看護学研究方法論	2	
	5. コンサルテーション論	コンサルテーション論	2	
	6. 看護倫理	看護倫理特論	2	
	7. 看護政策論	看護行政政策論	2	
	共通科目 A 単位数計			
共通科目 B	1. 臨床薬理学	臨床薬理学	2	
	2. フィジカルアセスメント	フィジカルアセスメント特論	2	
	3. 病態生理学	機能病態学特論	2	
	共通科目 B 単位数計			
専攻分野共通科目	1. 人間存在に関する科目			
	2. 危機とストレスに関する科目	クリティカルケア看護学特論Ⅰ (対象論)	2	
	3. クリティカル状況でのフィジカルアセスメントに関する科目	クリティカルケア看護学特論Ⅱ (アセスメント論)	2	
	4. 重症患者の代謝病態生理学に関する科目			
	5. クリティカルケア治療管理に関する科目	クリティカルケア看護学特論Ⅲ (治療管理論)	2	
	専攻分野共通科目 単位数計			
専攻分野専門科目	1. クリティカルケア看護援助に関する科目Ⅰ	クリティカルケア看護学特論Ⅳ (看護援助論 A)	2	
	2. クリティカルケア看護援助に関する科目Ⅱ	演習 (急性・重症患者看護 CNS) - 演習 2	2	
	3. クリティカルケア看護援助に関する科目Ⅲ	演習 (急性・重症患者看護 CNS) - 演習 1	2	
	4. クリティカルケア看護援助に関する科目Ⅳ	クリティカルケア看護学特論Ⅴ (看護援助論 B)	2	
	専攻分野専門科目 単位数計			
実習科目	クリティカルケア看護実習	クリティカルケア看護学実習Ⅰ (実践実習)	2	
		クリティカルケア看護学実習Ⅱ (総合実習)	8	
	実習単位数計			
取得単位数合計				

上記のとおり専門看護師教育課程の所定の単位を取得したことを証明します。

XXXX 年 XX 月 XX 日

教育機関名: 順天堂大学大学院医療看護学研究科

職 位: 研 究 科 長

氏 名: _____ 印

2024年度 博士前期課程 学位申請の手引き

【学位取得までの流れ】

<1年次>

2024年10月 1日(火) …… 研究計画書 受付開始



2025年 3月31日(月) …… 研究進捗状況報告書・次年度研究指導計画書 提出期限

<2年次>

2024年 5月14日(火) …… 研究計画書 提出期限



2024年 5月25日(土) …… 研究計画発表会



2024年 6月 5日(水) …… 論文審査委員希望届 提出期限



2025年 1月 6日(月)

16時まで …… 学位論文審査願および修士論文 第一次提出期限



2025年 1月 7日(火)～

2025年 1月31日(金) …… 主査・副査による指導期間



2025年 2月 3日(月)

16時まで …… 修士論文 最終提出期限



2025年 2月 4日(火)～

2025年 2月28日(金) …… 口頭試問期間



2025年 3月 5日(水) …… 最終審査会(研究科委員会)にて学位取得者決定



2025年 3月 6日(木) …… 修士論文発表会 開催

※各予定については、都合により変更される場合があるため、事前に浦安キャンパス事務室にて確認する。

【研究計画書の提出】

1年次≪2024年10月 1日(火) 受付開始≫

2年次≪2024年 5月14日(火) 提出期限≫

研究科委員会開催日(原則、8月以外の毎月第2または第3水曜日)の1週間前までの提出は当月審査とし、毎月それ以降の提出は翌月審査とする。(浦安キャンパス事務室受付時間:9時～17時)研究科委員会での「研究計画書」の審議に際しては、審議対象大学院生の出席が必要(zoom)となるため、上記日程に留意する。

研究計画書は、問題の起案とそれに至った根拠、研究方法等をまとめ、所定の表紙を付けたものとする。

- ・論文表題は日本語ならびに英語表記を記載。
- ・研究計画書書式に従いA4版で作成。(表紙は様式M-1)
- ・学位論文の書式を遵守。
- ・PDFデータを浦安キャンパス事務室へメールにて提出。

提出先: j-nurse@juntendo.ac.jp

【倫理審査】

研究科委員会にて合格とされ倫理審査が不要な研究計画書は、研究科委員会で承認された日から研究を開始することができる。

研究科委員会で倫理審査が必要とされた研究計画書は、研究等倫理委員会に速やかに倫理申請書を提出する。研究等倫理委員会で審議され、研究科長より「申請を承認する」旨の倫理審査結果通知書の交付を受けた時から研究を開始することができる。

研究科委員会で一部修正の上、承認とされた研究計画書は、修正箇所を対比表等により明示したものを研究科長に提出(事務室経由)し、その承認を受けた後、倫理審査が必要な場合は研究等倫理委員会に倫理申請書を提出し、不要な場合はその日から研究を開始することができる。

なお倫理審査を申請時、APRINのe-learning修了証が必要なため、事前に受講しておく。(詳細は別途掲示)

【研究進捗状況報告書・次年度研究指導計画書】

修士論文提出年(原則2年次)を除く毎年度末(3月末)までに「研究進捗状況報告書・次年度研究指導計画書(様式M-2)」を研究科委員会に提出する。(提出先:浦安キャンパス事務室)

報告書は研究の進捗状況と今後の研究の進め方、自己評価からなるものとし、記入にあたっては必ず研究指導教員からの指導を受ける。

【研究計画発表会】

《2024年5月25日(土)》

研究科委員会において承認された研究計画を発表会として行い、その後の研究(修士論文)に関する指導・助言を得ることで、研究活動の充実を図る。

場所:浦安キャンパス(予定)

方法:スライドを用いた発表を5分、質疑応答を2分とし、1人あたり計7分とする。

【論文審査委員希望届】

《2024年6月5日(水)17時までに浦安キャンパス事務室へ提出》

論文審査委員希望届(様式M-3)に従い記入する。

主査:研究指導教員以外の他分野の研究指導資格教員に限る。分野は問わない。

副査:大学院担当教員及び論文指導教員とする。分野は問わない。

【修士論文第一次提出】

《2025年1月6日(月)16時までに浦安キャンパス事務室へ提出》

- ・学位論文審査願 1部 (様式M-4)
- ・学位論文審査手数料 5万円 (期日までに浦安キャンパスの自動発行機にて支払う)
- ・学位論文 3部 (表紙:様式M-5)
- ・学位論文要旨(論文に含む) 3部 (様式M-6)
- ・参考論文(必要な場合) 3部

学位論文3部ならびに学位論文要旨3部はA4-S版ファイル(色はピンク)に綴じて提出。ファイル表面に表紙を貼付。なお、審査委員欄はすべて審査委員名を記載する。

【主査・副査による審査・指導期間】

《2025年1月7日(火)～2025年1月31日(金)》

主査・副査より一次提出時の修士論文についての指導を受け、その指導を基に必要があれば修正し最終提出の修士論文を作成する。

【修士論文最終提出】

《2025年2月3日(月)16時までに浦安キャンパス事務室へ提出》

- ・学位論文(紙媒体) 4部(うち1部は穴を開けず審査委員欄を空欄にして提出)
- ・学位論文(電子媒体) 1部
- ・学位論文要旨(論文に含む) 4部
- ・参考論文(必要な場合) 4部
- ・論文テーマ変更届 1部(様式M-7 最終テーマが計画書テーマと相違する場合)

学位論文3部ならびに学位論文要旨3部は、第一次提出時に使用したファイルを論文審査委員より返却してもらい再利用することも可能。表紙の審査委員欄には主査・副査名を明記する。

残りの学位論文1部ならびに学位論文要旨1部は、穴を開けずに市販のクリアファイルに入れて提出(大学保存用)。なお、大学保存用の学位論文表紙の審査委員欄は空欄とする(審査終了後、審査委員の署名を行うため)。

その他に学位論文要旨および学位論文1部を保管した電子媒体を提出する。提出された電子媒体は原則返却しない。

＜修士論文作成要領＞

- ・使用言語は日本語または英語とし、パソコンを用いて作成する。
- ・研究指導教員と密に相談をしながら作成する。
- ・項目区分の見出しは、原則として以下のようにする。

【要旨】→【目次】→【序論】→【方法】→【結果】→【考察】→【結論】→【謝辞】→【引用文献】→【図表】→【資料】

ただし、各専門領域の学会刊行誌等に準拠してもよい。

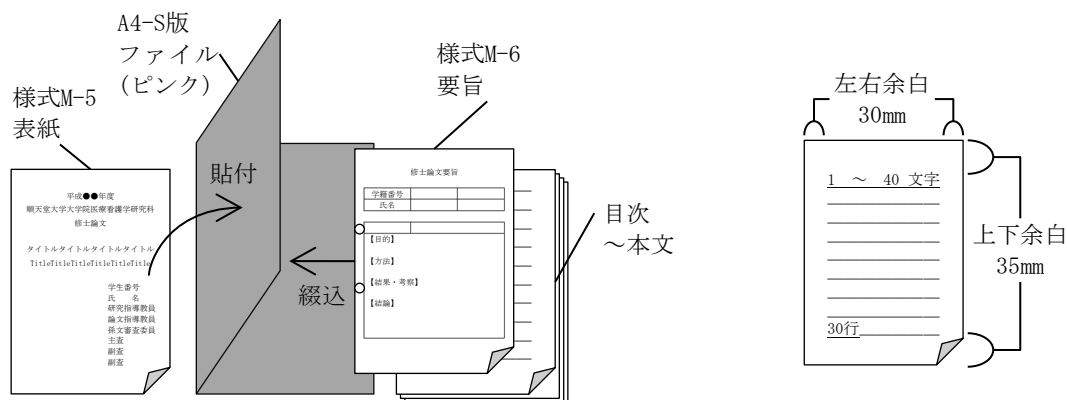
- ・日本語で論文を作成した場合は英文タイトルを、英語の場合は和文タイトルを記載する。
- ・用紙はA4版の白色上質紙を用いて片面印刷、縦置き横書き、1行40文字、1頁30行とする。
上下35mm、左右30mmの余白をとり、下余白中央部分に頁番号をふる。
(頁番号をふるのは序論からとする。)

- ・1頁目を所定の表紙、2頁目を目次、その次から本文とする。(本文は【序論】から【図表】までとし、60枚以内とする。)

学術記号等の記載にあたっては、各専門領域の学会学術雑誌の規定に準拠して良い。

(注)・文献は、原則として医療看護研究誌に準拠して表記する。

- ・見出しは、章【Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・…】、節【1・2・3・…】、項【(1)・(2)・(3)・…】、
項の下は【(1)・(2)・(3)・…】で記載する。



＜修士論文要旨作成要領＞

- ・ 800字以内とし、項目は【目的】→【方法】→【結果・考察】→【結論】の順とする。
- ・ 用紙はA4版の白色上質紙を用いる。上下35mm、左右30mmの余白を取る。

＜電子媒体作成要領＞

- ・ ワードプロソフト（Word等）の保存形式はそれぞれの標準形式で保存し、Excel等で作成した図や表は本文中にレイアウトする。（できない場合は別ファイルとして保存）
- ・ 電子化されていないデータ（コピー機でコピーした図等）は、PDF化して本文中にレイアウトまたは、別ファイルとして保存する。
- ・ 電子媒体がCD-RまたはUSBメモリの場合は浦安キャンパス事務室まで持参する（提出された電子媒体は原則返却しない）。メールの場合は容量制限や誤送信に注意して事務室（j-nurse@juntendo.ac.jp）へ送付する。その他の場合は担当者に相談する。

【口頭試問】

《2025年2月4日（火）～2025年2月28日（金）》

主査・副査によって論文に関する口頭試問が行われる（原則対面）。1人約30分程度。公開で行い、傍聴は自由とする。ただし、傍聴を希望する場合は予め浦安キャンパス事務室に申請する。

【修士論文発表会】

《2025年3月6日（木）》

最終審査会において承認された修士論文を発表する。研究内容の集大成を発表する場であるが、発表会において交わされる質疑応答を通じて、今後の継続研究や課題等に関する指導・助言を得るものとする。

場所：浦安キャンパス（予定）

方法：スライドを用いた発表を7分、質疑応答を3分とし、1人あたり計10分とする。

【その他】

個人所蔵・配布用或いは主査贈呈用に、自分の論文だけの製本冊子作製を希望する場合は、学位授与認定後に自費で個別に学術メディアセンターへ依頼する。

【様式 M-1】

研究計画書書式

表紙 ※●●には特別/課題をそれぞれ記述

_____年度

順天堂大学大学院医療看護学研究科看護学専攻

修士論文研究計画書

(●●研究)

和文タイトル

英文タイトル

順天堂大学大学院 医療看護学研究科

学生番号 _____ 氏名 _____

研究指導教員 _____

論文指導教員 _____

【様式 M-2】

研究進捗状況報告書・次年度研究指導計画書 書式

順天堂大学大学院医療看護学研究科
研究進捗状況報告書・次年度研究指導計画書

[年 月 日 作成]

学籍番号		学生氏名	
入学年度	年 4 月	研究指導教員 【 自 署 】	印
研 究 進 捗 状 況	研究題目		
	研究の進捗状況		
	今後の研究の進め方		
	自己評価		
研 究 指 導 計 画	研究指導計画（研究指導教員記載欄）		

研究計画書審査	済 ・ 未	倫理審査	済 ・ 未 ・ 不要
---------	-------	------	------------

※ 指導教員と相談の上、本用紙に記載し1年終了時まで提出してください。

※ 研究内容を変更した場合には、新しい計画に基づいて各種審査の必要性和状況を記載してください。

提出先：浦安キャンパス事務室

※修士論文提出年を除く、毎年度末提出すること。

【様式 M-3】

論文審査委員希望届 書式

研究科長 殿

大学院医療看護学研究科博士前期課程
論文審査委員希望届

主査教員名 _____
(研究指導教員以外の他分野の研究指導資格教員に限る。分野は問わない。)

副査教員名 _____
(大学院担当教員及び論文指導教員。分野は問わない。)

副査教員名 _____
(大学院担当教員及び論文指導教員。分野は問わない。)

上記の通り希望します。

年 月 日

研究指導教員 _____ ⑩

学生番号 _____ 番 氏名 _____

論文 題 名	
--------------	--

※上記論文テーマで登録後、変更がある場合には最終提出時「論文テーマ変更届」を提出すること。

提出期限： 6 月第 1 水曜日 17 時まで

【様式 M-4】

学位論文審査願書式

年 月 日

順天堂大学大学院医療看護学研究科長 殿

医療看護学研究科看護学専攻

学生番号

氏名

㊞

研究指導教員

㊞

学位論文審査願

このたび本学学位規程第5条第1項により修士（看護学）の学位を受けたいので、
下記のとおり関係書類を添え、学位論文を提出いたしますからご審査下さい。

記

- | | |
|-----------|------------|
| 1 学 位 論 文 | 3 部 |
| 2 論 文 要 旨 | 3 部 |
| 3 論文審査手数料 | 金 50,000 円 |

※参考論文は必要な場合のみ1部添付する。

【様式 M-5】

修士論文 表紙様式

※●●には特別/課題をそれぞれ記述

_____年度

順天堂大学大学院医療看護学研究科看護学専攻

修士論文

(●●研究)

和文タイトル

英文タイトル

学生番号

氏 名

研究指導教員

論文指導教員

論文審査委員

主 査_____

副 査_____

副 査_____

【様式 M-6】

修士論文要旨書式

修士論文要旨

学 生 番 号		指導 教員 確認		主 査	
氏 名				副 査	
				副 査	

学 位 論 文 名	
訳 タ イ ト ル	
論文内容の要旨（800 字以内）	

- a. 800 字以内とし、項目は【目的】→【方法】→【結果・考察】→【結論】の順とする。
- b. 用紙は A4 版の白色上質紙を用いること。縦置き横書き、上下 35mm、左右 30mm の余白を取る。

【様式 M-7】

論文テーマ変更申請書書式

医療看護学研究科長 殿

大学院医療看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）

論文テーマ変更申請書

旧 テーマ	
新 テーマ	

上記のとおり変更を申請いたしますのでご許可ください。

年 月 日

研究指導教員 _____ ⑩

学生番号 _____ 氏名 _____ ⑩

※最終論文テーマが研究計画書テーマと相違する場合のみ、最終論文提出時に提出。

看護学専攻
【博士後期課程】

履修・学位
博士後期課程

履修指導、研究指導の方法、修了要件、履修モデル

1. 履修指導の方法

入学時の指導教員オリエンテーションにおいて教育課程及び履修方法に関する全体のガイダンスとともに履修指導を行う。

研究指導教員は、学生が出願時に希望した教員とし、学生の履修指導及び学位取得のための研究指導を行う。研究指導補助教員（2名）については、研究指導教員が学生と協議により決定する。研究指導補助教員の1名は、主専攻科目以外で選択した専門科目の科目責任者の中から選択する。研究指導補助教員は研究指導において研究指導教員を補佐、助言する。研究指導教員は、学生の実務経験や入学時における研究能力の状況、適性、修了後の希望進路にしたがって履修モデルを参考にしてオーダーメイド型の履修計画を指導する。

2. 研究指導の方法

研究指導科目として「看護学特別研究」（10単位）を設け、研究指導教員及び同補助教員が学生の理解度、進行度を把握・評価しながら3年間を通して段階的に指導を行う。

学生が入学してから修了するまでの研究指導は次のスケジュールで行う。

①1年次

ア) 研究課題の設定と研究計画書の作成

1年次では、学生と研究指導教員及び同補助教員との間で出願時の研究テーマ（仮）に基づき十分な検討を行ったうえで博士論文の研究課題を設定する。

学生は、共通科目の前期必修科目である「看護学研究論」、自分の研究課題に応じた専門科目の選択及び「看護学演習」の学修を踏まえ、研究指導教員及び同補助教員の定期的な指導により研究を進め、研究課題を立案・作成する。学生は研究の進捗、現状の問題点等について研究指導教員及び同補助教員からの指導・助言を受け、研究課題へのアプローチを発展させて研究計画書の作成を行う。

イ) 研究科委員会への研究計画書の提出

研究計画書は定められた期間に研究科委員会へ提出する。申請者は研究科委員会に出席し、研究計画の発表と質疑応答を行う。提出された研究計画書が博士論文として妥当な研究計画となっているか否かの視点から助言及び今後の課題等の指導を受ける。

ウ) 研究等倫理委員会の審査

研究等倫理委員会では研究計画書の倫理面について審査を行う。研究対象者へ与える負担、インフォームドコンセントのための手続き、個人情報の保護のための方策、その他、責任ある研究行為を実施する際の倫理的な問題について審査する。研究を実施するために他施設の倫理委員会の承認が必要な場合には当該施設での倫理委員会の審査を受ける。審査に合格後、学生は研究計画書に基づいて研究活動を展開し、研究指導教員及び同補助教員から指導を受ける。なお、研究の倫理審査については「順天堂大学看護系大学院研究科及び学部に係る研究等に関する倫理委員会規程」の審査に基づく。研究等倫理委員会は原則毎月開催し、研究の倫理性について審議する。

②2年次

2年次では、研究経過発表会に向け研究指導教員及び同補助教員から引き続き指導を受ける。研究経過発表会においては、研究計画及び現時点までの研究成果について発表することにより、研究指導教員及び同補助教員以外の教員による課題等の指摘、助言・指導を受ける。その後、研究指導教員及び同補助教員は発表会での意見陳述や指摘等を踏まえ、学生の研究活動の進捗を確認しながら博士論文の作成指導を行うとともに、学会発表及び学会誌への投稿に向けた指導を行う。

③3 年次

ア) 学会発表及び学術誌への投稿

1 年を通じて研究指導教員及び同補助教員は博士論文完成に向けて作成指導を行うとともに、学会発表及び学術誌への投稿を促す。学生は、A 方式においては学位論文の関連論文(副論文)を、B 方式においては学位論文と同じ論文を、査読のある学術雑誌に投稿し、掲載されるか又は掲載受理の承認を受けたうえ、研究の最終的な取りまとめを行う。所定の書式に沿って作成した博士論文及び審査願、その他の関係書類を研究科委員会へ提出する。

イ) 予備審査会 (A 方式)

主査・副査による予備審査会を開催する。予備審査会では、修了要件である単位の取得見込み、国内外における学会での発表及び学術誌への投稿状況、学位申請する研究の進捗状況と論文作成状況等について確認し、最終提出までの助言を受ける。

※A 方式・B 方式の詳細については P325 の「学位申請の手引き」を参照。

3. 博士論文審査体制

- ①博士論文の審査は、順天堂大学学位規程の定めるところにより実施する。申請のあった博士論文の審査は、医療看護学研究科委員会に付託される。研究科委員会は、申請者が修了要件である単位(18 単位以上)が取得見込みであることを確認のうえ、申請された論文について博士論文に相当する内容であるかを事前審査し、博士論文審査委員を選出する。審査委員は本研究科内外から 3 名以上(主査 1 名、副査 2 名以上)を人選し、研究科委員会にて決定する。なお主査については、研究指導教員以外の他分野で研究科委員会を構成する教授から選出する。
- ②申請者は審査委員から構成される審査委員会にて論文内容を口頭で発表し、審査委員は博士論文内容について試問を行う。審査委員は、最終試験終了後、博士論文及び最終試験の評価について審議し、医療看護学研究科長に報告する。報告された審査結果は研究科委員会において主査からの報告を行い、研究科委員会構成員及び該当する博士論文の主査・副査による可否投票により、出席者の 3 分の 2 以上の「可」票を持って合格と判定する。研究科委員会において最終試験を合格と判定された者について合格と認定する。
- ③本研究科では、博士の学位を授与した日から 3 ヶ月以内に文部科学大臣に所定の報告書を提出するとともに、その博士論文の要旨及び論文審査の結果の要旨を「順天堂大学学術情報リポジトリ」に登録し公表する。

4. 単位修得・修了要件

単位修得の認定は、各授業回において課される試験・レポート・討議・プレゼンテーション・研究報告等により行う。評価に際しての項目の比重はシラバスにおいて定める。成績評価は原則として S (秀: 100-90 点)、A (優: 89-80 点)、B (良: 79-70 点)、C (可: 69- 60 点)、D (不可: 59-0 点) の 5 段階で評価し研究科委員会で可否を決定する。

本課程の修了要件は、3 年以上在学し、共通科目において必修及び選択科目で 2 単位以上、専門科目において 4 単位以上、看護学演習必修 2 単位、ならびに看護学特別研究必修 10 単位の合計 18 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。研究科委員会は学位授与を可とした者について、学長に報告し、学長は「博士(看護学)」の学位を大学院修了式において授与する。

5. 学位論文審査基準

博士論文の審査は以下の基準に基づき主査・副査(2 名)によって行うこととする。なお、博士論文の審査において、国内外の学会での発表及び査読付き学術誌への投稿が掲載受理されていることを条件とする。学術誌に投稿した論文を博士論文とする場合は、原著論文でなければならない。

- ①看護学に関する先駆的又は独創的な研究であるか。
- ②看護学の発展に貢献し、将来人々の健康・福祉に貢献できる研究内容であるか。
- ③研究計画が適切に設定され、論旨の一貫性など高い論証性を備えているか。
- ④高い倫理観を持って研究を実施しているか。
- ⑤研究データ・結果を客観的に正しく評価し、適切な考察が行われているか。
- ⑥研究によって得られた成果に今後の学問的発展性があるか。

履修及び論文作成のプロセス

	事項	概要（研究指導及び審査等）
1 年 次	研究指導教員の決定と履修指導（4月）	●研究指導教員は出願時に希望した教員とする。 ●研究指導補助教員は、研究指導教員と協議により決定する。 ●研究指導教員はオーダーメイド型の履修計画を指導する。
	研究計画書の作成	●研究指導教員と同補助教員から、学生のこれまでの実績と履修科目から研究課題の焦点化と研究計画について指導を受ける。
	研究計画審査（7月～）	●研究科委員会へ研究計画書を提出し、研究計画の発表と質疑応答を行い、研究計画の助言及び今後の課題等の指導を受ける。
	倫理審査	●諮問機関である研究等倫理委員会において研究計画が妥当であるか審査を行う。なお申請者は必ず出席する。
	研究計画書に基づく研究活動Ⅰ	●審査後の研究計画について、研究指導教員及び同補助教員から、助言・指導を受け、研究計画及び研究の進捗状況について確認をする。 ●助言・指導について、研究指導教員及び同補助教員と十分な検討を行い、研究計画の再確認を行う。
2 年 次	研究経過発表会（5月）	●研究経過発表会において、研究指導教員以外の教員等から、課題等の指摘、助言・指導を受け、研究計画及び研究の進捗状況について確認をする。 ●研究指導教員と同補助教員から研究計画の一環として、関連する学会への参加及び発表について指導を受けるとともに、学術誌（査読あり）への投稿についても指導を受ける。
	研究計画書に基づく研究活動Ⅱ	●研究指導教員と同補助教員から博士論文を完成させ学位審査を受けるための指導を受ける。
3 年 次	研究計画書に基づく研究活動Ⅲ	●最終学年を迎えるにあたり、これまでの研究成果発表（研究成果の学会発表、学術論文（査読あり）への投稿）を積極的に行う。
	提出論文形式の決定（6月）	●学位論文を投稿する際、以下のどちらの形式か報告する。 - A方式：副論文を投稿し、主論文を学位論文とする場合 - B方式：原著論文を投稿し、それを学位論文とする場合
	論文審査委員の決定（6月）	●審査委員は当該研究科内外から3名以上を選任し、研究科委員会にて決定する。なお主査は研究指導教員以外の研究科委員会を構成する教授とする。
	予備審査会（8月） ※A方式のみ	●主査・副査による予備審査会を開催する。修了要件である単位の取得見込み状況、国内外の学会での発表及び学術誌への投稿状況（掲載受理見込み）、学位申請する研究の進捗状況と論文作成状況を説明し、最終提出までの論文作成について助言を受ける。
	博士論文審査申請（11月）	●論文審査願に論文目録、論文要旨、履歴書及び別に定める審査手数料等を添えて、研究科長に提出する。
	博士論文の審査（12月～1月）	●審査委員より博士論文内容等について審査と指導を受け、最終論文を完成させる。
	最終試験（口頭試問）（1月）	●最終試験として申請者は審査委員に対し論文内容を口頭発表し、試問を行う。（審査委員は最終試験終了後、博士論文及び最終試験の評価について審議し研究科長に報告する）
	最終審査会（2月）	●研究科委員会にて、修了要件である18単位以上を取得していること、国内外の学会での発表及び学術誌に掲載されるか掲載受理の承認を得ていること、並びに最終試験及び最終審査で「合格」と判定されることを学位授与判定の条件とする。 ●最終審査は、博士論文審査結果を研究科委員会において主査から報告し、研究科委員会構成員による可否投票により出席委員の3分の2以上の「可」票を持って「合格」と認定される。
	博士論文発表会（2月）	●最終審査会にて合格と認定された学生は、博士論文の発表を行う。
	学位記授与（3月）	●大学院修了式・学位記授与式にて、学位 博士（看護学）の学位の授与を受ける。

履 修 モ デ ル
<研究者・教育者をめざすコース>

科目区分	授業科目の名称	配当年次	必修・選択の別	看護教育学分野	看護管理学分野	感染制御看護学分野	臨床病態看護学分野	小児看護学分野	慢性看護学分野	高齢者看護学分野	ウイメンズヘルス看護学分野	地域看護学分野	精神看護学分野	在宅看護学分野	がん・クリティカルケア看護学分野	シミュレーション分野	単位数	備考
共通科目	看護学研究論	1前	必	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	2	必修科目2単位を含む2単位以上を履修
	国際コミュニケーション	1・2後	選	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	2	
	看護と医学・スポーツ健康科学	1・2通	選														2	
	リサーチトピックス-D	1～3通	選														2	
専門科目	看護教育学特論	1・2前	選	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	4単位以上履修
	看護管理システム学特論	1・2前	選	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	
	感染制御看護学特論	1・2前	選	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	
	臨床病態看護支援特論	1・2前	選	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	
	小児看護支援開発特論	1・2前	選	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	2	
	慢性看護支援開発特論	1・2前	選	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	2	
	高齢者看護支援開発特論	1・2前	選	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	2	
	ウイメンズヘルス看護支援開発特論	1・2前	選	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	2	
	地域看護システム特論	1・2前	選	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	2	
	メンタルヘルス看護支援開発特論	1・2前	選	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	2	
	在宅看護支援開発特論	1・2前	選	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	2	
	がん・クリティカルケア看護支援開発特論	1・2前	選	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	2	
	シミュレーション看護支援開発特論	1・2前	選	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	2	
研究指導・演習	看護学演習	1後	必	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	2	必修科目12単位を履修
	看護学特別研究	1～3通	必	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	10	
望ましい履修単位				18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18		

◎:必修科目 ○:履修が好ましい科目 △:併せて履修することで教育研究効果を高める科目

<高度専門職業人をめざすコース>

科目区分	授業科目の名称	配当年次	必修・選択の別	看護教育学分野	看護管理学分野	感染制御看護学分野	臨床病態看護学分野	小児看護学分野	慢性看護学分野	高齢者看護学分野	ウイメンズヘルス看護学分野	地域看護学分野	精神看護学分野	在宅看護学分野	がん・クリティカルケア看護学分野	シミュレーション分野	単位数	備考
共通科目	看護学研究論	1前	必	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	2	必修科目2単位を含む2単位以上を履修
	国際コミュニケーション	1・2後	選														2	
	看護と医学・スポーツ健康科学	1・2通	選	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	2	
	リサーチトピックス-D	1～3通	選														2	
専門科目	看護教育学特論	1・2前	選	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	4単位以上履修
	看護管理システム学特論	1・2前	選	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	
	感染制御看護学特論	1・2前	選	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	
	臨床病態看護支援特論	1・2前	選	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	
	小児看護支援開発特論	1・2前	選	○	○			◎								○	2	
	慢性看護支援開発特論	1・2前	選	○	○				◎							○	2	
	高齢者看護支援開発特論	1・2前	選	○	○					◎						○	2	
	ウイメンズヘルス看護支援開発特論	1・2前	選	○	○						◎					○	2	
	地域看護システム特論	1・2前	選	○	○							◎				○	2	
	メンタルヘルス看護支援開発特論	1・2前	選	○	○								◎			○	2	
	在宅看護支援開発特論	1・2前	選	○	○									◎		○	2	
	がん・クリティカルケア看護支援開発特論	1・2前	選	○	○										◎	○	2	
	シミュレーション看護支援開発特論	1・2前	選	○	○											◎	2	
研究指導・演習	看護学演習	1後	必	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	2	必修科目12単位を履修
	看護学特別研究	1～3通	必	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	10	
望ましい履修単位				18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18		

◎:必修科目 ○:履修が好ましい科目 △:併せて履修することで教育研究効果を高める科目

医療看護学研究科 博士後期課程 ディプロマポリシーと各授業科目との関連

コード	授業科目	特に該当するディプロマポリシー	
		1.高い学識及び高度な専門知識・実践能力に基づき、新たな理論構築や看護ケアの開発ができる研究能力	2.卓越した専門性と倫理観、責任感を有し、指導者、管理者、教育者、研究者として学際的・国際的に、学術交流、保健医療活動に貢献できる能力
0101	看護学研究論	○	
0102	国際コミュニケーション	○	
0103	看護と医学・スポーツ健康科学	○	
0104	リサーチ トピックス - D	○	○
0201	看護教育学特論	○	
0202	看護管理システム特論	○	
0203	感染制御看護学特論	○	
0204	臨床病態看護支援特論	○	
0205	小児看護支援開発特論	○	
0206	慢性看護支援開発特論	○	
0207	高齢者看護支援開発特論	○	
0208	ウィメンズヘルス看護支援開発特論	○	
0209	地域看護システム特論	○	
0210	メンタルヘルス看護支援開発特論	○	
0211	在宅看護支援開発特論	○	
0212	がん・クリティカルケア看護支援開発特論	○	
0215	シミュレーション看護支援開発特論	○	
0301	看護学演習		○
0402	看護学特別研究		○

成績評価の確認及び成績に対する異議申し立て

履修科目に係わる成績評価について以下に該当すると判断した場合は、成績評価の確認及び異議を申し立てることができる。

- (1) 成績の誤記入等、授業担当教員の評価誤りと思われるもの
- (2) シラバス又は授業評価教員の説明等により周知している成績評価の方法から逸脱した評価であると思われるもの
- (3) その他合理的又は客観的な根拠があるもの

成績評価の確認を行う場合は、定められた期間内に手続きを行うものとする。
手続きの詳細については別途示す。

2024年度 博士後期課程 学位申請の手引き

【学位取得の概要】

大学院修了式における学位記授与については、学会での発表及び投稿論文が掲載受理されていることが条件のため、時間に余裕をもって学会発表・論文投稿を行う。

なお、論文の投稿には以下の2方式があり、いずれかの方法でも論文の審査を受ける。学位論文はリポジトリで公開する。

A方式の概要：

- ・ 単名にて学位論文を申請し、研究科委員会にて決定される審査委員3名（主査は研究指導補助教員である研究科教授を推奨）によって予備審査、指導・審査を経て、口頭試問を受ける場合。論文作成にあたり共同研究者がいる場合は、学位論文審査願提出時に学位論文申請に使用するための許諾書を提出する。
- ・ 申請にあたり、副論文として、主論文と関連する研究内容の論文を査読付きの学術誌に投稿し、掲載証明を受ける必要がある。副論文は原著論文である必要はない。修士論文を副論文とする場合、必ず追加研究等による加筆を行った上で投稿、受理され、主査・副査が承認したものに限る。
- ・ 学位授与後、論文内容について一般学術誌での掲載を目指す場合は、2重投稿にならないようにするなど、投稿論文においてはデータのまとめ方や記述方法などにおいて十分に配慮する。リポジトリにおいても、やむを得ない事情がある場合は、その事情が解消されるまで全文公開しない。

B方式の概要：

- ・ 学術雑誌に筆頭著者として原著論文を学位論文とする場合。研究科委員会にて決定される審査委員3名（主査は研究指導補助教員である研究科教授を推奨）によって審査を経て、口頭試問を受ける場合。
- ・ 原著論文として掲載証明を12月の研究科委員会の前週の水曜日までに受ける必要がある。学位論文を申請し、共著者がいる場合は、学位論文審査願提出時に学位論文申請に使用するための許諾書を提出する。
- ・ 学位授与後、やむを得ない事情がある場合は、その事情が解消されるまでリポジトリにおいて全文公開しない。

	A方式	B方式
投稿	学位論文の関連論文（副論文）を投稿	学位論文と同じ論文を投稿
掲載・受理証明	必要	
投稿論文の種類	論文	原著論文（博士論文）
投稿雑誌	査読付き学術誌	
主査副査による指導期間の設定	要	不要
主査副査による口頭試問	あり	
学会発表	必要	
リポジトリの取り扱い	学位論文全文を公開する*。ただし、やむを得ない事由がある場合、事由が解消されるまで別途論文要約を公表する *全文公開する場合、同論文を学術誌に投稿すると2重投稿になる可能性があります。	

【学位取得の流れ】

※各予定については、都合により変更される場合があるため、直前に浦安キャンパス事務室まで確認する。

< 1 年生 >

2024年 7月 1日(月) …… 研究計画書受付開始
※研究科委員会において発表し指導を受ける。



2025年 3月31日(月) …… 研究進捗状況報告書・次年度研究指導計画書 提出期限

< 2 年生 >

2024年 5月14日(火)まで …… 研究計画書提出期限



2024年 5月25日(土) …… 研究経過発表会



～最終審査会まで …… 学会発表及び学術誌への投稿



2025年 3月31日(月) …… 研究進捗状況報告書・次年度研究指導計画書 提出期限

< 3 年生 >

2024年 6月 5日(水)
17時まで …… 論文提出形式および審査委員希望届(様式D-04) 提出期限
(主査は研究指導補助教員である研究科教授を推奨)



A方式の流れ：



2024年 7月 3日(水)
予備審査希望願提出期限



2024年 8月 1日(木)～31日(土)
学位論文予備審査会の開催



2024年11月 6日(水) 16時まで
学位論文審査願ならびに
博士論文第一次提出期限



第一次提出後～2025年1月4日(土)
主査・副査による指導期間



2025年 1月 6日(月) 16時まで
博士論文最終提出期限



博士論文最終提出後
～2025年 1月31日(金) …… 論文審査・最終試験(口頭試問)期間



2025年 2月19日(水) …… 最終審査会(研究科委員会)にて学位取得者決定



2025年 2月22日(土) …… 博士論文発表会開催

B方式の流れ：



2024年11月 6日(水) 16時まで
学位論文審査願提出期限ならびに
博士論文提出開始



2025年 1月 6日(月) 16時まで
博士論文提出期限



【研究計画書の提出】

1年生≪2024年 7月 1日(月) 受付開始≫

2年生≪2024年 5月14日(火) 提出期限≫

研究科委員会開催日（原則、8月以外の毎月第2または第3水曜日）の1週間前までの提出は当月出席とし、毎月それ以降の提出は翌月出席とする。（浦安キャンパス事務室受付時間：9時～17時）研究科委員会での「研究計画書」の発表に際しては、審議対象大学院生の出席が必要（zoom）となるため、上記日程に留意する。

なお、研究科委員会では、研究計画についてスライドを用いて1人あたり発表10分、質疑応答10分の計20分を原則とする。スライドのデータは前日までに浦安キャンパス事務室までメール（j-nurse@juntendo.ac.jp）、またはUSBメモリ等で提出する。

研究計画書は、問題の起案とそれに至った根拠、研究方法等をまとめ、所定の表紙を付けたものとする。

- ・論文表題は日本語ならびに英語表記を記載。
- ・研究計画書書式に従いA4版で作成。（表紙は様式M-1）
- ・学位論文の書式を遵守。
- ・PDFデータを浦安キャンパス事務室へメールにて提出。

提出先：j-nurse@juntendo.ac.jp

また、研究計画書提出と併せて研究指導補助教員希望届（様式D-02）を提出する。

【倫理審査】

倫理審査が不要な研究計画は、研究科委員会で承認された日から研究を開始することができる。

研究科委員会で倫理審査が必要とされた研究計画書は、研究等倫理委員会に速やかに倫理申請書を提出する。研究等倫理委員会で審議され、研究科長より「申請を承認する」旨の倫理審査結果通知書の交付を受けた時から研究を開始することができる。

なお倫理審査を申請する時、APRINのe-learning修了証が必要なため、事前に受講しておく。（詳細は別途掲示）

【研究進捗状況報告書・次年度研究指導計画書】

博士論文提出年（原則3年次）を除く毎年度末（3月末）までに「研究進捗状況報告書・次年度研究指導計画書（様式D-03）」を研究科委員会に提出する。（提出先：浦安キャンパス事務室）

報告書は研究の進捗状況と今後の研究の進め方、自己評価からなるものとし、記入にあたっては必ず研究指導教員からの指導を受け、研究指導計画の記載を指導教員へ依頼する。

【研究経過発表会】

《2024年5月25日（土）》

研究計画及び現時点までの研究成果について発表することにより、研究指導教員及び同補助教員以外の教員等による課題等の指摘、助言・指導を受け、研究計画及び研究の進捗状況について確認する。

場所：浦安キャンパス（予定）

方法：スライドを用いた発表を10分、質疑応答を5分とし、1人あたり計15分とする。

【学会発表及び学術誌への投稿】

《最終審査会まで》

学会での発表及び投稿論文が掲載受理されていることが条件のため、時間に余裕をもって学会発表・論文投稿を行う。

なお、論文の投稿には2方式があり、いずれかの方法で論文の投稿を行い、論文の審査を受ける。学位論文はリポジトリで公開するが、やむを得ない事情がある場合はその事情が解消されるまで、全文をインターネット上で公開せず、学位論文要約を公開する。

【予備審査会について】

A方式：

《予備審査希望 2024年7月3日（水）締切》

《予備審査期間 2024年8月1日～31日》

学位審査を円滑に進めるため、主査・副査全員が集まった予備審査会を開催し、学位申請する研究の進捗状況と論文作成状況を1時間以内で説明し、論文作成の助言を受ける。

【学位論文審査願提出及び博士論文の提出について】

A方式：学位論文審査願および博士論文第一次提出

《2024年11月 6日（水）16時 締切》

後述の作成要領を確認し、学位論文を作成する。審査料を浦安キャンパス事務室の自動支払機にて支払後、学位論文審査願と学位論文3部を含む各書類を提出する。

第一次提出物は、「博士論文提出書類 作成要項 提出書類一覧」を参照。

B方式：学位論文審査願提出および博士論文提出開始

《学位論文審査願 2024年11月 6日（水）16時まで》

《学位論文提出 2025年 1月 6日（月）16時まで》

審査料を浦安キャンパス事務室内の自動支払機にて支払後、学位論文審査願を同事務室へ提出する。

【学位審査期間について】

A方式：

《第一次提出後～2025年 1月 4日（土）》

主査・副査より第一次提出時の博士論文についての審査と指導を受け、最終提出の博士論文を完成させる。

B方式：

《2024年11月 6日（水）～2025年 1月 4日（土）》

主査・副査に提出した博士論文の内容について説明を行い、質問等について答える。

【博士論文最終提出】

A方式：最終提出

《2025年 1月 6日（月）16時 締切》

学位論文要旨(和文・英訳) 及び博士論文のうち3部は、審査委員欄に全ての審査委員名を記載し、提出する。残りの1部は、大学保存用のため穴を開けずに市販のA4版クリアファイルに入れて提出する。その際、大学保存用の表紙の審査委員欄は空欄とする。

また、学位取得後1年以内に全文公開不可の場合には、学位論文要約をクリアファイルに入れて1部提出する。

その他に学位論文要旨(和文・英訳)、学位論文要約(提出者のみ)、学位論文全文の電子媒体を提出する。提出された電子媒体は原則返却しない。

B方式：最終提出

《2025年 1月 6日（月）16時 締切》

学位論文とする掲載許可された原著論文の最終投稿原稿3部と学位論文要旨(和文・英文) 3部をA4-S版ファイル(色は黄)に表紙(様式D-15)を貼付したものに綴じて提出する。(審査委員欄に全ての審査委員名を記載) 但し学術誌掲載論文は既に製本化されている場合、別刷りで提出することも可能である。

学位論文要旨(和文・英訳) 1部及び博士論文1部は、大学保存用のため穴を開けずに市販のA4版クリアファイルに入れて提出する。その際、大学保存用の表紙の審査委員欄は空欄とする。また、学位取得後1年以内に全文公開不可の場合には、学位論文要約をクリアファイルに入れて1部提出する。

その他に学位論文要旨(和文・英訳)、学位論文要約(提出者のみ)、学位論文全文の電子媒体を提出する。提出された電子媒体は原則返却しない。

【最終試験（口頭試問）】

《博士論文最終提出後～2025年1月31日（金）》

主査・副査によって論文に関する口頭試問が行われる(原則対面)。公開で行い、傍聴は自由とする。ただし、傍聴を希望する場合は予め浦安キャンパス事務室に申請する。

※傍聴者は口頭試問において発表された内容を口外しない旨の誓約書を提出する。

【博士論文発表会】

《2025年2月22日（土）》

最終審査会において承認された博士論文を発表する。研究内容の集大成を発表する場であるが、発表会において交わされる質疑応答を通じて、今後の継続研究や課題等に関する指導・助言を得るものとする。

場所：浦安キャンパス（予定）

方法：スライドを用いた発表を15分、質疑応答を10分とし、1人あたり計25分とする。

【修了後】

文部科学省令（学位規則）において、学位授与者には、学位授与後一年以内に、インターネットでの学位論文の公開が義務付けられています。順天堂大学では、順天堂大学学術情報リポジトリにおいて公開致します。データの公開において、データの複製は著作権法の範囲内で行うよう周知します。

提出された博士論文全文、要旨は、浦安キャンパス学術メディアセンターにて保管・公開するとともに、国立国会図書館に提供し、電子的な手段によって公開される。

1) 博士論文要旨

学位記授与後3ヶ月以内に博士論文要旨（和文・英文）と論文審査結果を順天堂大学学術情報リポジトリへ公開する。

2) 博士論文（全文）の製本用原稿（A方式）または印刷原稿（B方式）

博士論文の製本用原稿は、浦安キャンパス学術メディアセンターにて合本製本し、利用者へ閲覧提供するが貸出はしない。学術研究上の求めに応じて複写提供を行う。

3) 博士論文（電子データ）

順天堂大学学術情報リポジトリにおいて、博士論文の全文を公開するとともに、国立国会図書館に提供する。

原則として、何れの方式に係わらず学位記授与後1年以内に博士論文の全文を公開する。やむを得ない事由がある場合は、研究科委員会の承認を受けて、論文全文に代えてその内容を要約した論文要約を公開することができる。その場合、「やむを得ない事由」が解消された場合は、「順天堂大学学術情報リポジトリ登録依頼書」を提出し全文公開の手続きを行う。

【その他】

個人所蔵・配布用或いは主査贈呈用に、自分の論文だけの製本冊子作製を希望する場合は、学位授与認定後に自費で個別に学術メディアセンターへ依頼する。

博士論文提出書類 作成要項

【提出書類一覧】

提出物	様式	A方式		B方式		備考
		一次提出	最終提出	一次提出	最終提出	
学位論文審査願	D-05	1	1	1	1	
履歴書	D-06	1	—	1	—	
論文目録	D-07	1	—	1	—	
論文内容の要旨（和文）	D-08	3	4 [※]	—	1	※最終提出時の1部は綴込不要
論文内容の要旨（英文）	D-09	3	4 [※]	—	1	※最終提出時の1部は綴込不要
共著者の同意書	D-10	1	—	1	—	共著の場合のみ提出
学術情報リポジトリ登録依頼書	D-11	—	1	—	1	1年以内に全文公開可能な場合のみ提出
博士論文内容要約の公表承認願	D-12	—	1	—	1	1年以内に全文公開不可の場合のみ提出 （リポジトリ公開用）
論文内容の要約	D-13	—	1	—	1	
学会発表・学術誌掲載証明	D-14	1	—	—	1	
学術誌掲載論文	—	4	—	—	4	
博士論文	D-15	3	4 [※]	—	1	※最終提出時の1部は綴込不要
電子媒体	—	—	1	—	1	
博士論文審査手数料	—	1	—	1	—	
論文テーマ変更申請書	D-16	—	1	—	1	計画書とテーマが相違する場合のみ提出

＜博士論文要旨（和文・英文）作成要領＞

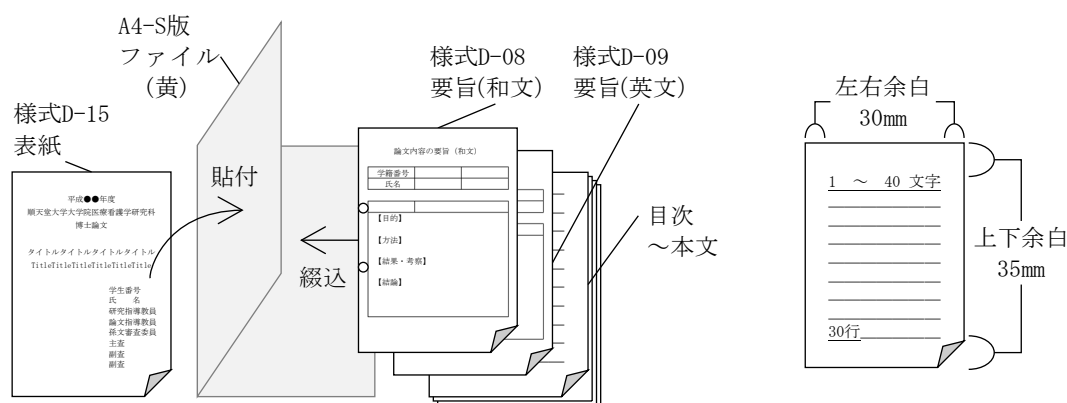
- ・和文（様式D-08）は800～1,000字以内、英文（様式D-09）は200～400単語以内とする。
- ・項目は【目的】【方法】【結果・考察】【結論】の順とする。
- ・後述の博士論文冊子に含める。

＜博士論文要約作成要領＞

- ・要約（様式D-13）は日本語で1,000～1,500字以内とする。
 - ・項目は【目的】【方法】【結果】【考察】【結論】の順とする。
- ※博士論文要約はリポジトリへ1年以内に全文公開が不可の場合のみ提出する。
（投稿中または投稿予定のため1年以内の公開が不明の者は提出する）

<博士論文作成要領>

- ・使用言語は日本語または英語とし、パソコンを用いて作成する。
- ・項目区分の見出しは、原則として以下のようにする。
【要旨】→【目次】→【序論】→【方法】→【結果】→【考察】→【結論】→【謝辞】→【引用文献】
→【図表】→【資料】（ただし各専門領域の学会刊行誌等に準拠してもよい）
- ・日本語で論文を作成した場合は英文タイトルを、英語の場合は和文タイトルを記載する。
- ・A4-S版ファイル(色は黄)に表紙(様式D-15)を貼付し、綴じて提出する。
- ・用紙はA4版の白色上質紙を用いる。縦置き横書き、1行40文字、1頁30行とする。
上下35mm、左右30mmの余白をとり、下余白中央部分に頁番号をふる。
(頁番号をふるのは序論からとする。)
- ・学術記号等の記載にあたっては、各専門領域の学会学術雑誌の規定に準拠して良い。
(注)・文献は、原則として医療看護研究会誌に準拠して表記する。
・見出しは、章【Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・…】、節【1・2・3・…】、項【(1)・(2)・(3)・…】、
項の下は【(1)・(2)・(3)・…】で記載する。
- ・最終提出時の1部は大学保管の製本用のため穴を開けずに封筒に入れて提出する。その際、表紙の審査委員欄は空欄とする(審査終了後、審査委員の署名を行うため)。



<電子媒体作成要領>

- ・以下の書類をそれぞれPDF形式の単体データにまとめ提出する。

	種類	注意事項	ファイル名
①	博士論文全文 【PDF形式】	表紙・要旨・目次・図・資料等を含む全文を提出、レイアウトや図表などが正しく表示されているか確認	学籍番号氏名全文.pdf 例) 1234567順天仙子全文.pdf
②	博士論文要旨 【Word形式】	和文・英文両方とも提出	学籍番号氏名要旨.docx 例) 1234567順天仙子要旨.docx
③	博士論文要約 【Word形式】	紙媒体で提出した場合のみ提出	学籍番号氏名要約.docx 例) 1234567順天仙子要約.docx

- ・PDF出力の際、以下の設定に注意
 - ーフォント : すべてのフォントを埋め込む(外部フォントを参照しない)
 - ーセキュリティ : 暗号化・パスワードの設定・印刷制限等を設定しない
- ・上記3点の電子データを入れた電子媒体(CD-RまたはUSBメモリ)を学籍番号/氏名を明記のうえ、浦安キャンパス事務室まで持参する(提出された電子媒体は原則返却しません)。メールの場合は容量制限に注意して自己責任のもと、事務室(j-nurse@juntendo.ac.jp)へ送付する。

【様式 D-01】

研究計画書書式

表紙

_____年度

順天堂大学大学院医療看護学研究科看護学専攻

博士論文研究計画書

和文タイトル

英文タイトル

順天堂大学大学院 医療看護学研究科

学生番号 _____ 氏名 _____

研究指導教員 _____

研究指導補助教員 _____

研究指導補助教員 _____

【様式 D-02】

研究指導補助教員希望届

研究科長 殿

大学院医療看護学研究科 博士後期課程
研究指導補助教員希望届

研究指導補助教員名 _____
(専門科目のうち主専攻以外の科目担当者)

研究指導補助教員名 _____
(博士後期課程に在籍する教員)

上記のとおり希望します。

年 月 日

研究指導教員 _____ ⑩

学生番号 _____ 番 氏名 _____

提出期限：研究計画書提出時

【様式 D-03】

研究進捗状況報告書・次年度研究指導計画書 書式

順天堂大学大学院医療看護学研究科
研究進捗状況報告書・次年度研究指導計画書

[年 月 日 作成]

学籍番号		学生氏名	
入学年度	年 4 月	研究指導教員 【 自 署 】	印
研 究 進 捗 状 況	研究題目		
	研究の進捗状況		
	今後の研究の進め方		
	自己評価		
研 究 指 導 計 画	研究指導計画（研究指導教員記載欄）		

研究計画書審査	済 ・ 未	倫理審査	済・未・不要	研究経過発表会	済 ・ 未
学会発表	済 ・ 未（ 承認済・申請中・申請準備中 ）				
学会誌への論文投稿	済 ・ 未（ 承認済・申請中・申請準備中 ）				

※ 指導教員と相談の上、本用紙に記載し毎年度3月末までに浦安キャンパス事務室へ提出。

※ 研究内容を変更した場合には、新しい計画に基づいて各種審査の必要性和状況を記載して下さい。

提出先：浦安キャンパス事務室

※博士論文提出年を除く、毎年度末提出すること。

【様式 D-04】

論文提出形式および審査委員希望届

博士後期課程

大学院医療看護学研究科長 殿

大学院医療看護学研究科 博士後期課程
論文提出形式および審査委員希望届

1) 論文提出形式

()	A方式 関連論文を学術誌へ投稿・受理後、学位論文として提出する形式
()	B方式 学術誌へ原著論文として投稿する形式

2) 審査委員希望

主査教員名	(研究指導教員以外の他分野の研究科委員会を構成する教授に限る、分野は問わない)
副査教員名	(博士後期課程の審査に相応しい学内外の教員)
副査教員名	(博士後期課程の審査に相応しい学内外の教員)

3) 登録論文テーマ

論文テーマ	
和文	
英文	

※上記論文テーマで登録後、変更がある場合には最終提出時に「論文テーマ変更届」を提出すること。

上記のとおり希望します。 年 月 日

研究指導教員	
学籍番号	
氏名	

学位論文審査願書式

年 月 日

順天堂大学大学院医療看護学研究科長 殿

大学院医療看護学研究科

学生番号

氏名

㊞

研究指導教員

㊞

学位論文審査願

このたび本学学位規程第4条第1項により博士（看護学）の学位を受けたいので、
下記のとおり関係書類を添え、学位論文を提出いたしますからご審査下さい。

記

	一次提出	最終提出
1 学位論文審査願（本紙）	☐ （ 部）	☐ （ 部）
2 履歴書	☐ （ 部）	☐ （ 部）
3 論文目録	☐ （ 部）	☐ （ 部）
4 論文内容の要旨（和文）	☐ （ 部）	☐ （ 部）
5 論文内容の要旨（英文）	☐ （ 部）	☐ （ 部）
6 共著者の同意書	☐ （ 部）	☐ （ 部）
7 学術情報リポジトリ登録依頼書	☐ （ 部）	☐ （ 部）
8 学位論文内容要約の公表承認願	☐ （ 部）	☐ （ 部）
9 論文内容の要約	☐ （ 部）	☐ （ 部）
10学術誌（学会誌）掲載証明届	☐ （ 部）	☐ （ 部）
11学術誌（学会誌）掲載論文	☐ （ 部）	☐ （ 部）
12博士論文	☐ （ 部）	☐ （ 部）
13電子媒体	☐ （ 部）	☐ （ 部）
14博士論文審査手数料	☐ （5万円）	

履歴書書式

履 歴 書

本 籍			
現 住 所	〒		
学 籍 番 号		生 年 月 日	年 月 日生
ふりがな			男・女
英 語 表 記			
氏 名			

学 歴

年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

職 歴

年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

研 究 歴

年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

賞 罰

年 月	
-----	--

上記の通り相違ありません。

年 月 日

氏名（自署）

印

論文目録書式

論文目録

学 生 番 号	
氏 名	

《学位論文》

博 士 論 文 名	
訳 タ イ ト ル	
掲 載 情 報	雑誌名、巻（号）：ページ番号、掲載年
Impact Factor	
単 著 / 共 著	単著・共著（ 、 、 ）

＜副論文１＞

論 文 名	
掲 載 情 報	雑誌名、巻（号）：ページ番号、掲載年
Impact Factor	
単 著 / 共 著	単著・共著（ 、 、 ）

＜副論文２＞

論 文 名	
掲 載 情 報	雑誌名、巻（号）：ページ番号、掲載年
Impact Factor	
単 著 / 共 著	単著・共著（ 、 、 ）

記入要領（提出の際、以下を削除して下さい）

- 英文学位論文の場合、題名の末尾にピリオドはつけない。
- 発表（掲載）済みの論文は、雑誌名に続けて、「， 巻(号):掲載開始頁-掲載最終頁， 掲載年」を表記。掲載年は西暦年号とする。**なお、未掲載の場合は、雑誌名に続けて、「， 印刷中（掲載予定年月）」「， 投稿中」「， 投稿準備中」の何れかを表記。**
- 副論文とは、学位申請者が著者もしくは共著者となっている論文で、主論文が作成された過程が分かる参考論文を指す。共著者名及び訳タイトルの記載は不要。

【様式 D-08】

論文内容の要旨（和文）書式

論文内容の要旨（和文）

学 生 番 号		指導 教員 確認		主 査	
氏 名				副 査	
				副 査	

学 位 論 文 名	()
共 著 者	
論文内容の要旨（和文 800 字～1,000 字）	

記入要領（提出の際、以下を削除して下さい）

- 学位論文題名には、括弧書で英訳タイトルを記入。
- 本文（論文内容の要旨）は、日本語で記載する。
- 本文（論文内容の要旨）は、項目（目的・方法・結果/考察・結論等）に分けて記載する。
- 共著者の欄には、申請者本人を含め全員の共著者名をコンマで区切って表記し、末尾に「共著」と記載。
- 掲載誌、巻号、掲載年月などは不要。
- 本書提出にあたっては、必ず指導教授の校閲印と主査名、副査名の推薦を受けてから行う。
- 当要旨は、順天堂大学学術情報リポジトリ等により一般公開されるものである。略語等の使用はなるべく避け、一般の方でも分かりやすい文章となるよう配慮すること。

【様式 D-09】

論文内容の要旨（英文）書式

論文内容の要旨（英文）

学 生 番 号		指導 教員 確認		主 査	
氏 名				副 査	
				副 査	

訳 タ イ ト ル	
共 著 者	
論文内容の要旨（英文 200 単語～400 単語）	

記入要領（提出の際、以下を削除して下さい）

- 本文（論文内容の要旨）は、英語で記載する。
- 本文（論文内容の要旨）は、項目（目的・方法・結果/考察・結論等）に分けて記載する。
- イタリック体には、赤でアンダーラインを付す。
- 掲載誌、巻号、掲載年月などは不要。
- 本書提出にあたっては、必ず指導教授の校閲印と主査名、副査名の推薦を受けてから行う。
- 当要旨は、順天堂大学学術情報リポジトリ等により一般公開されるものである。略語等の使用はなるべく避け、一般の方でも分かりやすい文章となるよう配慮すること。

共著者の同意書書式

同 意 書

順天堂大学大学院医療看護学研究科長 殿

学位請求論文提供者：	印
共著者氏名：	印
共著者氏名：	印
共著者氏名：	印
共著者氏名：	印

論文題名
共著者（本人を含む全員の氏名）

下記につき異議はありません。

- ①上記の論文を第1順位共著者：_____氏が順天堂大学大学院
医療看護学研究科の博士（看護学）の学位請求の主論文として提出すること
- ②上記論文による学位取得後は共著者各人が当該論文を再び学位請求に使用しないこと
- ③上記論文を順天堂大学学術情報リポジトリにて公開すること

記入要領（提出の際、以下を削除して下さい）

- a. 共著者の人数が上記以上の場合には、必要数増やしてください。
- b. 英文の同意書が必要な場合は、浦安キャンパス事務室までお申し出ください。
- c. 学位申請後に共著者の追加があった場合には、当該共著者の同意書を追加提出してください。

【様式 D-11】

学術情報リポジトリ登録依頼書書式

順天堂大学学術情報リポジトリ登録依頼書

順天堂大学図書館長 殿

「順天堂大学学位規程」第 21 条及び第 22 条、「順天堂大学学術情報リポジトリ運用指針」に従い登録条件を承諾したうえで、下記のとおり学位論文のリポジトリへの登録を申請します。

提出日	年 月 日
氏名	
本学所属	順天堂大学大学院医療看護学研究科
連絡先（電話番号等）	
メールアドレス (学位授与後も連絡可能なもの)	
論文題名	
論文題名（訳）	
論文が受理された雑誌名、 発行年、巻、号、ページ	誌名 発行年（ ） 巻（ ）号（ ）ページ（ ～ ）
出版元の許諾状況 ※許諾状況のわかる証拠書類を必ず添付してください。	☐ 即日公開可能であることを確認しました。 ・リポジトリで公開可能な論文 学位論文全文 / 論文内容の要約 ・その他に条件等があれば記載してください。 ()
アクセス数アラートサービス ※論文へのアクセス数を毎月メールにてお知らせします。 (実施予定)	☐ 必要 ☐ 不要
出版元の許諾状況、特許等の申請に問題が生じないことを確認するため、登録申請時に研究指導教員の許可（サイン）が必要です。	
研究指導教員のサイン	

○順天堂大学学術情報リポジトリ登録依頼書に関する注意事項

1. 文部科学省令（学位規則）において、学位授与者には、学位授与後一年以内に、インターネットでの学位論文の公開が義務付けられています。（特許取得などやむを得ない事由がある場合は、この限りではありません）。順天堂大学では、順天堂大学学術情報リポジトリにおいて公開いたします。
2. この登録依頼書は、学位論文のインターネットでの公開のため、著作権のうち複製権、公衆送信権について許諾を明示していただくもので、著作権の譲渡をお願いするものではありません。
3. 順天堂大学学術情報リポジトリでのデータの公開にあたり、データの複製は著作権法の範囲内で行うよう周知します。

○提出方法

1. 全文公開可能な場合は、博士論文全文の PDF ファイル及びリポジトリ登録依頼書、1 年以内に全文が公開できない場合は、博士論文内容要約の公表承認願を浦安キャンパス事務室に提出してください。要約を公開した場合でも、全文公開が可能となった時点でリポジトリへの登録が必要となります。

【提出先】 E-mail: j-nurse@juntendo.ac.jp TEL: 047-355-3111

2. 共著論文については、共著者から書面にて許諾を得てください。
3. 学術雑誌掲載論文については、出版元の許可する範囲内で、リポジトリに登録公開することが可能です。出版元は、リポジトリ登録を条件付き、あるいは全面的に認めています。許諾状況については、雑誌ごとに異なりますので、必ず下記サイトから確認してください。

（外国雑誌）SHERPA/RoMEO <http://www.sherpa.ac.uk/romeo/>

（国内雑誌）学協会著作権ポリシーデータベース

https://jpcoar.repo.nii.ac.jp/records/216#/.Ygx3eN_P2U1

「出版元規定の例」2013 年 3 月現在

Elsevier, Springer : 出版 12 か月後に査読後の著者最終稿を登録可能

Wiley, MIT Press : 査読前の投稿時点の原稿を登録可能

Cambridge University Press : 出版 12 か月後に出版社版を登録可能

※掲載にあたり出版元の許諾が必要な場合は、提出者が許諾を得たうえでその証拠書類とともにリポジトリ登録依頼書を提出してください。

4. リポジトリの登録に関する質問は、図書館にご相談ください。

【連絡先】 E-mail: library@juntendo.ac.jp

○登録条件

1. 当該教育・研究成果物を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。
2. ネットワークを通じて複製物を不特定多数に無償で公開（送信）する。
3. 複製物の保全（バックアップ）及び利用のための複製を行う。

【様式 D-12】

博士論文内容要約の公表承認願書式

年 月 日

順天堂大学大学院医療看護学研究科長 殿

大学院医療看護学研究科

学生番号

氏名

㊞

研究指導教員

㊞

博士論文内容要約の公表承認願

学位授与後 1 年以内の刷公表ができない下記学位論文につきまして、順天堂大学学位規程 22 条第 2 項に基づき、学位論文内容の要約を印刷公表致したく、ご承認願います。

記

1. 学位論文名

[]

2. 投稿学術誌（学会誌）名（掲載済 / 印刷中 / 投稿中 / 投稿予定）

[]

3. 学位授与後 1 年以内に全文公表ができない事由（以下の何れかに○）

- (1) 掲載受理・出版されているが、出版元の規定により、機関リポジトリによる全文公表が許可されていない
- (2) 掲載受理・出版されているが、出版元の規定により、発表禁止期間（embargo）が設定されているため全文公表できない
- (3) 論文投稿後のやりとりに時間を要し掲載受理・出版に至っていない
- (4) 特許申請のため
- (5) 病気・怪我のため
- (6) その他（状況説明）

[]

【様式 D-13】

論文内容の要約書式

論文内容の要約

学 生 番 号		指導 教員 確認		主 査	
氏 名				副 査	
				副 査	

学 位 論 文 名	
訳 タ イ ト ル	
共 著 者	
論文内容の要約（1,000 字～1,500 字）	
【目的】	
【方法】	
【結果】	
【考察】	
【結論】	

記入要領（提出の際、以下を削除して下さい）

- 英文題名の終わりには、ピリオドをつけない。
- 訳タイトルには英文の場合は和訳、和文の場合は英訳を記入する。
- 本文（論文内容の要約）は、日本語で記載する。
- 本文（論文内容の要約）は、項目（目的・方法・結果・考察・結論等）に分けて記載する。

【様式 D-14】

学会発表・学術誌掲載証明 書式

学会発表・学術誌掲載証明

学 生 番 号		氏 名	
---------	--	-----	--

発 表 学 会	学会名 日 程 : 開催場所 :
学 会 発 表 テ ー マ	

受 理 さ れ た 雑 誌 名	誌名 発行年 () 巻 () 号 () ページ (~)
掲 載 論 文 題 名	

※学会発表及び掲載を証明する書類を枠内に貼付（貼付できない場合は別紙として添付）

※添付する文書はコピーしたもの、メール等の電子書面を印刷したもので構いません。

【様式 D-15】

博士論文 表紙書式

_____年度

順天堂大学大学院医療看護学研究科看護学専攻

博士論文

和文タイトル

英文タイトル

学生番号

氏 名

研究指導教員

研究指導補助教員

研究指導補助教員

論文審査委員

主 査_____

副 査_____

副 査_____

【様式 D-16】

論文テーマ変更申請書書式

医療看護学研究科長 殿

大学院医療看護学研究科看護学専攻（博士後期課程）

博士論文テーマ変更申請書

旧 テーマ	和文	
	英文	
新 テーマ	和文	
	英文	

※変更箇所にはアンダーラインを付与すること。

上記のとおり変更を申請いたしますのでご許可ください。

年 月 日

研究指導教員 _____ (印)

学生番号 _____ 氏名 _____ (印)

※最終論文テーマが研究計画書テーマと相違する場合のみ、最終論文提出時に提出。

実習について

実習における倫理的行動の指針

学生は実習において学習者であるとともに、看護職者として看護を提供する。そのため、臨地実習においては下記の日本看護協会の「看護職の倫理綱領，2021」を倫理的行動の指針とする。また、実習においては現実におこっている倫理的課題について考え、倫理的感受性を高める。

1. 看護職は、人間の生命、人間としての尊厳及び権利を尊重する。
2. 看護職は、対象となる人々に平等に看護を提供する。
3. 看護職は、対象となる人々との間に信頼関係を築き、その信頼関係に基づいて看護を提供する。
4. 看護職は、人々の権利を尊重し、人々が自らの意向や価値観にそった選択ができるよう支援する。
5. 看護職は、対象となる人々の秘密を保持し、取得した個人情報適正に取り扱う。
6. 看護職は、対象となる人々に不利益や危害が生じているときは、人々を保護し安全を確保する。
7. 看護職は、自己の責任と能力を的確に把握し、実施した看護について個人としての責任をもつ。
8. 看護職は、常に、個人の責任として継続学習による能力の開発・維持・向上に努める。
9. 看護職は、多職種で協働し、よりよい保健・医療・福祉を実現する。
10. 看護職は、より質の高い看護を行うために、自らの職務に関する行動基準を設定し、それに基づき行動する。
11. 看護職は、研究や実践を通して、専門的知識・技術の創造と開発に努め、看護学の発展に寄与する。
12. 看護職は、より質の高い看護を行うため、看護職自身のウェルビーイングの向上に努める。
13. 看護職は、常に品位を保持し、看護職に対する社会の人々の信頼を高めるよう努める。
14. 看護職は、人々の生命と健康をまもるため、さまざまな問題について、社会正義の考え方をもって社会と責任を共有する。
15. 看護職は、専門職組織に所属し、看護の質を高めるための活動に参画し、よりよい社会づくりに貢献する。
16. 看護職は、様々な災害支援の担い手と協働し、災害によって影響を受けたすべての人々の生命、健康、生活をまもることに最善を尽くす。

実習にあたっての心得

1. 学生としての適切な行動

学生は看護職の免許を持っている者として、常に責任ある態度が求められる。医療職として自らの言動と態度を意識して実習を行うようにする。

1) 遅刻・欠席・早退に関すること

- ①やむを得ず遅刻、欠席、早退する場合には、担当教員または、実習場所に連絡し、指示に従う。
- ②前日までに分かっている場合には、事前に担当教員の了解を得て、実習場所にも連絡する。
- ③当日、突発的理由が生じた場合には、各実習で指示された時間および場所に連絡する。

2) 自己の健康管理に関すること

- ①4月に実施される健康診断を受けること。浦安キャンパス以外で受けた場合はその結果を健康安全推進センターに報告する。
- ②感染症抗体価（麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、B型肝炎）が基準を満たしていない場合は、事前に担当教員に申し出る。実習施設から求められる予防接種を確認し、接種が必要な場合は実習前に完了しておく。
- ③インフルエンザの予防接種を受ける。
- ④感染症に罹患している疑いがある場合は、すみやかに担当教員に申し出て指示に従う。
- ⑤実習中に体調不良を自覚した場合はすみやかに実習指導者（以下、指導者）に申し出る。
- ⑥予防接種の実施状況や感染症の罹患については浦安キャンパスの健康安全推進センターにも報告する。
- ⑦新型コロナウイルス感染症予防については、ワクチン接種のほか、実習2週間前からの体温・体調記録やリスクの高い行動の制限などさまざまな対策が求められる。早めに大学ならびに実習先の指示を確認して準備する。また、実習中も感染対策を徹底する。

3) その他

順天堂医院で実習する場合は、事前に JCI (Joint Commission International) に関わるオリエンテーションを受ける必要がある。その他の実習施設においても、指導者等からオリエンテーションを受け、施設利用基準に則り実習すること。

順天堂大学医学部附属病院で実習する場合は、感染症免役記録カード、新型コロナウイルスワクチン接種証明書のコピーをネームホルダーに入れて携帯する。

2. 守秘義務に関すること

保健師助産師看護師法において、看護職は業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならないことが述べられている（第42条の2）。また、個人情報の保護に関する法律の施行および、「看護記録に関する指針」（日本看護協会2018年5月）、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」（個人情報保護委員会・厚生労働省2020年10月一部改正）に則り、看護師の資格を有する学生が作成した実習記録の管理責任は教育担当者および学生自身が負うことになる。受け持ち患者の個人情報の流出に関する責任は、担当の看護者や看護管理者および施設管理者にまで及ぶ場合がある。以上から、実習に臨む学生は、関わりをもった患者や家族等の情報の管理を下記の点に留意して自らの責任において徹底しなければならない。

1) 「個人情報保護に関する誓約書」の提出

実習に先立ち、「個人情報保護に関する誓約書」の提出を求める。

2) 遵守事項

- ・学習上の必要性がある場合においてのみ、情報の共有が認められる。
- ・患者・療養者を受け持つ場合は、予め患者・療養者及び家族等の実習の説明を行った上で許可を得る。
- ・学生は、将来にわたって対象者の個人情報の口外、診療記録や看護記録の無断での閲覧とコピー、電子機器（携帯電話、iPad 等）による写真撮影、実習記録の不用意な公開等の個人情報の不適切な管理があってはならない。
- ・電子カルテ、看護計画等、電子情報の閲覧が必要な場合は、指導者に申し出て指示に従う。原則としてコピーはしない。やむを得ない場合は、必要最小限とし、不要になったらすぐにシュレッダーにかけるものとする。
- ・実習記録の記載と保管に関して、以下の事項を遵守する。なお、実習記録とは以下のものとする。

実習記録用紙に記載する記録内容とコピー 患者の情報が書かれているメモやノート ケーススタディに使用する各種資料とコピー 記録内容を保存したU S Bメモリー・ハードディスク

(1) 実習記録の記載について

- ① 患者氏名の記載については、イニシャルや脱字組み合わせの記載を避け、個人名とは関係ないアルファベットを使用する。ID 番号は書かない。
- ② 住所・電話番号、および施設名・病棟名などの固有名詞は記載しない。
- ③ 原則として年齢、日付の詳細な数字の記載を避ける。
- ④ 家族歴等が必要な場合は、原則として文字による記載とする。遺伝情報の記載や既往歴、家族歴の詳細な記録が必要な場合は、特に記録物の管理を厳重に行う。
- ⑤ 学習目的に関係のない個人情報は、記録用紙やメモに転記しない。

記載例

家族歴→「両親と同胞の4名家族」

年齢:78歳→70代後半、職業:大工→建築関係

性別:男→□ 女性→△、婚姻歴:結婚→M 離婚→D

日付:2010年1月15日→「X-5年1月」、「術後○日目」など

(2) 記録物の持ち運びについて

- ① 記録類は散乱しないよう、ファイリングする。
- ② 表紙をつけるなどして記録内容が第三者の目にふれないようにする。
- ③ 持ち運びの際は、一括して袋などに入れて紛失しないよう扱いに注意する。
- ④ 実習場への出入りの際は、持ち込み・持ち出し物品を確認する。
- ⑤ 記録物は、規定の保管場所に片付け、置き忘れのないようにする。

- ⑥ 公共の場(電車内、飲食店など)では実習記録を開かない。置き忘れや盗難に遭わないよう注意する。
- ⑦ 飲酒を伴う場所への記録物の持ち込みを禁止する。
- (3) 実習記録の電子化について
電子化により USB メモリー紛失、ファイルのパスワード不使用、ウイルス感染によるデータの流出など高いリスクを負うことを常に意識し、以下のルールを遵守し、適正に取り扱うことが求められる。
 - ① 電子化が可能な情報かどうかは、指導者の指示に従う。
 - ② パソコンを使用して実習記録を記載する場合、全てのファイルにパスワードをかける。
 - ③ USB メモリーはウイルススキャン済みとし、ロック機能付きのものを使用する。
 - ④ 個人情報を含むデータのメール送受信は一切禁止する。
- (4) その他の情報漏えい
ブログ、X (旧 Twitter)、Facebook、LINE、Instagram、TikTok、掲示板等への実習に関する情報の書き込みは禁ずる。これは患者情報だけでなく、実習施設や大学に関する情報も同様である。
- (5) 実習記録の紛失や流出が疑われるとき
実習記録の紛失や流出が疑われるときは、すみやかに担当教員と指導者に報告した上で、事故報告書を記載し、実習施設に提出する。
- (6) 実習終了後の実習記録の取り扱い
最終レポート提出までは、学生自身で全ての実習記録を責任をもって保管し、終了時にシュレッダーにかけ、適切に処分する。電子媒体のものも個人情報を含む記録は全て消去する。

3) オンラインを用いた実習および実習に関する指導を受ける際の留意事項

オンラインを用いた実習、実習指導を受ける場合も、臨地実習と同様に個人情報に関わる守秘義務を順守する。

- ・最も信頼のおけるシステムを用いる。常にセキュリティ上の管理を行う。
- ・個室等、プライバシーが守られる場所で指導を受ける。
- ・許可なく撮影・録画・録音してはいけない。
- ・情報が流出するリスクをふまえ、個人情報の一切は画面上および口頭でも匿名化する。
- ・具体的な個人情報保護に関する内容や方法については担当教員に確認する。

3. 感染予防に関すること

原則は以下とするが、各実習施設の規約等に従って行動すること。

- ① 標準予防策を徹底する。
- ② 感染症患者、またはその疑いのある患者のケア時には感染経路別予防策を実施する。
- ③ 手指衛生を徹底する。

WHO 手指衛生ガイドラインの5つのタイミングで擦式アルコール製剤での手指消毒を基本とする。ただし目に見える汚染がある時、およびアルコールの効果がでない感染症の可能性のある患者・汚染物との接触後は石鹸と流水を用いた手洗いをを行う。

WHO 手指衛生ガイドラインの5つのタイミング

- i) 患者への接触前
- ii) 清潔・無菌操作の前
- iii) 体液に曝露された可能性のある場合
- iv) 患者に触れた後
- v) 患者周辺の物品に触れた後

以下の時は手指衛生を忘れやすいので注意すること。

- ・ 食事の配膳前
 - ・ 手袋をはずした後
- ④ 針刺しによる感染防止のためリキャップをしない方法で処理する。
 - ⑤ 洗面器や便器など、共用物品の使用後は、施設のルールに従い洗浄・消毒する。
 - ⑥ 感染性・非感染性など医療廃棄物の分別を徹底する。
 - ⑦ 新型コロナウイルス感染症予防については、大学ならびに実習施設からの指示、マニュアルに則って行動する。日々の生活においても基本的な感染対策を実施する。
 - ⑧ 健康安全推進センターにて「感染症免役記録カード」を受け取り、ネームプレートに入れて携帯する。また、新型コロナウイルスワクチン接種証明書のコピーをネームプレートに入れ、提示できるようにしておく。

4. その他

- ① 学生証・保険証を携帯する。
- ② 学生個人の情報である連絡先を患者等に伝えない。
- ③ 金品の授受は丁重にお断りする。

事故発生予防と事故・災害発生時の対応

1. 事故予防と倫理的配慮

事故として、表 1 に示すリスクがある。実習中、学生は常に注意を払い、「ケア実施前の十分な準備」「ケア実施時の指導者の同席の判断と指示の確認」「ケア実施後の報告」を行う。

学生は、自分が感染源になることのないよう自己の健康管理に留意する。

事故発生時は、必要に応じて、事故報告書（様式 1）を提出する。

表 1 実習中の事故の種類

A. 学生の心身に危害がおよぶリスクのある事故	B. 学生が加害者となるリスクのある事故
1) 針刺し等血液・体液曝露による HBV、HCV、HIV などの感染 2) 患者との接触による感染症発症； 流行性角結膜炎、4 種流行性ウイルス性疾患（麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎）、百日咳、マイコプラズマ感染症、感染性腸炎、結核、疥癬、季節性インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症など 3) 外傷、被曝等； 熱傷、外傷、移動中の交通外傷 など 4) 暴力被害（ハラスメントを含む） 5) 更衣室等への不審者侵入・盗難等のリスク	1) 患者*の身体危害に関する事故； 転倒、転落、損傷、誤薬、誤配膳など 2) 学生が感染源となる事故； 流行性角結膜炎、4 種流行性ウイルス性疾患（麻疹、風疹、水痘、流行性耳鼻腺炎）、百日咳、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎、結核、季節性インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症 など 3) 物品の破損、紛失（訪問先、施設） 4) 個人情報の漏洩 （記録紛失、SNS での発信など）

* 「患者」とは、ここでは便宜上の表記とし、健康であるか病気であるかを問わず、保健医療サービス等の利用者を指す。

2. 事故発生時の対応（表 1 に基づく）

A. 学生の心身に危害がおよぶリスクのある事故の対応

1) 針刺し等血液・体液曝露による HBV、HCV、HIV 感染等のリスク

・直ちに以下の応急処置を行う。

① 皮膚が無傷 → 流水とせっけんを用いて十分に洗い流す。

② 針刺し → 流水洗浄後、消毒用エタノール等で消毒する。

・応急処置後、患者の感染症の有無を確認する。

・すみやかに指導者と担当教員、健康安全推進センターに報告し指示に従って行動する。

2) 患者との接触による感染症発症のリスク

・実習中に患者に感染症が発見された場合、受け持ち学生および当該患者と接触した可能性のある他の学生は、すみやかに実習指導者と担当教員、健康安全推進センターに報告し、指示に従って行動する。

・実習終了後に患者に感染症が判明し、大学から連絡があった場合、担当教員または健康安全推

進センターの指示に従って行動する。

- ・受診が必要な場合の手続きは、通常の外来受診に準じる。

3) 外傷等のリスク

応急処置を行い、すみやかに実習指導者と担当教員に報告し、必要に応じて受診する。受診手続きは、通常の外来受診に準じる。被害状況は担当教員を通じて浦安キャンパスの事務に報告・相談する。

4) 暴力被害のリスク(含:ハラスメント)

暴力を受けたと感じた場合は、すみやかに担当教員または、ハラスメント相談員に申し出て指示に従う。

5) 更衣室等への不審者侵入・盗難等のリスク

高額な金銭、物品は実習施設に持ち込まず、施錠管理を徹底する。不審者の侵入や盗難などがあった場合やその恐れを感じた場合は、施設の警備室または管理責任者、担当教員、指導者に報告し、対応の指示を受ける。

B. 学生が加害者となるリスクのある事故

1) 患者の身体危害に関する事故

すみやかに指導者または病院、施設の責任者に報告し、指示に従い対応する。また、担当教員と健康安全推進センターに報告し、必要に応じ、事故報告書(様式1)を病棟にも提出する。

2) 学生が感染源になる場合

- ・感染症に罹患している疑いがある場合*は実習施設には行かず、担当教員、指導者、健康安全推進センターに報告し、施設への対応について指示を受ける。

＊新型コロナウイルス感染症流行に関し、実習施設への入館条件を確認しておくこと。

- ・感染拡大予防のため必ず受診し、出席停止および実習再開は健康安全推進センターの指示に従う。
- ・受診の手続きは、通常の受診と同様に行う。

3) 物品の破損・紛失

- ・破損現場が危険な状況にある場合、以下の取り扱いに従い、破損物の処理をする。

① 周囲に知らせ、外傷等の被害の拡大を予防する。

② ガラス等の危険物には素手で触れず、施設規定に従い処分する。

- ・私物の破損、紛失の場合は、患者、施設責任者または指導者の指示に従い対応するが、現物を弁償することがある。
- ・担当教員に報告し、必要に応じ、物品破損届(様式2)を病棟または施設に提出する。
- ・学生が加入している自賠責保険での対応が可能かを確認する。

4) 個人情報の漏洩

記録物の紛失、SNS等での個人情報流出の可能性がある場合は、すみやかに指導者または担当教員に報告し指示に従う。必要に応じ、事故報告書を担当教員に提出する。事後の手続きについては担当教員の指示に従う。

5) その他

名札や実習施設の鍵は厳重に管理し、紛失防止に努める。

3. 実習中の事故・災害時の報告ルート

基本的な報告・指示ルートは、病院の場合(パターン1)と他の施設の場合(パターン2)のいずれかの方法になるが、施設により報告ルートが異なる場合もある。実習開始時に担当教員に連絡、確認しておく。原則として、以下の報告を行う。

- ・学生は、事故や災害時、すみやかに指導者または担当教員に報告する。
- ・学生の心身に危害のおよぶリスクのある事故では、担当教員の指示に従う。担当教員不在時は、指導者または、実習施設の責任者の指示に従う。
- ・学生が加害者となるリスクのある事故では、指導者または、実習施設の責任者の指示に従う。

4. 実習中の災害発生時の対応

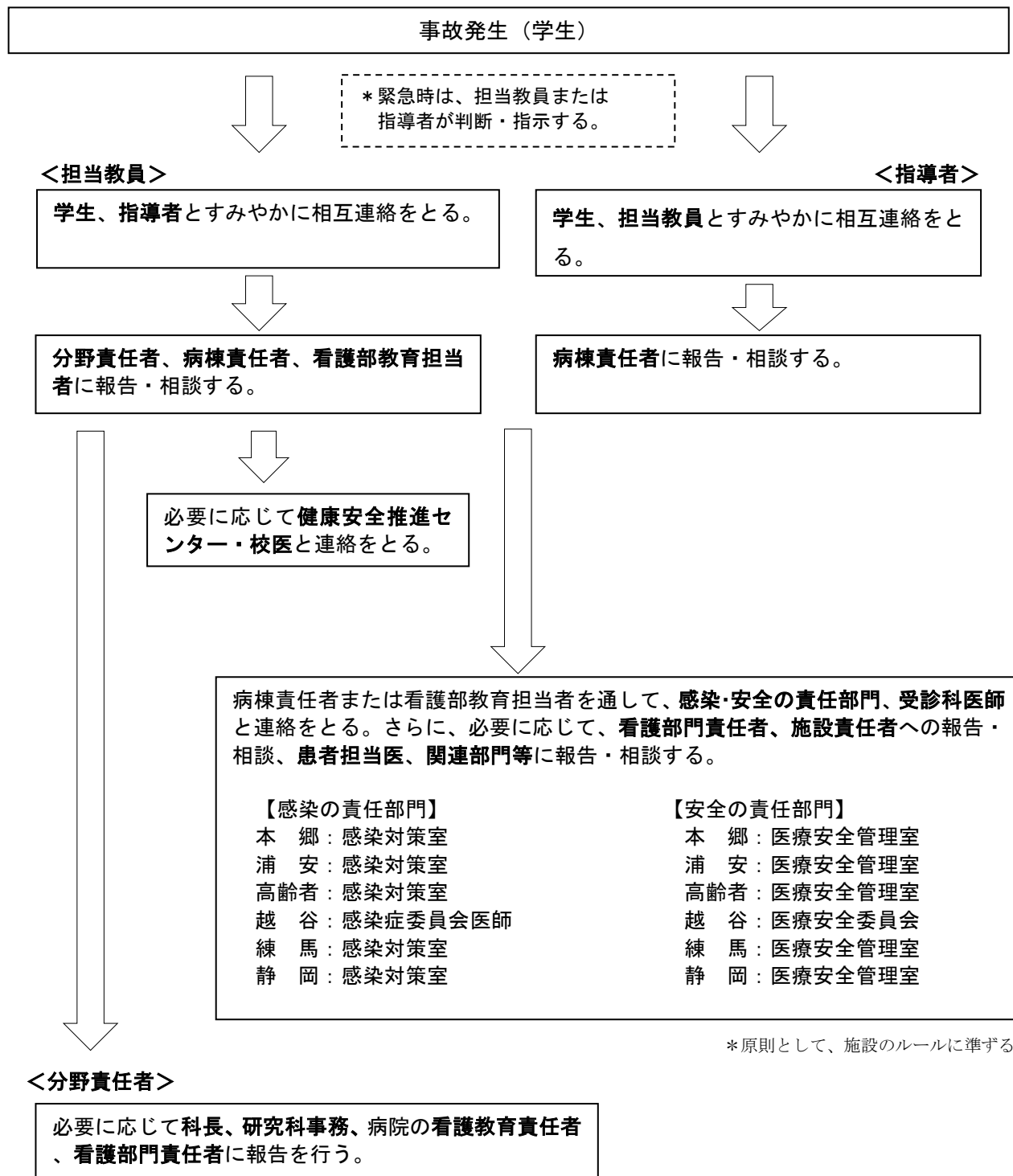
- ・実習施設への通学途上の災害については、通常に通学途上の災害の対応に準じる。
- ・実習施設内で被災した場合、原則として自身の身の安全を守り、施設責任者または指導者の指示に従って行動する。可能な状況になったら、担当教員または大学に状況を連絡する。
- ・訪問先などで施設責任者または担当教員と連絡がとれない場合は、同行している施設の実習担当者の指示に従って行動する。

保険加入について

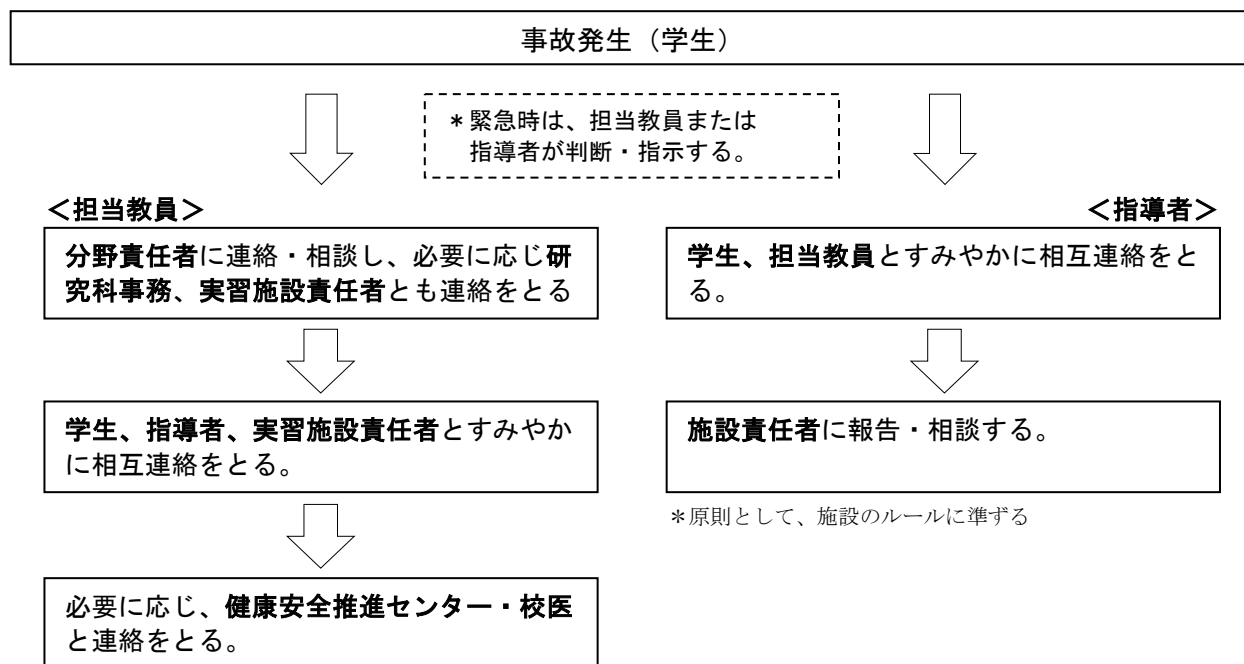
順天堂大学の関連施設および関連施設外の実習において事故が発生した場合、学生保険に加入している場合は補償内容・手続きなどについて事務窓口に相談する。

看護師、保健師、助産師の有資格者が患者・療養者等に関わり、事故等を起こした場合、賠償責任を問われる場合がある。実習施設より保険加入を求められる場合もあるので、実習期間は賠償責任保険に加入しておくことが望ましい。

附属病院の場合（パターン１）



附属病院以外の施設の場合（パターン2）



<様式1>

年 月 日

事 故 報 告 書

学籍番号 _____ 氏名 _____

担当教員 _____

事 故 の 種 類	
実 習 科 目 名	
発 生 場 所	
発 生 日 時	年 月 日 時
1. 事故の概要 2. 事故後の処置 3. 事故からの学びと今後の対応 4. 事故発生時の対処及び学生への指導（教員記入）	

順天堂大学大学院医療看護学研究科

<様式2>

年 月 日

物 品 破 損 届

学籍番号 _____ 氏名 _____

担当教員 _____

破 損 月 日	年 月 日
品 名	
理 由	
対 応 及 び 今 後 の 対 策	

順天堂大学大学院医療看護学研究科

学生生活について

学生生活

ここでは、学生生活を過ごす上で必要な事務手続きやきまり等の、生活案内を説明します。原則として別に定めのない限りこれに準拠します。

1) 事務室

事務室では授業や学生行事等課外活動に関する手続き、各種証明書の申し込み、履修届やレポートの提出などさまざまなことを扱っています。期日や時間が定められている場合は、必ずその通りに手続きをとってください。

浦安キャンパス事務室・三島キャンパス事務室の窓口受付時間は、次のとおりです。

月曜日～金曜日	9:00 ～ 17:00
土曜日	9:00 ～ 13:00

※ただし、第2土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）、
本学創立記念日（5/15）は休み

2) 学生証

- (1) 学生証は身分証明証となりますので、常に携帯するようにしてください。
- (2) 定期試験受験時や返却物受取時、各種証明書申請時には必ず持参してください。
- (3) 記載事項に変更等が生じたときは、速やかに事務室へ届け出てください。
- (4) 万一、紛失した場合には、速やかに事務室まで紛失届を提出してください。
再発行には手数料 1,000 円が必要となります。
- (5) 学籍を離れたとき、または有効期限を経過したときは、速やかに事務室へ返還してください。

3) ネームプレート

- (1) 実習やTA等の際にはネームプレートを掲示してください。
- (2) 記載事項に変更等が生じたときは、速やかに事務室へ届け出てください。
- (3) 万一、紛失した場合には、速やかに事務室まで紛失届を提出してください。
- (4) 再発行には手数料 1,000 円が必要となり、期間は1ヶ月程度かかります。
- (5) 修了時または学籍を離れたときは、速やかに事務室へ返還してください。

4) 掲示連絡

大学から学生への連絡は、特別な場合を除き、JUNTENDO PASSPORT を利用して行います。毎日、必ずログインし確認するようにしてください。

JUNTENDO PASSPORT	教務関係内容、特に緊急を要する事項等
事務室前掲示板	学会、ボランティア、体育施設関連等
学術メディアセンター内掲示板	学術メディアセンターに係る掲示等

5) 学生用ロッカー

- (1) 浦安キャンパスは2階ロッカー室、大学院研究室Ⅰ（図書館1階）と3階大学院研究室Ⅱ、三島キャンパスは1号館4階大学院自習室内に学生用ロッカーを設置しています。貸与期間は、在学期間中とし、各自の良識と責任において管理・利用してください。
- (2) ロッカーは、必ず施錠してください。ただし、貴重品は入れないでください。
- (3) 鍵を忘れた場合は、学生証と引換に事務室でスペアキーを貸し出します。スペアキー返却時に学生証を返却します。
- (4) 鍵を紛失したときや、ロッカーおよびその付属備品を毀損したときは、速やかに事務室へ届け出てください。故意・過失に拘らず実費弁償となります。
- (5) ロッカーは常に整理整頓を心がけ、清潔に使用してください。

6) 通学

《浦安キャンパス》

- (1) 自動車・オートバイ・原動機付自転車での通学は、構内駐車の有無に拘らず禁止します。
- (2) 浦安キャンパスは許可を得た自転車による通学が可能です（自転車通学許可証とステッカーが必要）。
- (3) 駐輪場の使用にあたっては整理整頓を心がけてください。
本郷・お茶の水キャンパスには学生専用駐輪場がないため自転車通学は控えて下さい。
- (4) 新浦安駅にある駐輪場の使用申請については、浦安市ホームページの「市営自転車駐車場定期利用申請手続き」を確認してください。

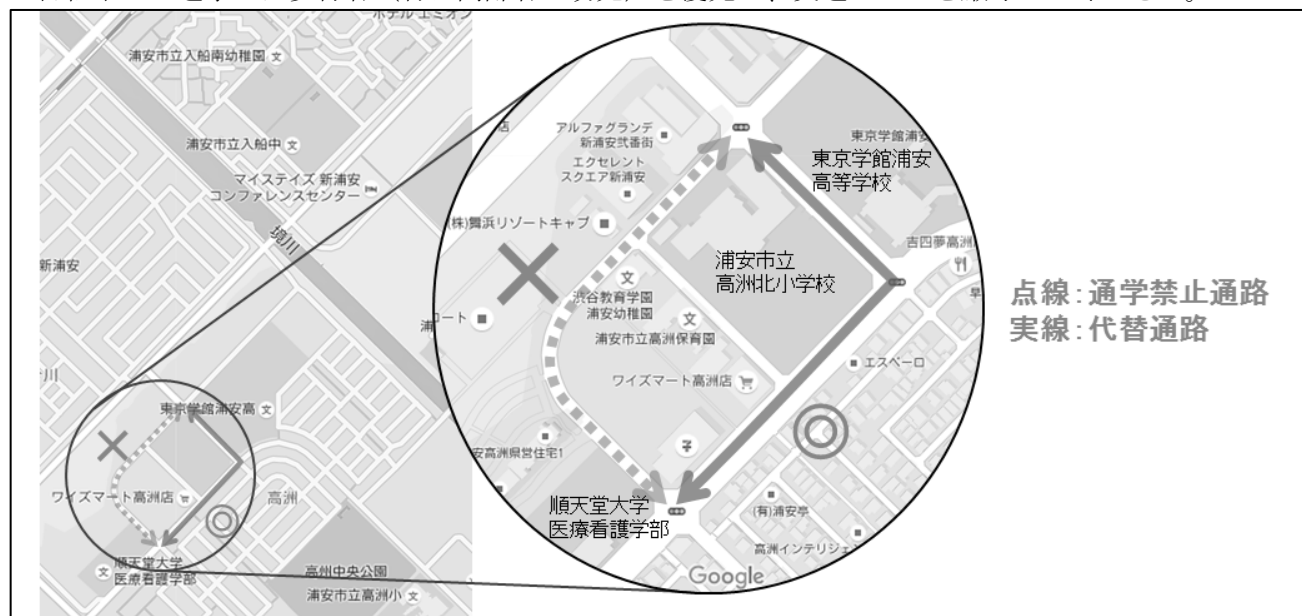
<https://www.city.urayasu.lg.jp/todokede/machi/chushajo/1041370.html>

また次の通り、自転車通学時の通行禁止エリアを設けていますので厳守してください。

【 自転車通学通行禁止エリア 】

学生が関わる自転車事故が多発しており、近隣からも強い要望が出ていますので歩道幅の狭い下記区間での自転車通行を禁止します。

自転車での通学では歩行者（特に高齢者・幼児）を優先し、交通ルールを厳守してください。



- (5) 最近は事故を起こした際の補償額が高額になっています。自転車損害保険に加入するようにしましょう。なお、浦安キャンパスで自転車通学の許可を得る際は加入を必須とします。

自転車は道路交通法上、車両の一種(軽車両)です。
正しいルールを知り、安全に自転車を利用しましょう！

自転車利用者も事故を起こすと刑事上の責任が問われます。さらに相手にケガを負わせた場合や死亡事故を起こした場合は民事上の損害賠償責任も発生します。また、自転車での交通違反は次のとおり罰せられます。

【主な交通違反と罰則】	・2人乗り運転 ・並んで走る	2万円以下の罰金 又は 科料
	・信号無視 ・傘を差しての片手運転、携帯電話、メールをしながらの運転 ・ヘッドホン等で音楽を聴きながらの運転 ・歩行者妨害(歩行者への注意や徐行の怠り) ・路側帯の左側通行に違反	3ヶ月以下の懲役 又は 5万円以下の罰金
	・歩行者に衝突、逃走	1年以下の懲役 又は 10万円以下の罰金

【安全のために心掛けること】

- ・自転車の2人乗りをしない等、交通ルールを守り、相手の立場に立った思いやりのある自転車走行を心掛ける。
- ・歩行時は他の歩行者の迷惑とならないよう、横並び歩行は止める。
- ・歩行時や自転車走行時は、周囲の音や背後からの人の気配などを察知し、危険から身を守るために、イヤホンなどをつけて音楽を聴きながら歩く・走ることは止める。携帯電話を使用すること慎む。

《三島キャンパス》

(1) 歩行・自転車通学の注意

- ①自動車・オートバイ・原動機付自転車での通学は、構内駐車の有無に拘らず禁止です。
- ②三島キャンパスでは自転車通学は可能です。構内の駐輪場を利用してください。自転車を構内に乗り入れる学生は、毎年、事務室からステッカーを受け取ってください。
- ③キャンパス周辺での違法・迷惑駐車は禁止します。
- ④三島駅にある三島市駐輪場の使用申請は、三島市役所地域安全課交通係で受け付けていますから問い合わせてください。(TEL：055-983-2651)

7) 通学定期乗車券

通学定期乗車券は、住所地の最寄り駅から大学までの区間に限り、購入できます。購入は、学生証で購入できる場合と、学生証の他に通学証明書を必要とする場合があります。JRでは、駅備え付けの申込書と学生証を駅窓口に出せば購入できます。通学証明書が必要な場合には、事務室まで申し出てください。

8) 学割証(学生旅客運賃割引証)

- (1) JRを片道101km以上利用するとき割引が受けられます。浦安キャンパス事務室にある証明書自動発行機を使用してください。
- (2) 学割証の発行枚数は、年度あたり1人10枚までとします。必要最低限、確実に使用する枚数のみ発行してください。10枚を超えて発行を希望する場合は窓口より申請してください。
- (3) 学割証の有効期限は、発行日から3ヶ月以内となっています。

◎学割証は学生の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度ですので、以下の目的をもって旅行する必要があると認められる場合に限り、発行されます。

- ・ 休暇、所用による帰省
- ・ 実験実習、試験などの正課の教育活動
- ・ 大学が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- ・ 就職又は進学のための受験等
- ・ 大学が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- ・ 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- ・ 保護者の旅行への随行

◎他者への譲渡は絶対にしないでください。記名人以外の使用など違反行為をした場合は、多額の運賃の追徴があり、また以後の学割証の発行停止処分等（本人だけでなく、大学が発行停止処分を受ける場合もあります）がありますから、決して不正使用しないでください。

《 学生団体旅行割引 》

合宿や遠征等の課外活動やクラス・ゼミ旅行等で学生 8 人以上が教職員に引率されて同経路で旅行する場合には、JR 普通運賃について学生団体割引制度の適用を受けることができます。
JR 等の所定用紙に旅行計画書、参加者名簿を添えて事務室に提出し証明を受けてください。

9) 各種証明書の交付

各種証明書は浦安キャンパス事務室でのみ発行できます。各種証明書および手数料については次のとおりです。

- (1) 申請、発行場所は事務室内の自動発行機もしくは窓口となります。窓口申請の場合は自動発行機で手数料を支払の上、発行された申請用紙に必要事項を記入して申請してください。
- (2) 各種証明書の発行は、原則として申請のあった日の翌日となります。ただし発行に日数のかかるものもありますから、必要な時は早めに申請してください。
- (3) 三島キャンパスの在学生や休暇中・修了後等で浦安キャンパスまで来校できない場合は、必要とする証明書・氏名・学年（修了生は修了年度）・郵送先・連絡先等を記載し、手数料と送料を郵送すれば発行します。詳細はこちら <http://www.nurs.juntendo.ac.jp/career/application.html>

項 目	発行場所	手数料	備 考
在学証明書	自動発行機	300 円	在学生のみ
修了見込証明書	自動発行機 で手数料を 支払後、 窓口申請	300 円	博士前期：2 年生のみ 博士後期：3 年生のみ
修了証明書		300 円	修了生のみ
【CNS 申請用】 履修単位証明書		300 円	修了生のみ
成績証明書（和文）		300 円	
上記以外の和文証明書		300 円	発行まで 1～2 週間
英文証明書		1,000 円	

10) 休学願

病気、その他やむを得ない理由で 3 ヶ月以上欠席する場合、休学を願い出なければなりません。所定の「休学願」に休学理由を明記し、保証人連署のうえ、事務室に提出してください。

病気による休学の場合は、医師の診断書が必要です。また、外国語研修や留学による場合は、留学許可書等の資料を添付してください。

休学期間が終了して復学する場合は、所定の「復学願」に復学理由を明記し、事務室に提出してください。

11) 退学願

事情により退学しなければならなくなった場合には、所定の「退学願」に退学理由を明記し、保証人連署のうえ、学生証を添付して事務室に提出してください。

退学願の提出にあたっては、当該年度の学費が全額納められていることが条件になります。

12) その他の願出・届出

次の事由が生じたときは、JUNTENDO PASSPORT から変更申請、または所定用紙をもって事務室に願出・届出をしてください。

書類名	申請方法	事 由
住所変更届	JUNTENDO PASSPORT	住所・電話番号等が変わったとき
氏名変更届		氏名が変わったとき
保証人変更届		保証人の氏名、住所等の変更が生じたとき
欠席届	事務室に 願出 または 届出	病気や忌引等でやむを得ず欠席した（する）とき ◎病欠の場合は診断書を添付してください ◎忌引の場合は会葬札状を添付してください
学外活動許可願		学外活動を行うとき、その1週間前まで
施設使用願		施設を使用する1週間前まで
備品借用願		備品を借用する1週間前まで
学外活動費用補助金申請書・報告書		その事由が生じたとき
マスコミ出演届		取材、撮影等の10日前まで*1
海外渡航届		渡航する10日前まで*2
事故報告書		その事由が生じたとき速やかに届出てください

*1 テレビ、ラジオ、舞台、映画等の出演、書籍、雑誌等に記事や写真が掲載される場合に申告。マスメディアの恐ろしいところは、たとえ事実と反する修正が行われたり誤った内容で報道されても、一旦流されてしまったものを修正するのが容易ではないという点です。実際にファッション雑誌用にと言われて撮影された写真が低俗な風俗雑誌に掲載されてしまったケースもあります。応じる場合は、後々生活や学業に支障を来すことがないよう熟慮が必要です。

*2 退避勧告が出されている国や地域に渡航を予定している学生は、渡航先や渡航時期を変更してください。危険情報が発出されていない地域等であっても安全に十分配慮するようにしてください。また、外務省が実施している「渡航登録サービス <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>」にも必ず登録するようにしてください。

13) 奨学金等の制度

奨学金の募集要項について知りたい場合は、事務室に相談してください。

日本学生支援機構の奨学金とは

日本学生支援機構の奨学金は、貸与奨学金で経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し貸与されます。奨学金貸与終了後は、返還の義務が生じ、毎月決められた金額を返還していただくことになります。申込みの際は、家庭の経済状況やあなたの人生・生活設計に基づき、十分考慮のうえ申込みをしてください。詳細は日本学生支援機構のホームページ(www.jasso.go.jp)を参照してください。

14) 不慮の事故に遭遇した場合

- (1) 事故にあった場合には、学内外を問わず速やかに事務室まで連絡してください。
- (2) 火災、風水害等にあった場合には、事務室まで連絡してください。独立行政法人日本学生支援機構の緊急採用奨学金の制度がありますので、相談してください。
- (3) 地震が発生した場合
地震が発生した場合は次の事項に注意し、安全を確認した上で冷静に避難してください。
 - ①地震が起きたら、すぐに外へとび出すことは危険です。机の下などに身を伏せ、しばらく様子をみてください。
 - ②教職員や消防士の指示に従ってください。
 - ③学内の非常放送により連絡することもありますので、注意してください。
 - ④本学の広域避難場所は次の通りです。

本郷・お茶の水キャンパス：東京大学 浦安キャンパス：本学 三島キャンパス：三島北高校

- (4) 大規模地震の警戒宣言が発令された場合
本学では大規模地震の発生が予想され、大規模地震対策特別措置法に基づき、地震防災対策強化地域判定会の招集が確認された場合には授業を休講とし、次の措置をとります。
①在宅中及び通学途中の者は、登校を中止してください。
②警戒宣言解除後の授業再開については、「通学困難発生時の授業について」を準用します。
- (5) 事件・事故等のトラブルに巻き込まれたときは、次の電話番号に連絡してください。

① 警察 110

軽い事故でも後日大きなトラブルとなることがあります。必ず警察へ連絡してください。

② 事務室

047-355-3111 順天堂大学浦安キャンパス事務室

055-991-3111 順天堂大学三島キャンパス事務室

事務室窓口受付時間内は職員が出ます。夜間・休日は守衛につながりますので、学生氏名・場所・状況等を連絡してください。

- (6) 臨地実習等において避難が必要になるような事故にあった場合には、教職員または実習先の職員の指示に従って行動してください。

大学は、学生の安全確保を最優先としています。

15) 通学困難発生時の授業について

- (1) 災害、事故または交通機関のストライキ等で通学困難が発生した時の授業については、次の通り取扱います。

【浦安キャンパス】

午前7時現在のニュースで JR（京葉線）が止まっていた場合、1時限目は休講とします。2時限目以降については JUNTENDO PASSPORT で掲示するとともに、メール配信します。

【三島キャンパス】

午前6時現在のニュースで JR（東海道線）が止まっていた場合、1時限目は休講とします。2時限目以降については、三島キャンパス事務室に問い合わせてください。

【本郷・お茶の水キャンパス】

通学途上の鉄道線が止まっていて遅刻した場合、駅発行の遅延届を担当教員へ提出してください。

- (2) 休校・休講等が発生した場合の連絡について

本学が、災害や交通機関トラブルで休校・休講等の緊急連絡を必要と判断した場合は、JUNTENDO PASSPORT で掲示するとともに、メール配信します。

◎携帯・スマートフォンでメッセージを受け取るためには、予めJUNTENDO PASSPORTに携帯メールアドレスを登録する必要があります。

◎緊急連絡を直ちに受け取るために、携帯・スマートフォンでメッセージが受け取れる設定を各自で必ず行ってください。

16) 災害時安否確認について

学内ホームページ上に、大規模災害時の安否確認サイトを常設しています。大規模災害発生後、学校と連絡がとれなくなった場合は、サイトにアクセスして自身の安否について回答してください。

【アクセス方法】

順天堂大学医療看護学部公式 HP

→在学生の皆様へ

→緊急時の対応ページ



17) 大規模災害時の緊急避難行動について

- (1) 地震・津波発生時の浦安キャンパス内における避難について
東京湾を震源とする地震で港湾部に10mの津波が押し寄せた場合、浦安市は2.5mに達するという予想（2012年4月25日千葉県発表 朝日新聞記事より）に基づき2階以上の教室等を避難場所とします。

大規模地震が発生した場合は、教職員の指示（放送）に従い、落ち着いて行動してください。

- ①転倒、落下の可能性がある物から離れて、各自、身の安全を守る。
- ②明らかに危険がある場合を除き、むやみに外には出ず、その場で待機する。
- ③津波警報が発令された場合は、2階以上の階に避難する。

- (2) 弾道ミサイル発射によるJアラート（全国瞬時警報システム）発信時の対応について
万が一、弾道ミサイルが発射され、影響が予想される場合には、国からミサイル発射情報や屋内退避の呼びかけ等の緊急情報が、Jアラート（全国瞬時警報システム）により伝達され、その情報が**携帯電話・スマートフォンの緊急速報メール**や各自治体の防災行政無線等を通じて、伝達されますので、落ち着いて直ちに以下の行動をとってください。また、これらの緊急情報にあわせて、**テレビ、ラジオの報道情報**等にも注意してください。

【建物内にいる場合】

最寄りの仕切られた教室・演習室等に避難して次の行動を取ってください。

- ①窓から遠い場所に避難する。
- ②机の下などに身を伏せる、床に伏せるなどして頭部を保護する。
- ③状況によっては窓を閉め、目張り（カーテンやブラインド等）をして室内を密閉する。

【屋外にいる場合】

直ちに近くの建物内に避難してください。

- ①近くに適当な建物がない場合には、物陰に身を隠すなど身を守る場所を確保する。
- ②①も難しい場合、地面に伏せて頭部を守る。
- ③近くに弾道ミサイルが落下したときには、口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。

行政からの指示等に従い、避難誘導案内を行いますので、それに従って行動してください。

弾道ミサイルが落下する可能性がある場合に国民がとるべき行動については、**内閣官房国民保護ポータルサイト**に掲載されますので、参考にしてください。

内閣官房国民保護ポータルサイトはこちらから →



18) ハラスメント防止について

仁の精神を学是とする順天堂大学は、いかなるハラスメントも容認しません。

順天堂大学は「人ありて我あり、他を思いやり、慈しむ心」という仁の精神を学是としています。教育・研究・臨床を推進する国際的な機関として、セクシャル・ハラスメントをはじめ、いかなるハラスメントも容認しません。

匿名を背景にブログに悪意の書き込みを行うネット世界の“暴力”が年々増加し、書き込んだ人が刑事責任を追及されるなど社会問題になっています。ネットを使ったハラスメントも順天堂大学は決して容認しません。

ハラスメントを防止し、ハラスメントのない快適な学生生活、教育環境を確保することを目的として、浦安キャンパス学生相談室とハラスメント防止人権委員会を設置しています。ハラスメントの被害を受けたと思った場合には、すみやかに学生相談室に相談してください。相談者のプライバシーは必ず守られますので、安心してご相談ください。学生相談室で相談できる事項や相談員、連絡方法等については、別途配布している「学生相談室のしおり」または学内専用ホームページをご確認ください。また、相談した場合にどのような流れで解決されていくかについては、学内専用ホームページに案内しています。

19) SNS等（ブログ、X（旧 Twitter）、Facebook、LINE）、インターネット上の注意について

双方向の世界では、発信する情報の内容にどれだけ注意を払っても、トラブル勃発を完全に防げるとは限りません。世の中にはさまざまな意見の持ち主がいるので、誤解や反発は不可避と考えたほうが良いでしょう。インターネット上で個人の特定に繋がるような情報を記すことは止めましょう。特にSNS等に実習先での写真を掲載したり、病棟での出来事や実習施設について記載することは大きなトラブルとなる可能性があります。

また、偽情報の流布や誹謗中傷、著作権侵害等の違法行為は止めましょう。匿名性に隠れて不正を行うことは不名誉であるだけでなく、刑事罰を受けることとなります。

著作権を侵害する画像の掲載や不適当な発言の掲載に関しても、自ら行わないことはもちろん、積極的支持も控えましょう。「違法行為のほう助」となる可能性があります。

20) 禁煙について

キャンパス・附属病院敷地内全面禁煙

喫煙習慣は、ニコチン依存症という一種の薬物依存症で、喫煙による健康被害はすでに癌や心筋梗塞などの喫煙関連疾患として知られています。喫煙により、喫煙者のみならず受動喫煙のために家族や周囲の人々にまで、発癌などの健康被害を及ぼします。浦安/三島/本郷・お茶の水キャンパスは敷地内全面禁煙です。喫煙スペースはありません。皆さんが実習を行う附属病院も同様に敷地内全面禁煙です。喫煙習慣を持たない健康的な学生生活を送りましょう。禁煙希望者は附属病院の禁煙外来を紹介します。

21) 飲酒について

キャンパス内での飲酒・アルコール飲料の持ち込み禁止 (本学教職員が同席している企画について特別な許可を得た場合は除く)

お酒は適量を楽しく飲むものです。飲めない人への無理強いや、自分で無理に飲むことは絶対にやめて下さい。特に一番注意しなければならないのが『イッキ飲み』です。飲んだ直後は大丈夫そうに思えても、血中のアルコール濃度が急速に上昇すると急性アルコール中毒になってしまい、「泥酔」「昏睡」の状態にまで進んでしまいます。場合によっては命を失うこともあります。

22) 薬物乱用について

薬物乱用はあなたの大切な人生を台無しにしてしまう重大な犯罪です。大麻は「大麻取締法」の規制を受ける麻薬で、精神障害をきたす場合もあります。1回の使用でも乱用となり、所持するだけで犯罪になります。危険ドラッグは、異常行動を起こして他者に危害を加えてしまうことがあります。また、使用すると呼吸困難で死亡することもあります。たとえ「合法」などと称していても、麻薬や覚醒剤と同じかそれ以上の恐ろしさを持つ物質で、指定薬物については所持するだけで犯罪になります。軽い気持ちで絶対に手を出さないで下さい。自分が望まなくても薬物犯罪に巻き込まれることもあります。自分が望まない行為ははっきりと断わりましょう。

悪徳商法に注意！

入学シーズンになると多発するのが悪徳商法です。言葉巧みに接してくるので、充分に注意してください。もしの場合はクーリング・オフ制度ですみやかに対応しましょう。なお、通信販売の場合は、電話勧誘販売に該当する場合を除き、法律上のクーリング・オフ制度はありません。

①キャッチセールス商法

路上で話しかけられ甘い言葉で何かを売りつける商法

②アポイントメント商法

電話などで「貴方が**に選ばれました（当選いたしました。）**まで来てください。」などと誘われ、会ったが最後、高額な商品・会員券を強引に売りつける商法

③士（さむらい）商法

電話などで「これからは**士の時代。資格が簡単にとれる講座があります。」などと誘い、代金を振り込ませ何も送らない商法。

悪徳商法予防五か条

①向こうから飛び込んでくる「タナボタのうまい話はない」と知れ！

②誘われても決して業者のところへは行かない！

③現金で支払いをしない！先にお金を振り込まない！

④はっきりと断れ！「NO」、「いりません」

⑤何かあったら、くよくよせずに、「即相談！」

千葉県消費者センター （TEL）047-434-0999

市川市消費者センター （TEL）047-334-0999

23) マイナンバー制度について

マイナンバーは、原則として一生使うものになります。取扱いには十分注意し、安易に他人へ教えることがないようにしてください。

～ご注意～

- ・TA(Teaching Assistant)やアルバイト等の採用に当たって提示が求められることがあります。
- ・日本学生支援機構の奨学金申請手続きの際に提示が求められる場合があります。

健康管理と健康相談等

学業を行っていくには、心身ともに健康であることが重要です。大学に入学したことによって、通学時間や生活のリズムが大きく変化することもありますから、体調には十分注意してください。

なお、健康を損なうおそれのある喫煙は、健康の保持や増進に関わる者にとって、また集団生活をする上で好ましくありませんから、キャンパス内は校舎内外を問わずすべて禁煙です。

1) 定期健康診断・感染対策

全学年を対象に定期健康診断を実施しています。自分の健康管理のために、また医療施設内やキャンパス内での感染対策上、必ず健康診断を受けてください。勤務先で健康診断を受けられる方は、健診結果を健康安全推進センター（保健室）まで期限内に提出してください（順天堂の職員は除く）。キャンパス内や病院で行う実習、演習、講義では、特に胸部レントゲン検査で肺結核などの感染性の病気がないこと、流行性ウイルス性疾患（麻疹、流行性耳下腺炎、水痘、風疹、インフルエンザ）やB型肝炎に対する免疫をもっていることが求められます。

浦安キャンパスでは健康診断時に一般健診の他に4種流行性ウイルス性感染症（麻疹、流行性耳下腺炎、水痘、風疹）の抗体検査及び、B型肝炎ウイルスの抗原、抗体（HBs抗原、HBs抗体）の血液検査を行います。抗体価が基準値を満たしていない方は下記の対応をお願いいたします。また、毎年10月～11月に全学生を対象にインフルエンザワクチン接種を行います。

(1) 附属病院での演習・研究と免疫について

①4種流行性ウイルス性疾患に対する免疫をもっていること（下記表の抗体価を満たしている事）、もしくは1歳以上で2回のワクチン接種の確認（ワクチン接種記録の提出）ができること。

※2回接種していても下記の値を満たさない場合には、発症を必ずしも予防できないため、流行期における実習では入室の制限等が生じます。

【4種流行性ウイルス性疾患の判断基準（EIA法（IgG））の目安】

疾患名	あと2回の 予防接種が必要	あと1回の 予防接種が必要	今すぐの 予防接種は不要
麻疹	2.0未満	2.0以上16.0未満	16.0以上
風疹	2.0未満	2.0以上8.0未満	8.0以上
流行性耳下腺炎 （ムンプス）	2.0未満	2.0以上4.0未満	4.0以上
水痘	2.0未満	2.0以上4.0未満	4.0以上

（日本環境感染学会 医療関係者のためのワクチンガイドライン第3版に基づき作成）

*アレルギー体質やワクチンに副反応等あり、ワクチン接種のできない学生は除きます。

②B型肝炎ウイルスに対する免疫をもっていること

ワクチンは0、1、6か月後の3回接種（1シリーズ）を行い、1シリーズ終了後1～2か月後にHBs抗体検査で10 mIU/mL以上であれば免疫獲得と判定する。

③季節性インフルエンザは、毎年遅くとも11月末日までにワクチン接種を完了すること。

④「感染症免疫記録カード」をネームプレートに入れ、自身の感染症の抗体価・ワクチン接種歴を携帯すること。

- (3) 附属病院での演習・研究中の感染症罹患後あるいは曝露後の管理について
 ＊就業（就学）自粛期間の一覧（各疾患に対する免疫があれば、曝露後の対応は不要です）
 ＊下記自粛期間は 2023. 4. 1 の規定です。必ず最新の状況をご確認ください。

疾患名	区別	就業（就学）自粛期間
季節性インフルエンザ	罹患	発熱から 5 日間（発熱日を 0 とする）
	曝露後	最終曝露日 3 日間
麻疹	罹患	発疹出現後 4 日間（発疹出現日を 0 とする）
	曝露後	曝露後 7 日目から 21 日目まで
風しん	罹患	発疹出現後 4 日間（発疹出現日を 0 とする）
	曝露後	曝露後 14 日目から 21 日目まで
流行性耳下腺炎（ムンプス）	罹患	耳下腺腫脹後 5 日間（腫脹出現日を 1 とする）
	曝露後	曝露後 16 日目から 18 日目まで
水痘（帯状疱疹）	罹患	発疹が痂皮化するまで
	曝露後	曝露後 14 日目から 21 日目まで
流行性角結膜炎（EKC）	罹患	罹患期間中（医師の診断により変更）
ウイルス性感染性胃腸炎	罹患	症状消失後 48 時間まで
細菌性腸炎	罹患	適切な抗菌薬投与が行われ、なおかつ症状消失後 48 時間を経過（※1）
マイコプラズマ感染症	罹患	治療開始から 5 日間（改善しない場合は医師に相談）（※2）
猩紅熱	罹患	抗菌薬投与開始後 24 時間まで
髄膜炎	罹患	抗菌薬投与開始後 24 時間まで
溶連菌感染症	罹患	治療開始から 24 時間
手足口病	罹患	原則、発症日から 5 日間 水泡が消失していなければ、消失まで延長

※1 マイコプラズマの場合、症状が軽微で院内に立ち入らない学生は、マスク着用して授業・試験・実習に限り就学を認めます。診断書を提出して下さい。

※2 新型コロナウイルス感染症についての復職（復学）時期の最終判断は健康安全推進センターが決定する。

- (4) キャンパス（附属病院敷地内を除く）の感染対策について
 キャンパスにおいても感染対策を行っています。海外旅行時の赤痢等も含め、感染症や海外旅行時の赤痢等、感染症罹患時は、すみやかに事務室まで連絡して下さい。自宅療養期間は学校保健安全法に準じますが（季節性インフルエンザ：発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで、百日咳：特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで、など）、不明の場合は浦安キャンパス健康安全推進センター（保健室）まで問い合わせて下さい。
 なお、感染症状が疑われる場合、感染拡大の危険がありますので、登校前に受診して下さい。

2) 健康安全推進センター

学生の心身の健康を管理し、かつ健康保持に関する相談等に対応するために、健康安全推進センターを設けています。

(1) 浦安キャンパス健康安全推進センター（保健室）

1階の中庭に面したところにあります。開室時間は、9:30～16:30（月曜日～金曜日）です。学内での負傷や体調不良時などは、校医、健康安全推進センター看護師、または教員が容態をみて、応急処置などの対応をします。また休養が必要な場合は、健康安全推進センターのベッドが利用できます。さらに、容態が悪い場合には、順天堂大学附属病院への受診を手配します。

(2) 本郷・お茶の水キャンパス健康安全推進センター

応急処置や健康相談に応じています。怪我・病状等の状況に応じて、順天堂大学附属病院等への受診紹介も行います。

(3) 三島キャンパス健康安全推進センター

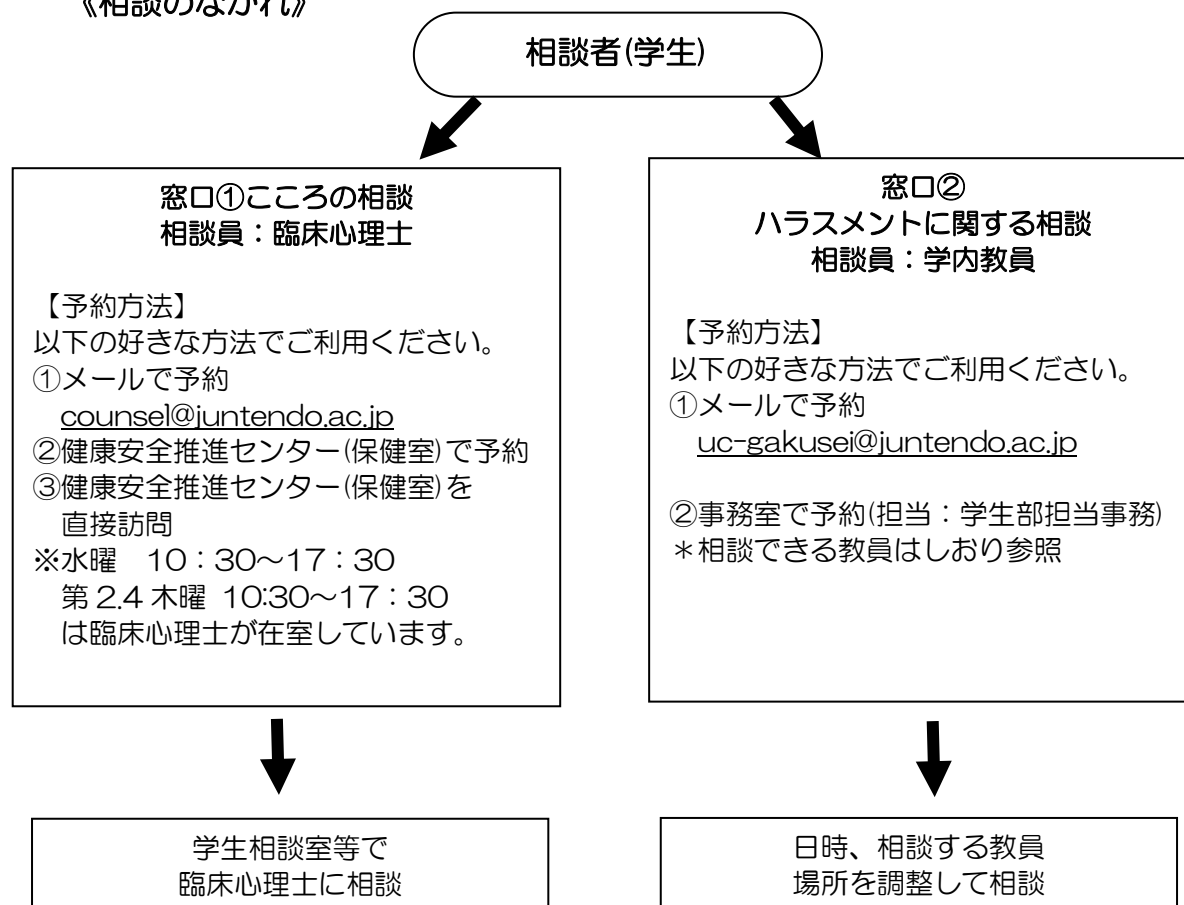
開室は9:00～17:00です。健康安全推進センター利用に関しては三島キャンパス事務室まで問い合わせてください。

3) 学生相談室

学生生活を始めた様々な悩みや心配などについて、学生生活がより充実したものとなるよう、浦安キャンパス学生相談室を設置しています。

学生相談室には、「こころの相談窓口」と「ハラスメントに関する窓口」があります。学生相談室の利用方法など詳細については、別途配布している「学生相談室のしおり」または学内専用ホームページをご確認ください。

《相談のながれ》



*学生の皆さんの相談内容や希望に応じて、相談員を紹介します。

施設利用

【本郷・お茶の水キャンパス】

1) コンピュータ教室

- (1) 天野ビル（大学院自習室）
利用時間等は本郷・お茶の水キャンパスの警備に従うこと。
※詳細は別冊「大学院生用情報ネットワークガイダンスブック」を参照
- (2) ラーニング・コモンズ
別紙参照

2) 食堂

	センチュリータワー地下1階	その他の食堂・レストラン
営業時間	11:15 ～ 14:00	一般客と同様に利用できます。
取扱メニュー	定食、麺類等	
支払方法	現金または 交通系電子マネー支払方式 (Suica・PASMO) カードは各自準備	

◆本郷・お茶の水キャンパスでの施設の取扱いについては別途本郷・お茶の水キャンパス事務室教務課（大学院担当）、または浦安キャンパス事務室までお問い合わせください。

【浦安キャンパス】

浦安キャンパスの校舎や運動施設は、自己学習や課外活動等での利用に開放されておりますので、各利用規則を守って使用してください。

◆各教室・演習室及びその他の施設利用（土日・祝日を含む）については、別途浦安キャンパス事務室までお問い合わせください。

1) 施設利用

施設名		利用時間	備考
パソコン教室	マルチメディア教室	月～金 9:00～19:00 土 9:00～17:00（第2土曜は除く）	学部共用
	ラーニングコモンズⅠ		
	ラーニングコモンズⅡ		
	CALL 教室		
大学院研究室Ⅰ（図書館1階）		学術メディアセンター（図書館）の利用時間に準ずる	院生専用
大学院研究室Ⅱ（A棟3階）		月～土 9:00～21:00（第2土曜は除く）	
教室・演習室		月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00（第2土曜は除く）	
食堂		後述参照	
学術メディアセンター（図書館）		後述参照	

※利用時間は大学の都合により変更する場合があります。

2) 自習室・コンピュータ教室等の利用

コンピュータ教室は、情報処理、文書作成、統計分析、インターネットによる情報検索、電子メール等のコンピュータ端末を使ったさまざまな活動が実施できるように整備されています。各端末のコンピュータは、学内外とネットワークでつながっておりますので十分責任をもって使用してください。

※詳細は別冊「大学院生用情報ネットワークガイダンスブック」を参照

3) 食堂

営業時間	11:30～14:00（昼食）
取扱メニュー	定食、麺類等
支払方法	Suica・Pasmo 方式 カードはご自身で準備してください。 なお、チャージはできませんので、予め入金しておいてください。

4) 浦安キャンパス学術メディアセンター（図書館）

本学の学術メディアセンターは、視聴覚資料を含めて、すべて開架方式を採用しており、自由に閲覧することができます。利用者としてのマナーを守り、学術メディアセンターを有効に利用してください。

(1) 利用時間

・開館時間

平日：9:00 ～ 21:00 土曜日：9:00 ～ 17:00

・夏季・冬季・春季休業期間の開館時間

平日：9:00 ～ 17:00 土曜日：9:00 ～ 13:00

・休館日

日曜日・国民の祝日・第2土曜日・年末年始・本学創立記念日(5月15日)・入学試験日・順華祭・その他、蔵書点検等による臨時休館日や開館時間の変更については事前に掲示します。

(2) 資料の利用

自由に資料を閲覧できますが、利用後は資料を元の場所に戻してください。

資料の配架場所については、学術メディアセンター収蔵案内図を参考にしてください。

・図書

1階に一般系、2階に看護・医学系の図書が配架されています。閲覧・貸出・コピーができます。

・雑誌・製本雑誌

1階雑誌架には最近1年間の雑誌、2階移動書架には以前の製本された雑誌が配架されています。貸出はできません。館内でのみ閲覧・コピーしてください。

・禁帯出資料

辞書や事典、白書、統計資料、索引誌等の参考図書、その他「禁帯出」シールが添付されている資料の貸出はできません。館内で閲覧・コピーしてください。

・視聴覚資料

1階に配架してあります。館内のPCまたは視聴覚室(AV室)で閲覧できます。貸出はできません。

(3) 貸出と返却

・貸出

1) 図書を借りるにはネームプレートが必要です。このカードは本郷・お茶の水キャンパス、さくらキャンパス、三島キャンパス、浦安・日の出キャンパスの各学術メディアセンターでも利用できます。

2) 貸出冊数と期間

図書 5冊まで、14日間以内

3) 手続き

借りたい図書とネームプレートをカウンターへ提示してください。
学術メディアセンターでは無断帯出防護システムが稼働しています。

4) 貸出の延長

貸出の延長は他に希望者がいない場合、1回だけできます。返却期限内に手続きをしてください。返却期限が過ぎている場合は延長できません。

・返却

1) カウンターに返却してください。

2) 学術メディアセンター入口のブックポストに入れてください。(開館時間外でも返却できます。)

貸出期限を過ぎている図書が未返却の場合は、貸出を禁止します。

・紛失・破損

資料を紛失・破損した場合は速やかにカウンターに申し出てください。

(4) コピー

館内の資料の複写は1階のコピー室内または2階のコピー機を利用してください。コインまたはコピーカードで利用できます。(料金：1枚10円)

コピーカード(1枚1,000円)をコピー室内の自動販売機で購入できます。

なお、このコピーカードは本郷・お茶の水キャンパス学術メディアセンターでも使用できます。

(5) レファレンス・サービス

必要な資料や情報を探すお手伝いをしています。相談や質問などは、カウンターで訊ねてください。

(6) 蔵書・文献検索専用コンピュータ

・OPAC(Online Public Access Catalog)：4キャンパスの学術メディアセンターで所蔵している図書や雑誌、視聴覚資料が検索できます。(https://jamc.juntendo.ac.jp/)

・医中誌(医学中央雑誌)WEB版：国内の医学・看護学系の文献が検索できます。

・最新看護索引web：国内の看護学系の文献が検索できます。

・CINAHL：看護学系の英語文献が検索できます。

(7) 相互利用

・文献複写依頼

本館に所蔵されていない論文等が必要な場合は、他大学(機関)から複写を取り寄せることができます。

希望者はカウンターで申込みをしてください。複写代・送料等は依頼者の負担となります。

・他の図書館利用

他大学(機関)の図書館を利用したい場合は、必要に応じて紹介状を発行します。

カウンターに申し出てください。

(8) 利用上の注意

館内では飲食は厳禁です。また、携帯電話は使用禁止ですので、電源はOFFまたは無音状態にしてください。

なお、開館時間は各キャンパス図書館で異なりますので、注意してください。

本郷・お茶の水キャンパス

平日：8:30～23:00 土曜日：8:30～19:00 第二土曜日：8:30～17:00

日曜日：13:00～17:00 祝祭日・振替休日：休館

さくらキャンパス 平日：9:00～21:40 土曜日：9:00～17:00 日曜・祝祭日：休館

(休業期間 平日：9:00～17:00 土曜日：9:00～13:00 日曜・祝祭日：休館)

三島キャンパス 平日：9:00～20:00 土曜日：9:00～17:00 日曜・祝祭日：休館

(休業期間 平日：9:00～17:00 土曜日：9:00～17:00 日曜・祝祭日：休館)

詳しくは、各学術メディアセンターの利用案内の栞および以下のホームページを参考にしてください。

順天堂大学学術メディアセンター <https://www.juntendo.ac.jp/about/org/library/>

浦安キャンパス <https://www.juntendo.ac.jp/about/org/library/urayasu/>

本郷・お茶の水キャンパス <https://www.juntendo.ac.jp/about/org/library/hongou/>

さくらキャンパス <https://www.juntendo.ac.jp/about/org/library/sakura/>

三島キャンパス <https://www.juntendo.ac.jp/about/org/library/mishima/>

浦安・日の出キャンパス <https://www.juntendo.ac.jp/about/org/library/hinode/>

データベース一覧 [\[admin.juntendo.ac.jp/about/org/library/database/index.html\]\(https://cms-admin.juntendo.ac.jp/about/org/library/database/index.html\)](https://cms-</p></div><div data-bbox=)

【三島キャンパス】

1) 施設利用

施設名	利用時間	利用日	備考
共同研究室 6	9:00～18:30	原則として月～金	
教室・演習室	9:00～18:30	原則として月～金	
食堂	後述参照		
学術メディアセンター	後述参照		

2) 自習室・コンピュータ教室等の利用

三島キャンパスでのコンピュータ利用についての詳細は、三島キャンパス事務室までお問い合わせください。

共同研究室 6 に PC、プリンターが設置してあります。マルチメディア教室の利用も可能です。(但し、学部生と共有。月～金 9:00～18:30)

また、校舎内は無線 LAN が整備されており使用可能です。

3) 食堂

営業時間	月～金 昼食 11:00～13:30 ※土曜日は授業等がある場合のみ営業
取扱メニュー	定食 (A、B)、麺類、カレーライス、パスタ、小ばち
支払方法	食券方式 (食券は自動販売機で購入)

4) 三島キャンパス学術メディアセンター (図書館)

視聴覚資料を含めて、すべて開架方式を採用しており、自由に閲覧することができます。利用者としてのマナーを守り、学術メディアセンターを有効に利用してください。

(1) 利用時間

・開館時間

平日：9:00～20:00 土曜日：9:00～17:00

・夏季・冬季・春季休業期間の開館時間

平日：9:00～17:00 土曜日：9:00～17:00

・休館日

日曜日・国民の祝日・第 2 土曜日・年末年始・本学創立記念日 (5 月 15 日)・入学試験日・大学祭
その他、蔵書点検等による臨時休館日や開館時間の変更については事前に掲示します。

(2) 資料の利用

- ・自由に資料を閲覧できますが、利用後は資料を元の場所に戻してください。
- ・資料の配架場所については、学術メディアセンター収蔵案内図や各キャンパス学術メディアセンターの葉を参考にしてください。
- ・図書は、閲覧・貸出・コピーができます。
- ・雑誌は、和雑誌・洋雑誌が配架されています。館内でのみ閲覧・コピーしてください。
- ・辞書や事典、白書、統計資料、索引誌等の参考図書、その他「禁帯出」シールの貼ってある資料は貸出ができません。館内でのみ閲覧・コピーしてください。
- ・視聴覚資料 は、館内の視聴覚装置 (AV) で視聴できます。学術メディアセンター外 (校舎内) での視聴を希望する場合は、「視聴覚教材 (DVD・CD・VHS) 館外持出申請書」に必要事項を記入し、カウンターに提出してください。

(3) 貸出と返却

・貸出

① 図書利用カード (ネームプレートと兼用)

図書を借りるには図書利用カード (ネームプレート) が必要です。このカードは、本郷・お茶の水キャンパス・さくらキャンパス・浦安キャンパス、浦安・日の出キャンパスの学術メディアセンターでも利用できます。

② 貸出冊数と期間

図書 5冊まで、14日間以内（返却日が休館の場合、翌開館日）

③ 手続き

借りたい図書と図書利用カード（ネームプレート）をカウンターへ提示してください。無断帯出防護システムが稼動しています。万一、無断持出した場合は処罰の対象となります。忘れずに手続きをしてください。

④ 貸出更新（延長）

予約が入っていない場合は、1回に限り14日間の延長ができます。返却期限内に手続きをしてください。

⑤ 予約

利用したい図書が貸出中の場合、予約をすることができます。カウンターに申し出てください。

・返却

カウンターに返却してください。ネームプレートは不要です。係員が不在の場合は、返却ポストに入れてください。

・紛失・破損

資料を紛失・破損した場合は弁償となります。速やかにカウンターに申し出てください。

(4) コピー

館内の資料複写はコピー機を利用してください。コピーカードで利用できます。

コピーカード（1枚1,000円）は、食堂内の自動販売機で購入できます。

(5) 蔵書・文献検索専用コンピュータ の設置

・学内外のパソコンから、インターネット経由で、5キャンパスの学術メディアセンターの蔵書が検索できます。

・医中誌(医学中央雑誌)WEB版：国内の医学・看護学系の文献が検索できます。

・CINAHL：看護学系の英語文献が検索できます。

(6) レファレンス・サービス

必要な資料や情報を探すお手伝いをしています。わからないことがありましたら、カウンターにお訊ねください。

(7) 相互利用

① 他キャンパス学術メディアセンター所蔵図書の利用

順天堂大学内の他キャンパス学術メディアセンターの所蔵図書も借りることができます。カウンターに申し出てください。（無料、配送に時間がかかります）

② 文献複写の依頼

本館に所蔵されていない論文等が必要な場合は、他大学（機関）から複写を取り寄せることができます。希望者は以下フォームから申込みをしてください。複写代・送料等は依頼者の負担となります。

【申込フォーム】

forms.gle/xJBURmUdjCwkqgwF9



③ 他大学（機関）の図書館の利用

他大学（機関）の図書館を利用したい場合は、必要に応じて紹介状を発行します。カウンターに申し出てください。

(8) 学術メディアセンター利用上の注意

- ① 各自の荷物はロッカーに入れ、館内には最小限必要な筆記用具等で入室しましょう。
- ② 入室時は、学術メディアセンター入り口に設置されたホワイトボードに入室・退室を表示します。学年ごとに色分けされたマグネットを入室時に表示し、退室時にはそのマグネットを元の場所に移動してください。この表示は、災害時の学生の入室状況を把握するために重要な役割をしますので、必ず各自で責任を持って実行してください。
- ③ 館内では、大きな声でのお喋りは慎み、他者に迷惑のかからないよう配慮しましょう。
- ④ 館内での飲食は、厳禁です。
- ⑤ 携帯電話・スマートフォンは使用禁止です。電源を切るかマナーモードにしてください。
- ⑥ 貸出中の図書を他人に貸すこと(また貸し)や、他人のネームプレートを使用することは禁止です。紛失した場合、学術メディアセンター記録上の借りている人に弁償責任が生じます。

【厚生寮・セミナーハウス】

学生が利用できる宿泊施設として、鶴沼厚生寮、箱根セミナーハウス、軽井沢セミナーハウスがあります。箱根、軽井沢の予約申込・お問い合わせは下記ホームページから行ってください。鶴沼厚生寮の詳細は人事部給与厚生課または浦安キャンパス事務室に確認してください。

【箱根・軽井沢セミナーハウス予約サイト】 <https://reserva.be/jtd>

※ログイン時の合言葉は「jtd」を入力してください。



箱根・ 芦ノ湖 セミナー ハウス	所 在	足柄下郡箱根町箱根 571-14-2 (TEL) 0460-83-9220
	交 通	※小田原駅よりバスにて「元箱根港」下車 所要時間 40-50 分程度
	利用料金	1泊2食付 学生 3,000～4,000 円 (消費税込)

軽井沢 セミナー ハウス	所 在	長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢東 129-2 (TEL) 0267-42-0046
	交 通	JR 軽井沢駅より徒歩 9 分
	利用料金	1泊朝食付 学生 3,000 円 (消費税込)

鶴沼 厚生寮	所 在	神奈川県藤沢市鶴沼海岸 2-17-10 (TEL) 0466-36-6066
	交 通	小田急電鉄江ノ島線鶴沼海岸駅より徒歩 5 分
	利用料金	1泊2食付 学生 2,500 円 (消費税込)

【順天堂大学関連施設一覧】

1) 学部・大学院

キャンパス	住所	電話番号	最寄り駅
本郷・お茶の水	〒113-8421 東京都文京区本郷 2-1-1	03-3813-3111	JR 御茶ノ水駅より 徒歩約 5 分
浦安	〒279-0023 千葉県浦安市高洲 2-5-1	047-355-3111	JR 新浦安駅より バス約 7 分
浦安・日の出	〒279-0013 千葉県浦安市日の出 6-4	047-354-3311	JR 新浦安駅より バス約 7 分
三島	〒411-8787 静岡県三島市大宮町 3-7-33	055-991-3111	JR 三島駅より 徒歩約 10 分
さくら	〒270-1695 千葉県印西市平賀学園台 1-1	0476-98-1001	京成本線京成酒々井駅より バス約 5 分

2) 順天堂大学医学部附属病院

病院	住所	電話番号
順天堂医院	〒113-8431 東京都文京区本郷 3-1-1	03-3813-3111
静岡病院	〒410-2295 静岡県伊豆の国市長岡 1129	055-948-3111
順天堂越谷病院	〒343-0032 埼玉県越谷市袋山 560	048-975-0321
浦安病院	〒279-0021 千葉県浦安市富岡 2-1-1	047-353-3111
順天堂東京江東高齢者医療センター	〒136-0075 東京都江東区新砂 3-3-20	03-5632-3111
練馬病院	〒177-0033 東京都練馬区高野台 3-1-10	03-5923-3111

